

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

頁	旧	新								
1	<p>(略)</p> <p>第2節 計画の構成</p> <p>○ 浜松市地域防災計画は、次の各編により構成する。</p> <p>1 共通対策編</p> <p>○ それぞれの対策に共通な事項を定める。</p> <p>2 風水害等対策編</p> <p>○ 風水害等による災害対策について定める。</p> <p>3 地震・津波対策編</p> <p>○ 南海トラフ巨大地震等の対策・津波の災害対策について定める。</p> <p>○ 南海トラフ地震防災対策推進計画を含む。</p> <p>○ 本編の被害想定は、平成25年6・11月に静岡県が策定した第4次地震被害想定結果に基づく。</p> <p>4 大規模事故対策編</p> <p>○ 道路、鉄道、船舶、航空機、火災等による災害対策について定める。</p> <p>5 資料編</p> <p>○ それぞれの対策に関わる資料を掲載する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 計画の構成</p> <p>○ 浜松市地域防災計画は、次の各編により構成する。</p> <p>1 共通対策編</p> <p>○ 各種災害及び大規模事故の対策に共通な事項を定める。</p> <p>2 風水害等対策編</p> <p>○ 風水害等による災害対策について定める。</p> <p>3 地震・津波対策編</p> <p>○ 南海トラフ地震・津波の災害対策について定める。</p> <p>○ 南海トラフ地震防災対策推進計画を含む。</p> <p>○ 本編の被害想定は、平成25年6・11月に静岡県が策定した第4次地震被害想定結果に基づく。</p> <p>4 大規模事故対策編</p> <p>○ 道路、鉄道、船舶、航空機、火災等による災害対策について定める。</p> <p>5 資料編</p> <p>○ それぞれの対策に関わる資料を掲載する。</p> <p>(略)</p>								
2	<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>								
3	<p>2 県</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務</li> <li>② 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>② 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の救助</li> <li>③ 行方不明者等の捜索及び遺体の検視</li> <li>④ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持</li> <li>⑤ 復旧・復興事業からの暴力団の排除</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務</li> <li>② 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整</li> </ul>	県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>② 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の救助</li> <li>③ 行方不明者等の捜索及び遺体の検視</li> <li>④ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持</li> <li>⑤ 復旧・復興事業からの暴力団の排除</li> </ul>	<p>2 県</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務</li> <li>② 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>② 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の救助</li> <li>③ 行方不明者等の捜索及び遺体の検視</li> <li>④ 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持</li> <li>⑤ 復旧・復興事業からの暴力団の排除</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務</li> <li>② 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整</li> </ul>	県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>② 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の救助</li> <li>③ 行方不明者等の捜索及び遺体の検視</li> <li>④ 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持</li> <li>⑤ 復旧・復興事業からの暴力団の排除</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務</li> <li>② 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整</li> </ul>									
県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>② 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の救助</li> <li>③ 行方不明者等の捜索及び遺体の検視</li> <li>④ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持</li> <li>⑤ 復旧・復興事業からの暴力団の排除</li> </ul>									
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務</li> <li>② 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整</li> </ul>									
県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>② 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の救助</li> <li>③ 行方不明者等の捜索及び遺体の検視</li> <li>④ 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持</li> <li>⑤ 復旧・復興事業からの暴力団の排除</li> </ul>									

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

<p>国土地理院 中部地方測量部</p>	<p>① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用</p> <p>② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、<b>国土地理院が提供及び公開する</b>防災関連情報の利活用</p> <p>③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用</p> <p>④ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等の実施</p>	<p>国土地理院 中部地方測量部</p>	<p>① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用</p> <p>② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、<b>国土地理院が提供及び公開する</b>防災関連情報の利活用</p> <p>③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用</p> <p>④ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等の実施</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>海上保安庁 第三管区海上保安本部</p>	<p>① 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施</li> <li>・ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発</li> <li>・ 港湾の状況等の調査研究</li> </ul> <p>② 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船艇、航空機等による警報等の伝達周知</li> <li>・ 船艇、航空機等を活用した情報収集</li> <li>・ 活動体制の確立</li> <li>・ 船艇、航空機等による海難救助等</li> <li>・ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送</li> <li>・ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与</li> <li>・ 要請に基づく関係機関及び本市の災害応急対策の実施に対する支援</li> <li>・ 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等</li> <li>・ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保</li> <li>・ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示</li> <li>・ 海上における治安の維持</li> <li>・ 巡視船艇等による主要港湾等の被害調査</li> </ul>	<p>海上保安庁 第三管区海上保安本部</p>	<p>① 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施</li> <li>・ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発</li> <li>・ 港湾の状況等の調査研究</li> </ul> <p>② 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船艇、航空機等による警報等の伝達周知</li> <li>・ 船艇、航空機等を活用した情報収集</li> <li>・ 活動体制の確立</li> <li>・ 船艇、航空機等による海難救助等</li> <li>・ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送</li> <li>・ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与</li> <li>・ 要請に基づく関係機関及び本市の災害応急対策の実施に対する支援</li> <li>・ 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等</li> <li>・ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保</li> <li>・ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示</li> <li>・ 海上における治安の維持</li> <li>・ 巡視船艇等による主要港湾等の被害調査</li> </ul>

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

9	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="376 150 564 341"></td> <td data-bbox="564 150 1131 341">③ 災害復旧・復興対策</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>5 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="376 427 564 635">                 (一社) 静岡県医師会                  (一社) 静岡県歯科医師会                  (公社) 静岡県薬剤師会                  (公社) 静岡県看護協会                  (公社) 静岡県病院協会             </td> <td data-bbox="564 427 1131 635">                 ① 医療救護施設等における医療救護活動の実施                  ② 検案                  ③ 災害時の口腔ケアの実施                  ④ 災害支援ナースの派遣             </td> </tr> </table> <p>(略)</p>		③ 災害復旧・復興対策	(一社) 静岡県医師会 (一社) 静岡県歯科医師会 (公社) 静岡県薬剤師会 (公社) 静岡県看護協会 (公社) 静岡県病院協会	① 医療救護施設等における医療救護活動の実施 ② 検案 ③ 災害時の口腔ケアの実施 ④ 災害支援ナースの派遣	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1211 150 1400 341"></td> <td data-bbox="1400 150 1966 341">                 ③ 災害復旧・復興対策                  ・ 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の確認・指導                  ・ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導             </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>5 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1211 427 1400 635">                 (一社) 静岡県医師会                  (一社) 静岡県歯科医師会                  (公社) 静岡県薬剤師会                  (公社) 静岡県看護協会                  (公社) 静岡県病院協会             </td> <td data-bbox="1400 427 1966 635">                 ① 医療救護施設等における医療救護活動の実施                  ② 検案時の協力                  ③ 災害時の口腔ケアの実施                  ④ 災害支援ナースの派遣             </td> </tr> </table> <p>(略)</p>		③ 災害復旧・復興対策 ・ 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の確認・指導 ・ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導	(一社) 静岡県医師会 (一社) 静岡県歯科医師会 (公社) 静岡県薬剤師会 (公社) 静岡県看護協会 (公社) 静岡県病院協会	① 医療救護施設等における医療救護活動の実施 ② 検案時の協力 ③ 災害時の口腔ケアの実施 ④ 災害支援ナースの派遣
	③ 災害復旧・復興対策									
(一社) 静岡県医師会 (一社) 静岡県歯科医師会 (公社) 静岡県薬剤師会 (公社) 静岡県看護協会 (公社) 静岡県病院協会	① 医療救護施設等における医療救護活動の実施 ② 検案 ③ 災害時の口腔ケアの実施 ④ 災害支援ナースの派遣									
	③ 災害復旧・復興対策 ・ 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の確認・指導 ・ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導									
(一社) 静岡県医師会 (一社) 静岡県歯科医師会 (公社) 静岡県薬剤師会 (公社) 静岡県看護協会 (公社) 静岡県病院協会	① 医療救護施設等における医療救護活動の実施 ② 検案時の協力 ③ 災害時の口腔ケアの実施 ④ 災害支援ナースの派遣									
12	<p>第6節 市の自然環境</p> <p>1 地形の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市北部地域は、南アルプス赤石山脈(赤石岳3, 121m)とその手前の山々が広域に広がり、これらの山地斜度は30度を超えるところが多い。また、この地域は、海底堆積岩の褶曲(しゅうきょく)山地で占められており、古い年代の地層は折りたたまれるように強く褶曲し、山地の起伏で斜面の傾斜が大きく、山崩れなど土砂災害の危険箇所が多い。</li> <li>○ 急峻な山地を侵食する河川は、天竜川のように急流となり、山地を侵食して多量の砂礫(されき)を運び、三角州性扇状地を形成している。</li> <li>○ 北縁にあたる長野県境の青崩峠から天竜区佐久間町浦川にかけては、西南日本を二分する大断層の中央構造線が横切り、中央構造線に沿って結晶片岩や輝緑岩など中・古生代の変成岩が分布し、断層の北西側は西南日本内帯として花こう岩、片麻岩などの火成岩、変成岩が分布する。</li> <li>○ 本市南部の海岸地帯には第四紀の地層でつくられた沖積海岸平野と段丘群が分布する。段丘は台地状に見えるため洪積台地とも呼ばれる。洪積台地は三方原台地などで代表される。</li> <li>○ 浜名湖は、総面積70. 27km<sup>2</sup>で外海とつながっている汽水湖で、三方原台地前面が沈降したために溪谷となって入江を形成してできあがったと考えられ、佐鳴湖も入江の一つの跡である。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>第6節 市の自然環境</p> <p>1 地形の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市北部地域は、南アルプス赤石山脈(赤石岳3, 121m)とその手前の山々が広域に広がり、これらの山地斜度は30度を超えるところが多い。また、この地域は、海底堆積岩の褶曲(しゅうきょく)山地で占められており、古い年代の地層は折りたたまれるように強く褶曲し、山地の起伏で斜面の傾斜が大きく、山崩れなど土砂災害の危険箇所が多い。</li> <li>○ 急峻な山地を侵食する河川は、天竜川のように急流となり、山地を侵食して多量の砂礫(されき)を運び、三角州性扇状地を形成している。</li> <li>○ 北縁にあたる長野県境の青崩峠から天竜区佐久間町浦川にかけては、西南日本を二分する大断層の中央構造線が横切り、中央構造線に沿って南東側は西南日本外帯として結晶片岩や輝緑岩など中・古生代の変成岩が分布し、断層の北西側は西南日本内帯として花こう岩、片麻岩などの火成岩、変成岩が分布する。</li> <li>○ 本市南部の海岸地帯には第四紀の地層でつくられた沖積海岸平野と段丘群が分布する。段丘は台地状に見えるため洪積台地とも呼ばれる。洪積台地は三方原台地などで代表される。</li> <li>○ 浜名湖は、総面積70. 27km<sup>2</sup>で外海とつながっている汽水湖で、三方原台地前面が沈降したために溪谷となって入江を形成してできあがったと考えられ、佐鳴湖も入江の一つの跡である。</li> </ul> <p>(略)</p>								

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

13	第7節 過去に発生した主な災害と予想される災害 (略)	第7節 過去に発生した主な災害と予想される災害 (略)																																																																
	1 過去に発生した主な災害	1 過去に発生した主な災害																																																																
	(1) 風水害	(1) 風水害																																																																
	○ 昭和34年9月26日 台風15号 (伊勢湾台風)	○ 昭和34年9月26日 台風第15号 (伊勢湾台風)																																																																
	<table border="1"> <tr> <td>死者</td> <td>5人</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>台風は硫黄島西方海上で第一級の台風に発達し、北北西から北に進み、26日18時30分ごろ紀伊半島南部に上陸した。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>56人</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">住家</td> <td>全壊</td> <td>441戸</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> <li>この時の中心気圧は929.5hpaであったが上陸後もあまり勢力が衰えず岐阜付近を通り高田の西方を経て秋田沖にいった。</li> <li>26日夕刻ごろから風雨が強まり最大風速は浜松で南南西26.4m/sを観測し、所々に突風があった。</li> <li>雨は26日16時から24時にかけて強く降り山岳方面で1時間雨量は30~35mmに達し、天竜川中流域で200~350mmであった。</li> <li>台風の最も接近した時刻が満潮時と一致したため、海岸では高潮や高波が起こった。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>1,635戸</td> </tr> <tr> <td>流失</td> <td>11戸</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>403戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非住家</td> <td>床下浸水</td> <td>1,688戸</td> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>4,192戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流田</td> <td>埋畑</td> <td>52ha</td> </tr> <tr> <td>冠田</td> <td>34ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水畑</td> <td>水畑</td> <td>1,810ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,522ha</td> </tr> </table>	死者	5人	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風は硫黄島西方海上で第一級の台風に発達し、北北西から北に進み、26日18時30分ごろ紀伊半島南部に上陸した。</li> </ul>	負傷者	56人	行方不明者	1人	住家	全壊	441戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>この時の中心気圧は929.5hpaであったが上陸後もあまり勢力が衰えず岐阜付近を通り高田の西方を経て秋田沖にいった。</li> <li>26日夕刻ごろから風雨が強まり最大風速は浜松で南南西26.4m/sを観測し、所々に突風があった。</li> <li>雨は26日16時から24時にかけて強く降り山岳方面で1時間雨量は30~35mmに達し、天竜川中流域で200~350mmであった。</li> <li>台風の最も接近した時刻が満潮時と一致したため、海岸では高潮や高波が起こった。</li> </ul>	半壊	1,635戸	流失	11戸	床上浸水	403戸	非住家	床下浸水	1,688戸	全壊	4,192戸	流田	埋畑	52ha	冠田	34ha	水畑	水畑	1,810ha		1,522ha	<table border="1"> <tr> <td>死者</td> <td>5人</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>台風は硫黄島西方海上で第一級の台風に発達し、北北西から北に進み、26日18時30分ごろ紀伊半島南部に上陸した。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>56人</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">住家</td> <td>全壊</td> <td>441戸</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> <li>この時の中心気圧は929.5hpaであったが上陸後もあまり勢力が衰えず岐阜付近を通り高田の西方を経て秋田沖にいった。</li> <li>26日夕刻ごろから風雨が強まり最大風速は浜松で南南西26.4m/sを観測し、所々に突風があった。</li> <li>雨は26日16時から24時にかけて強く降り山岳方面で1時間雨量は30~35mmに達し、天竜川中流域で200~350mmであった。</li> <li>台風の最も接近した時刻が満潮時と一致したため、海岸では高潮や高波が起こった。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>1,635戸</td> </tr> <tr> <td>流失</td> <td>11戸</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>403戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非住家</td> <td>床下浸水</td> <td>1,688戸</td> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>4,192戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流田</td> <td>埋畑</td> <td>52ha</td> </tr> <tr> <td>冠田</td> <td>34ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水畑</td> <td>水畑</td> <td>1,810ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,522ha</td> </tr> </table>	死者	5人	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風は硫黄島西方海上で第一級の台風に発達し、北北西から北に進み、26日18時30分ごろ紀伊半島南部に上陸した。</li> </ul>	負傷者	56人	行方不明者	1人	住家	全壊	441戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>この時の中心気圧は929.5hpaであったが上陸後もあまり勢力が衰えず岐阜付近を通り高田の西方を経て秋田沖にいった。</li> <li>26日夕刻ごろから風雨が強まり最大風速は浜松で南南西26.4m/sを観測し、所々に突風があった。</li> <li>雨は26日16時から24時にかけて強く降り山岳方面で1時間雨量は30~35mmに達し、天竜川中流域で200~350mmであった。</li> <li>台風の最も接近した時刻が満潮時と一致したため、海岸では高潮や高波が起こった。</li> </ul>	半壊	1,635戸	流失	11戸	床上浸水	403戸	非住家	床下浸水	1,688戸	全壊	4,192戸	流田	埋畑	52ha	冠田	34ha	水畑	水畑	1,810ha		1,522ha
	死者	5人	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風は硫黄島西方海上で第一級の台風に発達し、北北西から北に進み、26日18時30分ごろ紀伊半島南部に上陸した。</li> </ul>																																																															
	負傷者	56人																																																																
	行方不明者	1人																																																																
	住家	全壊	441戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>この時の中心気圧は929.5hpaであったが上陸後もあまり勢力が衰えず岐阜付近を通り高田の西方を経て秋田沖にいった。</li> <li>26日夕刻ごろから風雨が強まり最大風速は浜松で南南西26.4m/sを観測し、所々に突風があった。</li> <li>雨は26日16時から24時にかけて強く降り山岳方面で1時間雨量は30~35mmに達し、天竜川中流域で200~350mmであった。</li> <li>台風の最も接近した時刻が満潮時と一致したため、海岸では高潮や高波が起こった。</li> </ul>																																																														
		半壊	1,635戸																																																															
		流失	11戸																																																															
		床上浸水	403戸																																																															
	非住家	床下浸水	1,688戸																																																															
全壊		4,192戸																																																																
流田	埋畑	52ha																																																																
	冠田	34ha																																																																
水畑	水畑	1,810ha																																																																
		1,522ha																																																																
死者	5人	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風は硫黄島西方海上で第一級の台風に発達し、北北西から北に進み、26日18時30分ごろ紀伊半島南部に上陸した。</li> </ul>																																																																
負傷者	56人																																																																	
行方不明者	1人																																																																	
住家	全壊	441戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>この時の中心気圧は929.5hpaであったが上陸後もあまり勢力が衰えず岐阜付近を通り高田の西方を経て秋田沖にいった。</li> <li>26日夕刻ごろから風雨が強まり最大風速は浜松で南南西26.4m/sを観測し、所々に突風があった。</li> <li>雨は26日16時から24時にかけて強く降り山岳方面で1時間雨量は30~35mmに達し、天竜川中流域で200~350mmであった。</li> <li>台風の最も接近した時刻が満潮時と一致したため、海岸では高潮や高波が起こった。</li> </ul>																																																															
	半壊	1,635戸																																																																
	流失	11戸																																																																
	床上浸水	403戸																																																																
非住家	床下浸水	1,688戸																																																																
	全壊	4,192戸																																																																
流田	埋畑	52ha																																																																
	冠田	34ha																																																																
水畑	水畑	1,810ha																																																																
		1,522ha																																																																
○ 昭和46年8月31日 台風23号	○ 昭和46年8月31日 台風第23号																																																																	
<table border="1"> <tr> <td>死者</td> <td>1人</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は915hpaとなった。</li> <li>台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">住家</td> <td>全壊</td> <td>501箇所</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は915hpaとなった。</li> <li>台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>68箇所</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>213箇所</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>358箇所</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>836箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非住家</td> <td>道路</td> <td>501箇所</td> </tr> <tr> <td>橋</td> <td>68箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河川</td> <td>河川</td> <td>213箇所</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>358箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信施設</td> <td>通信施設</td> <td>836箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	死者	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は915hpaとなった。</li> <li>台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半</li> </ul>	負傷者	8人	住家	全壊	501箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は915hpaとなった。</li> <li>台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半</li> </ul>	半壊	68箇所	一部損壊	213箇所	床上浸水	358箇所	床下浸水	836箇所	非住家	道路	501箇所	橋	68箇所	河川	河川	213箇所	がけ崩れ	358箇所	通信施設	通信施設	836箇所			<table border="1"> <tr> <td>死者</td> <td>1人</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は915hpaとなった。</li> <li>台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">住家</td> <td>全壊</td> <td>501箇所</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は915hpaとなった。</li> <li>台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>68箇所</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>213箇所</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>358箇所</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>836箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非住家</td> <td>道路</td> <td>501箇所</td> </tr> <tr> <td>橋</td> <td>68箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河川</td> <td>河川</td> <td>213箇所</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>358箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信施設</td> <td>通信施設</td> <td>836箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	死者	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は915hpaとなった。</li> <li>台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半</li> </ul>	負傷者	8人	住家	全壊	501箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は915hpaとなった。</li> <li>台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半</li> </ul>	半壊	68箇所	一部損壊	213箇所	床上浸水	358箇所	床下浸水	836箇所	非住家	道路	501箇所	橋	68箇所	河川	河川	213箇所	がけ崩れ	358箇所	通信施設	通信施設	836箇所			
死者	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は915hpaとなった。</li> <li>台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半</li> </ul>																																																																
負傷者	8人																																																																	
住家	全壊	501箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は915hpaとなった。</li> <li>台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半</li> </ul>																																																															
	半壊	68箇所																																																																
	一部損壊	213箇所																																																																
	床上浸水	358箇所																																																																
	床下浸水	836箇所																																																																
非住家	道路	501箇所																																																																
	橋	68箇所																																																																
河川	河川	213箇所																																																																
	がけ崩れ	358箇所																																																																
通信施設	通信施設	836箇所																																																																
死者	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は915hpaとなった。</li> <li>台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半</li> </ul>																																																																
負傷者	8人																																																																	
住家	全壊	501箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は915hpaとなった。</li> <li>台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半</li> </ul>																																																															
	半壊	68箇所																																																																
	一部損壊	213箇所																																																																
	床上浸水	358箇所																																																																
	床下浸水	836箇所																																																																
非住家	道路	501箇所																																																																
	橋	68箇所																																																																
河川	河川	213箇所																																																																
	がけ崩れ	358箇所																																																																
通信施設	通信施設	836箇所																																																																

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

		戸			島、静岡県南岸を通過するときは985hpaとなったため、風による被害は少なかったが、雨は静岡県下全域に150mm～300mm、多いところで400mmとなった。そのため被害はほぼ県下全域に発生した。			戸			島、静岡県南岸を通過するときは985hpaとなったため、風による被害は少なかったが、雨は静岡県下全域に150mm～300mm、多いところで400mmとなった。そのため被害はほぼ県下全域に発生した。		
	非住家	116戸					非住家	116戸					
	流田	14.5ha					流田	14.5ha					
	埋畑	26.5ha					埋畑	26.5ha					
	冠水	4, 836ha					冠水	4, 836ha					
		768ha						768ha					
14	○ 昭和49年7月7日 台風8号及び梅雨前線による集中豪雨（七夕豪雨）					○ 昭和49年7月7日 台風第8号及び梅雨前線による集中豪雨（七夕豪雨）							
	死者	44人	文教施設	72箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖の鳥島付近の近海で発生した台風は、次第に北上して7月7月夕刻ごろには対馬海峡を通過し、日本海中部に達した。</li> <li>・ 一方、梅雨前線は東海地方西部にあったが、台風第8号の北東進にあわせ同日夕刻ごろには静岡県西部県境に達した。</li> <li>・ 梅雨前線の動きは非常に遅く、静岡県内を通過するのに7～10時間を要した。</li> <li>・ 時間雨量50～70mmの強雨が継続し、24時間降雨量は508mmという気象台創設以来の記録となり、県下各地で山・がけ崩れ、河川洪水による冠水などの被害が発生した。</li> </ul>		死者	44人	文教施設	72箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖の鳥島付近の近海で発生した台風は、次第に北上して7月7月夕刻ごろには対馬海峡を通過し、日本海中部に達した。</li> <li>・ 一方、梅雨前線は東海地方西部にあったが、台風第8号の北東進にあわせ同日夕刻ごろには静岡県西部県境に達した。</li> <li>・ 梅雨前線の動きは非常に遅く、静岡県内を通過するのに7～10時間を要した。</li> <li>・ 時間雨量50～70mmの強雨が継続し、24時間降雨量は508mmという気象台創設以来の記録となり、県下各地で山・がけ崩れ、河川洪水による冠水などの被害が発生した。</li> </ul>		
	負傷者	241人	設	3, 381箇所			負傷者	241人	設	3, 381箇所			
住家	全壊	241戸	道路	210箇所			住家	全壊	241戸	道路			210箇所
	半壊	350戸	橋	210箇所				半壊	350戸	橋			210箇所
	一部損壊	152戸	河川	2, 933箇所				一部損壊	152戸	河川			2, 933箇所
	床上浸水	26, 452戸	砂防	77箇所				床上浸水	26, 452戸	砂防			77箇所
	床下浸水	54, 092戸	水道	92箇所				床下浸水	54, 092戸	水道			92箇所
非住家	2, 221戸	がけ崩れ	4, 299箇所	非住家			2, 221戸	がけ崩れ	4, 299箇所				
流田	846ha	鉄道	7箇所	流田			846ha	鉄道	7箇所				
	埋畑	516ha	船舶				12隻	埋畑	516ha	船舶			12隻
冠水	8, 082ha	通信施設	1, 791回線	冠水			8, 082ha	通信施設	1, 791回線				
	2, 151ha							2, 151ha					
	(略)					(略)							
15	○ 平成16年10月9日 台風22号による大雨と台風					○ 平成16年10月9日 台風第22号による大雨と台風							

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

	死者 負傷者 行方不明者	5人	文教施設 病院 道路 橋りょう 河川 港湾 砂防 水道 清掃施設 がけ崩れ 鉄道不通 船舶被害 電話 電気 ガス ブロック 塀	86箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>10月4日フィリピンの東の海上で発生した台風第22号は、沖の鳥島の南海上で「非常に強い台風」となり、中心気圧920ha、最大風速50m/sまで発達し、その後も非常に強い勢力を保ったまま、9日16時に、伊豆半島へ上陸した。</li> <li>静岡県内は9日午後に暴風域に入り、石廊崎では最大瞬間風速67.6m/sの非常に強い風を観測した。</li> <li>また、台風の北上に伴い東海地方から関東地方にかけて停滞していた前線の活動が活発となり、御前崎では9日15時に1時間89mmの豪雨を記録した。</li> </ul>	死者 負傷者 行方不明者	5人	文教施設 病院 道路 橋りょう 河川 港湾 砂防 水道 清掃施設 がけ崩れ 鉄道不通 船舶被害 電話 電気 ガス ブロック 塀	86箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>10月4日フィリピンの東の海上で発生した台風第22号は、沖の鳥島の南海上で「非常に強い台風」となり、中心気圧920ha、最大風速50m/sまで発達し、その後も非常に強い勢力を保ったまま、9日16時に、伊豆半島へ上陸した。</li> <li>静岡県内は9日午後に暴風域に入り、石廊崎では最大瞬間風速67.6m/sの非常に強い風を観測した。</li> <li>また、台風の北上に伴い東海地方から関東地方にかけて停滞していた前線の活動が活発となり、御前崎では9日15時に1時間89mmの豪雨を記録した。</li> </ul>		
		100人		1箇所			1, 128箇所		100人		1箇所	1, 128箇所
		1人		1箇所			1, 128箇所		1人		1箇所	1, 128箇所
	住家	全壊	130戸	17箇所		住家	全壊	130戸	17箇所			
		半壊	277戸	310箇所			半壊	277戸	310箇所			
		一部損壊	3, 913戸	6箇所			一部損壊	3, 913戸	6箇所			
		床上浸水	310戸	3箇所			床上浸水	310戸	3箇所			
	非住家	床上浸水	1, 041戸	3箇所		非住家	床上浸水	1, 041戸	3箇所			
		床下浸水	1, 041戸	3, 823箇所			床下浸水	1, 041戸	3, 823箇所			
	流埋	田畑	3ha	2, 800回		流埋	田畑	3ha	2, 800回			
田畑		204ha	線	田畑	204ha		線					
冠水	田畑	3ha	135, 920戸	冠水	田畑	3ha	135, 920戸					
	田畑	42ha	1戸		田畑	42ha	1戸					
				8箇所					8箇所			

○ 平成27年9月7、8日 台風第18号と前線による大雨										
死者 負傷者 行方不明者	0人	文教施設 道路・橋りょう 河川 がけ崩れ 電気	1箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>太平洋沿岸に停滞する前線の影響により、大気の様相が不安定となった。また、台風第18号が9月7日3時に日本の南で発生し、ゆっくりした速さで北北西に進んだ。9日7時に豊橋市の南を北北西に進んだ後、10時過ぎに愛知県知多半島に上陸した。21時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。</li> <li>静岡県内は前線の影響により、</li> </ul>	死者 負傷者 行方不明者	0人	文教施設 道路・橋りょう 河川 がけ崩れ 電気	1箇所		
	5人		70箇所			5箇所		5人	70箇所	5箇所
	0人		5箇所			5箇所		0人	5箇所	5箇所
住家	全壊	0戸	24箇所		住家	全壊	0戸	24箇所		
	半壊	0戸	3580戸			半壊	0戸	3580戸		
	一部損壊	1戸				一部損壊	1戸			
	床上浸水	22戸				床上浸水	22戸			
非住家	床上浸水	90戸			非住家	床上浸水	90戸			
	床下浸水	90戸				床下浸水	90戸			
					0戸					0戸

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

16	○ 平成30年9月29日、10月1日 台風第24号による大雨と暴風	流 埋	田 畑	0.07ha 0ha	文 教 施 設	221箇所	<p>6日朝から雨となり、その後9日は台風の影響により雨が継続し、大雨となった。</p> <p>(静岡地方気象台 平成27年台風第18号と前線による大雨に関する静岡県気象速報より抜粋)</p> <p>・ 台風第24号は、30日に四国の南海上に北東に進み、暴風域を伴い、非常に強い勢力を維持して和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。</p> <p>・ 静岡県では、30日夜から強風となり、夜遅くから10月1日未明にかけて広い範囲で暴風となり、猛烈な風を観測したところがあった。</p> <p>・ また、本州の南海上に停滞する前線の影響で、29日明け方から断続的に雨となり、30日夜から10月1日未明にかけては、山地を中心に猛烈な雨となった。</p> <p>(静岡地方気象台 平成30年台風第24号に関する静岡県気象速報より抜粋)</p>	
	死 者	0人	負傷者	30人	病 院	2箇所		
	行方不明者	0人	道 路	608箇所	橋りょう	1箇所		
	住 家	全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水	1戸 9戸 2,703戸 0戸 0戸	河 川	16箇所	水 道	2,855戸	
		非 住 家	209戸	清 掃 施 設	12箇所	が け 崩 れ	6箇所	
		流 埋	田 畑	0ha 0ha	鉄 道 不 通	1箇所	電 気	741,701戸
					ブ ロ ッ ク	4箇所		

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

17	<p>○ 令和元年7月22日 豪雨（記録的短時間大雨情報）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">死者</td> <td style="width: 15%;">0人</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;">道路 がけ崩れ</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;">7箇所 4箇所</td> <td rowspan="6" style="width: 40%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前線や低気圧に向かって、南から湿った空気が流れ込み、太平洋側を中心に大気の状態が非常に不安定になった。浜松市南部付近では、22日22時10分までに1時間に約110mmの猛烈な雨が降ったとみられ、「記録的短時間大雨情報」が発表された。</li> <li>（日本気象協会ホームページから抜粋）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">住家</td> <td>全壊</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>1戸</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>21戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床下浸水</td> <td>42戸</td> </tr> <tr> <td>非住家</td> <td>0戸</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	死者	0人	道路 がけ崩れ	7箇所 4箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前線や低気圧に向かって、南から湿った空気が流れ込み、太平洋側を中心に大気の状態が非常に不安定になった。浜松市南部付近では、22日22時10分までに1時間に約110mmの猛烈な雨が降ったとみられ、「記録的短時間大雨情報」が発表された。</li> <li>（日本気象協会ホームページから抜粋）</li> </ul>	負傷者	0人	行方不明者	0人	住家	全壊	0人	半壊	0人	一部損壊	1戸	床上浸水	21戸		床下浸水	42戸	非住家	0戸		
	死者	0人	道路 がけ崩れ				7箇所 4箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前線や低気圧に向かって、南から湿った空気が流れ込み、太平洋側を中心に大気の状態が非常に不安定になった。浜松市南部付近では、22日22時10分までに1時間に約110mmの猛烈な雨が降ったとみられ、「記録的短時間大雨情報」が発表された。</li> <li>（日本気象協会ホームページから抜粋）</li> </ul>																		
負傷者	0人																									
行方不明者	0人																									
住家	全壊	0人																								
	半壊	0人																								
	一部損壊	1戸																								
	床上浸水	21戸																								
	床下浸水	42戸																								
非住家	0戸																									
<p>○ 令和4年9月23、24日 台風第15号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">死者</td> <td style="width: 15%;">0人</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;">文教施設 道路 橋りょう</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;">2箇所 115箇所 1箇所</td> <td rowspan="6" style="width: 40%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9月23日夜のはじめ頃から24日明け方にかけて、台風第15号の影響により、静岡県では猛烈な雨が降り、記録的短時間大雨情報が16回発表されるなど記録的な大雨となった。</li> <li>・ 台風第15号は、9月22日09時に日本の南で発生し、進路を北西から次第に北へ変え、23日21時に紀伊半島の南で熱帯低気圧に変わり、北東へ進んだ後、24日09時までには静岡県の南海上で温帯低気圧に変わった</li> <li>・ 静岡県では、大気の状態が非常に不安定となり、さらに局地的な前線で雨雲が発達し、猛烈な雨となった。これに加えて、台風の動きが比</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">住家</td> <td>全壊</td> <td>2戸</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>6戸</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>7戸</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>226戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床下浸水</td> <td>190戸</td> </tr> <tr> <td>非住家</td> <td>1,514戸</td> <td>河川 がけ崩れ</td> <td>5箇所 22箇所</td> </tr> </table>	死者	0人	文教施設 道路 橋りょう	2箇所 115箇所 1箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9月23日夜のはじめ頃から24日明け方にかけて、台風第15号の影響により、静岡県では猛烈な雨が降り、記録的短時間大雨情報が16回発表されるなど記録的な大雨となった。</li> <li>・ 台風第15号は、9月22日09時に日本の南で発生し、進路を北西から次第に北へ変え、23日21時に紀伊半島の南で熱帯低気圧に変わり、北東へ進んだ後、24日09時までには静岡県の南海上で温帯低気圧に変わった</li> <li>・ 静岡県では、大気の状態が非常に不安定となり、さらに局地的な前線で雨雲が発達し、猛烈な雨となった。これに加えて、台風の動きが比</li> </ul>	負傷者	5人	行方不明者	0人	住家	全壊	2戸	半壊	6戸	一部損壊	7戸	床上浸水	226戸		床下浸水	190戸	非住家	1,514戸	河川 がけ崩れ	5箇所 22箇所	
死者	0人	文教施設 道路 橋りょう				2箇所 115箇所 1箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9月23日夜のはじめ頃から24日明け方にかけて、台風第15号の影響により、静岡県では猛烈な雨が降り、記録的短時間大雨情報が16回発表されるなど記録的な大雨となった。</li> <li>・ 台風第15号は、9月22日09時に日本の南で発生し、進路を北西から次第に北へ変え、23日21時に紀伊半島の南で熱帯低気圧に変わり、北東へ進んだ後、24日09時までには静岡県の南海上で温帯低気圧に変わった</li> <li>・ 静岡県では、大気の状態が非常に不安定となり、さらに局地的な前線で雨雲が発達し、猛烈な雨となった。これに加えて、台風の動きが比</li> </ul>																			
負傷者	5人																									
行方不明者	0人																									
住家	全壊	2戸																								
	半壊	6戸																								
	一部損壊	7戸																								
	床上浸水	226戸																								
	床下浸水	190戸																								
非住家	1,514戸	河川 がけ崩れ	5箇所 22箇所																							



浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

18					<p>較的ゆっくりであったため、同じ地域に猛烈な雨が降る状況が継続した。</p> <p>(静岡地方気象台 令和4年台風第15号に関する静岡県気象速報より抜粋)</p>																											
	<p>○ 令和5年6月1日、2日、3日 台風第2号と前線による6月1日から3日にかけての大雨</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">死者</td> <td style="width: 15%;">1人</td> <td style="width: 15%;">文教施設</td> <td style="width: 15%;">1箇所</td> <td rowspan="10" style="width: 40%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月1日から3日にかけて、本州付近にある梅雨前線に向かって台風第2号からの非常に暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、静岡県の広い範囲で非常に激しい雨が降り、線状降水帯が断続的に発生するなど記録的な大雨となった。</li> <li>・ 大型の台風第2号は、6月1日9時に宮古島の南南東約90kmを北上し、2日は次日本の南を東に進んで、3日15時に伊豆諸島付近で温帯低気圧に変わった。</li> <li>・ 静岡県では、2日は広い範囲で雨雲が発達し、同じ地域に激しい雨や非常に激しい雨が長時間にわたって降った。</li> </ul> <p>(静岡地方気象台 令和5年台風第2号と前線による6月1日から3日にかけての大雨に関する静岡県気象速報より抜粋)</p> </td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>1人</td> <td>道路</td> <td>164箇所</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>0人</td> <td>水道</td> <td>13戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">住家</td> <td>全壊</td> <td rowspan="4">電気</td> <td rowspan="4">約 1,900戸</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>67戸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非住家</td> <td>6戸</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					死者	1人	文教施設	1箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月1日から3日にかけて、本州付近にある梅雨前線に向かって台風第2号からの非常に暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、静岡県の広い範囲で非常に激しい雨が降り、線状降水帯が断続的に発生するなど記録的な大雨となった。</li> <li>・ 大型の台風第2号は、6月1日9時に宮古島の南南東約90kmを北上し、2日は次日本の南を東に進んで、3日15時に伊豆諸島付近で温帯低気圧に変わった。</li> <li>・ 静岡県では、2日は広い範囲で雨雲が発達し、同じ地域に激しい雨や非常に激しい雨が長時間にわたって降った。</li> </ul> <p>(静岡地方気象台 令和5年台風第2号と前線による6月1日から3日にかけての大雨に関する静岡県気象速報より抜粋)</p>	負傷者	1人	道路	164箇所	行方不明者	0人	水道	13戸	住家	全壊	電気	約 1,900戸	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	67戸			非住家	6戸	
死者	1人	文教施設	1箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月1日から3日にかけて、本州付近にある梅雨前線に向かって台風第2号からの非常に暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、静岡県の広い範囲で非常に激しい雨が降り、線状降水帯が断続的に発生するなど記録的な大雨となった。</li> <li>・ 大型の台風第2号は、6月1日9時に宮古島の南南東約90kmを北上し、2日は次日本の南を東に進んで、3日15時に伊豆諸島付近で温帯低気圧に変わった。</li> <li>・ 静岡県では、2日は広い範囲で雨雲が発達し、同じ地域に激しい雨や非常に激しい雨が長時間にわたって降った。</li> </ul> <p>(静岡地方気象台 令和5年台風第2号と前線による6月1日から3日にかけての大雨に関する静岡県気象速報より抜粋)</p>																												
負傷者	1人	道路	164箇所																													
行方不明者	0人	水道	13戸																													
住家	全壊	電気	約 1,900戸																													
	半壊																															
	一部損壊																															
	床上浸水																															
床下浸水	67戸																															
非住家	6戸																															

20	<p>(2) 地震 (略)</p>	<p>(2) 地震 (略)</p> <div data-bbox="1218 229 1971 497" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>駿河湾を震源とする地震</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発震時 平成21年(2009年)8月11日 5時7分</li> <li>② 震央 138°29.9' E 34°47.1' N (駿河湾)</li> <li>③ 規模 マグニチュード6.5</li> <li>④ 震度 浜松市4</li> <li>⑤ この地震による震度分布は下図に示すとおりで、被災地域を通じての被害は、死者1人、負傷319人、住家全壊0戸、半壊6戸、一部損壊8,672戸であった。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1279 515 1792 922" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: right;">震度分布図</p>
21	<p>2 予想される災害</p> <p>(1) 地震・津波</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今世紀前半には、前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って連続して地震が発生する可能性も考えられる。</li> <li>○ 平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、静岡県が公表した第4次地震被害想定によれば、本市では駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪2万3千人を超える死者数が想定されている。</li> </ul>	<p>2 予想される災害</p> <p>(1) 地震・津波</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今世紀前半には、前回発生から約80年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って連続して地震が発生する可能性も考えられる。</li> <li>○ 平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、静岡県が公表した第4次地震被害想定によれば、本市では駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪2万3千人を超える死者数が想定されている。</li> </ul>

浜松市地域防災計画 共通対策編 第1章総則 新旧対照表

<p>(2) 複合災害・連続災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体の災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。</li> <li>○ 本市の場合、南海トラフ<b>巨</b>大地震などの大規模災害の発生に伴い、大規模事故などが複合的に起こるなど、最悪の事態を想定する必要がある。</li> <li>○ また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。</li> </ul>	<p>(2) 複合災害・連続災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体の災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。</li> <li>○ 本市の場合、南海トラフ地震などの大規模災害の発生に伴い、大規模事故などが複合的に起こるなど、最悪の事態を想定する必要がある。</li> <li>○ また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。</li> </ul>
--	---

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

頁	旧	新																																																													
22	<p>(略)</p> <p>第1節 <b>無線通信施設整備計画</b></p> <p>○ 災害時における通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化などの防災対策の推進を図る。</p> <p>1 無線通信施設の現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">無線の種類</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防災行政無線</td> <td>同報系</td> <td>市災害対策本部から市民等への情報の伝達、避難誘導等</td> </tr> <tr> <td>地域防災無線</td> <td>市災害対策本部、避難所、市有施設、防災関係機関及び生活関連機関との気象情報や災害情報の収集、伝達等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災相互通信用無線</td> <td>市災害対策本部と県・近隣市町、防災関係機関等との災害情報の収集、伝達等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防救急無線</td> <td>消防救急活動</td> </tr> <tr> <td colspan="2">衛星系無線 (VSAT)</td> <td>災害時における他都市との情報伝達</td> </tr> <tr> <td colspan="2">航空無線</td> <td>航空活動</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防団無線</td> <td>消防団活動</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水道無線</td> <td>上下水道関係の災害応急対策等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">静岡県防災行政無線</td> <td>市災害対策本部と県との気象情報、災害情報の収集及び伝達</td> </tr> </tbody> </table>	無線の種類		業務の内容	防災行政無線	同報系	市災害対策本部から市民等への情報の伝達、避難誘導等	地域防災無線	市災害対策本部、避難所、市有施設、防災関係機関及び生活関連機関との気象情報や災害情報の収集、伝達等	防災相互通信用無線		市災害対策本部と県・近隣市町、防災関係機関等との災害情報の収集、伝達等	消防救急無線		消防救急活動	衛星系無線 (VSAT)		災害時における他都市との情報伝達	航空無線		航空活動	消防団無線		消防団活動	水道無線		上下水道関係の災害応急対策等	静岡県防災行政無線		市災害対策本部と県との気象情報、災害情報の収集及び伝達	<p>(略)</p> <p>第1節 <b>通信施設等整備改良計画</b></p> <p>○ <b>この計画は</b>、災害時における通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、<b>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</b>などの防災対策の推進を図る<b>ためのものである</b>。</p> <p>1 無線通信施設の現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">無線の種類</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防災行政無線</td> <td>同報系</td> <td>市災害対策本部から市民等への情報の伝達、避難誘導等</td> </tr> <tr> <td>地域防災無線</td> <td>市災害対策本部、避難所、市有施設、防災関係機関及び生活関連機関との気象情報や災害情報の収集、伝達等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災相互通信用無線</td> <td>市災害対策本部と県・近隣市町、防災関係機関等との災害情報の収集、伝達等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防救急無線</td> <td>消防救急活動</td> </tr> <tr> <td colspan="2">衛星系無線 (VSAT)</td> <td>災害時における他都市との情報伝達</td> </tr> <tr> <td colspan="2">航空無線</td> <td>航空活動</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防団無線</td> <td>消防団活動</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水道無線</td> <td>上下水道関係の災害応急対策等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">静岡県防災行政無線</td> <td>市災害対策本部と県との気象情報、災害情報の収集及び伝達</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>衛星携帯電話</b></td> <td><b>市災害対策本部等及び孤立予想地区の自治会との災害情報の収集、伝達等</b></td> </tr> </tbody> </table>	無線の種類		業務の内容	防災行政無線	同報系	市災害対策本部から市民等への情報の伝達、避難誘導等	地域防災無線	市災害対策本部、避難所、市有施設、防災関係機関及び生活関連機関との気象情報や災害情報の収集、伝達等	防災相互通信用無線		市災害対策本部と県・近隣市町、防災関係機関等との災害情報の収集、伝達等	消防救急無線		消防救急活動	衛星系無線 (VSAT)		災害時における他都市との情報伝達	航空無線		航空活動	消防団無線		消防団活動	水道無線		上下水道関係の災害応急対策等	静岡県防災行政無線		市災害対策本部と県との気象情報、災害情報の収集及び伝達	<b>衛星携帯電話</b>		<b>市災害対策本部等及び孤立予想地区の自治会との災害情報の収集、伝達等</b>
無線の種類		業務の内容																																																													
防災行政無線	同報系	市災害対策本部から市民等への情報の伝達、避難誘導等																																																													
	地域防災無線	市災害対策本部、避難所、市有施設、防災関係機関及び生活関連機関との気象情報や災害情報の収集、伝達等																																																													
防災相互通信用無線		市災害対策本部と県・近隣市町、防災関係機関等との災害情報の収集、伝達等																																																													
消防救急無線		消防救急活動																																																													
衛星系無線 (VSAT)		災害時における他都市との情報伝達																																																													
航空無線		航空活動																																																													
消防団無線		消防団活動																																																													
水道無線		上下水道関係の災害応急対策等																																																													
静岡県防災行政無線		市災害対策本部と県との気象情報、災害情報の収集及び伝達																																																													
無線の種類		業務の内容																																																													
防災行政無線	同報系	市災害対策本部から市民等への情報の伝達、避難誘導等																																																													
	地域防災無線	市災害対策本部、避難所、市有施設、防災関係機関及び生活関連機関との気象情報や災害情報の収集、伝達等																																																													
防災相互通信用無線		市災害対策本部と県・近隣市町、防災関係機関等との災害情報の収集、伝達等																																																													
消防救急無線		消防救急活動																																																													
衛星系無線 (VSAT)		災害時における他都市との情報伝達																																																													
航空無線		航空活動																																																													
消防団無線		消防団活動																																																													
水道無線		上下水道関係の災害応急対策等																																																													
静岡県防災行政無線		市災害対策本部と県との気象情報、災害情報の収集及び伝達																																																													
<b>衛星携帯電話</b>		<b>市災害対策本部等及び孤立予想地区の自治会との災害情報の収集、伝達等</b>																																																													
23	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 障害のある方への情報伝達体制の整備</p> <p>○ 障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得す</p>																																																													

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

第2節 資材・器材等の点検整備計画

- 市が保有する災害応急対策に必要な資材・器材を整備するとともに、災害時にその機能を有効適切に発揮できるよう、常にこれらの点検整備を進める。

(略)

第3節 道路鉄道等災害防止計画

- 豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図る。

1 現況

- 浜松市が管理する国・県道の路線数及び延長は次のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

道路の種類		路線数	実延長 (km)
一般国道		6	251.0
県道	主要地方道	15	206.3
	一般県道	52	475.5
計		73	932.8

- 浜松市の都市計画道路の整備状況は、次のとおりである。

(令和4年3月31日現在)

計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率
144 路線	426,370m	288,028m	67.6%

ることができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 資材・器材等の点検整備計画

- この計画は、市が保有する災害応急対策に必要な資材・器材を整備するとともに、災害時にその機能を有効適切に発揮できるよう、常にこれらの点検整備を進めるためのものである。

(略)

第3節 道路鉄道等災害防止計画

- この計画は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図るためのものである。

1 現況

- 市が管理する国・県道の路線数及び延長は次のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

道路の種類		路線数	実延長 (km)
一般国道		6	251.0
県道	主要地方道	15	206.3
	一般県道	52	475.5
計		73	932.8

- 市の都市計画道路の整備状況は、次のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

計画決定路線数	計画決定道路延長	整備済延長	整備率
144 路線	426,370m	288,688m	67.7%

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

<p>25</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 防災知識普及計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震等の災害による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ市民、各組織等を対象に、地震等の防災に関する知識と防災対応の啓発・指導を行い、個々の防災力の向上を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 防災知識普及計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>この計画は</b>、地震等の災害による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ市民、各組織等を対象に、地震等の防災に関する知識と防災対応の啓発・指導を行い、個々の防災力の向上を図る<b>ためのものである。</b></li> </ul> <p>(略)</p>				
<p>27</p>	<p>3 市民に対する防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="392 539 1133 973"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">相談窓口</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の防災対策の相談に積極的に応じる。</li> <li>・ 総括的な事項及び特定の事項（建築）に関する相談窓口は次のとおり。</li> </ul> <p>&lt;総合相談窓口&gt;</p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課、<b>第1種協働センター</b>、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所</p> <p>&lt;建築物等相談窓口&gt;</p> <p>本庁の建築担当課（建築行政課及び北部都市整備事務所）</p> </td> </tr> </table>	相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の防災対策の相談に積極的に応じる。</li> <li>・ 総括的な事項及び特定の事項（建築）に関する相談窓口は次のとおり。</li> </ul> <p>&lt;総合相談窓口&gt;</p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課、<b>第1種協働センター</b>、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所</p> <p>&lt;建築物等相談窓口&gt;</p> <p>本庁の建築担当課（建築行政課及び北部都市整備事務所）</p>	<p>3 市民に対する防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1232 539 1973 973"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">相談窓口</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の防災対策の相談に積極的に応じる。</li> <li>・ 総括的な事項及び特定の事項（建築）に関する相談窓口は次のとおり。</li> </ul> <p>&lt;総合相談窓口&gt;</p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課、<b>行政センター</b>、<b>支所</b>、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所</p> <p>&lt;建築物等相談窓口&gt;</p> <p>本庁の建築担当課（建築行政課及び北部都市整備事務所）</p> </td> </tr> </table>	相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の防災対策の相談に積極的に応じる。</li> <li>・ 総括的な事項及び特定の事項（建築）に関する相談窓口は次のとおり。</li> </ul> <p>&lt;総合相談窓口&gt;</p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課、<b>行政センター</b>、<b>支所</b>、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所</p> <p>&lt;建築物等相談窓口&gt;</p> <p>本庁の建築担当課（建築行政課及び北部都市整備事務所）</p>
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の防災対策の相談に積極的に応じる。</li> <li>・ 総括的な事項及び特定の事項（建築）に関する相談窓口は次のとおり。</li> </ul> <p>&lt;総合相談窓口&gt;</p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課、<b>第1種協働センター</b>、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所</p> <p>&lt;建築物等相談窓口&gt;</p> <p>本庁の建築担当課（建築行政課及び北部都市整備事務所）</p>					
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の防災対策の相談に積極的に応じる。</li> <li>・ 総括的な事項及び特定の事項（建築）に関する相談窓口は次のとおり。</li> </ul> <p>&lt;総合相談窓口&gt;</p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課、<b>行政センター</b>、<b>支所</b>、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所</p> <p>&lt;建築物等相談窓口&gt;</p> <p>本庁の建築担当課（建築行政課及び北部都市整備事務所）</p>					
<p>29</p>	<p>4 園児、児童及び生徒に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市及び市教育委員会は、公立の学校及び幼稚園、並びに保育所等（以下「学校等」という。）に対し、静岡県安全教育目標、<b>浜松市学校（園）</b>防災対策基準等により、園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、市は、県が私立学校及び私立幼稚園（以下「私立学校等」という。）に防災教育を実施する際に連携を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>4 園児、児童及び生徒に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市及び市教育委員会は、公立の学校及び幼稚園、並びに保育所等（以下「学校等」という。）に対し、静岡県安全教育目標、<b>浜松市立小中学校・幼稚園</b>防災対策基準等により、園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、市は、県が私立学校及び私立幼稚園（以下「私立学校等」という。）に防災教育を実施する際に連携を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>				
<p>30</p>	<p>第6節 住民の避難体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、災害の危険が切迫した緊急時において一時的に安全を確保するための指定緊急避難</li> </ul>	<p>第6節 住民の避難体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、災害の危険が切迫した緊急時において一時的に安全を確保するための指定緊急避難</li> </ul>				

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

<p>場所（以下「緊急避難場所」という。）及び避難者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）を指定し、日頃から市民への周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>1 避難所等の指定、整備</p> <p>○ 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<b>新型コロナウイルスを含む</b>感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で避難者が避難生活を送るために避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</li> <li>・ 避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、トイレ等の設備の整備に努める。</li> <li>・ 避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、<b>常備薬</b>、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<b>新型コロナウイルス</b>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>31 2 福祉避難所</p> <p>(略)</p>	<p>場所（以下「緊急避難場所」という。）及び避難者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）を指定し、日頃から市民への周知に努める。</p> <p>○ 市は、<b>地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。</b></p> <p>(略)</p> <p>1 避難所等の指定、整備</p> <p>○ 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で避難者が避難生活を送るために避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</li> <li>・ 避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、トイレ等の設備の整備に努めるとともに、<b>貯水槽、井戸、非常用電源、地域防災無線等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</b></li> <li>・ 避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>2 福祉避難所</p> <p>(略)</p>
--	---

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

	<p>○ 災害時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○ 災害時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</p> <p>○ 要配慮者の直接避難を可能とする「指定福祉避難所」の指定に向けた検討をする。</p> <p>(略)</p>
32	<p>5 避難誘導体制の概要</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局と保健所及び感染症に係る関係課間で必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努める。</p> <p>○ 区（区長）は、市に避難指示等の発令のいとまがない場合は、市に代わって避難指示等の発令を行う。</p> <p>○ 自主防災隊は、地域の警戒や避難指示等の伝達・避難誘導を行うため、平常時より防災知識の普及、防災訓練、危険箇所の点検・把握、避難計画及び台帳の作成等に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>5 避難誘導体制の概要</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、新型インフルエンザ等感染症の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時から、危機管理課と保健所及び感染症に係る関係課間で必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努める。</p> <p>○ 危機管理監、区（区長）又は地域本部（行政センター長・支所長）は、市に避難指示等の発令のいとまがない場合は、市（市長）に代わって避難指示等の発令を行う。</p> <p>○ 自主防災組織は、地域の警戒や避難指示等の伝達・避難誘導を行うため、平常時より防災知識の普及、防災訓練、危険箇所の点検・把握、避難計画及び台帳の作成等に努める。</p> <p>(略)</p>
33	<p>第7節 訓練計画</p> <p>○ 大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図り、災害が発生したときの応急対策を円滑に進めるために、訓練の事項を定める。</p> <p>(略)</p>	<p>6 避難所等の施設管理</p> <p>○ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 訓練計画</p> <p>○ この計画は、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図り、災害が発生したときの応急対策を円滑に進めるために、訓練の事項を定める。</p> <p>(略)</p>
34	<p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p>



浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

<p>○ 平常時の活動は、防災知識の普及、防災訓練、防災資器材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 事業所等の果たすべき役割</p>	<p>○ 平常時の活動は、防災知識の普及、防災訓練、防災資器材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成・見直し、各種台帳の整備・点検等を行う。</p> <p>(略)</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="392 343 560 1356" style="background-color: #f8d7da;"> <p>事業所等の自主的な防災活動</p> </td> <td data-bbox="560 343 1137 1356"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所及び施設を管理運営する者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう、的確な防災活動を行う。また、被災住民の救出など地域の一員としての活動に参加するよう努める。</li> <li>・ 事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に努める。また、災害時の事業所の果たすべき役割を認識して各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。</li> <li>・ 以下に示すような事業所等における自主的な防災活動を、それぞれの実情に応じて行うものとする。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練</li> <li>・ 従業員の防災教育</li> <li>・ 情報の収集、伝達体制の確立</li> <li>・ 火災その他災害予防対策</li> <li>・ 避難対策、救出、応急救護等の対策の確立</li> <li>・ 飲料水、食料、生活必需品等の南海トラフ地震臨時情報発令時及び災害時に必要な物資の確保</li> <li>・ 施設及び設備の耐震性の確保</li> <li>・ 復旧計画策定</li> <li>・ 各対策の点検・見直し</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>事業所等の自主的な防災活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所及び施設を管理運営する者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう、的確な防災活動を行う。また、被災住民の救出など地域の一員としての活動に参加するよう努める。</li> <li>・ 事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に努める。また、災害時の事業所の果たすべき役割を認識して各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。</li> <li>・ 以下に示すような事業所等における自主的な防災活動を、それぞれの実情に応じて行うものとする。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練</li> <li>・ 従業員の防災教育</li> <li>・ 情報の収集、伝達体制の確立</li> <li>・ 火災その他災害予防対策</li> <li>・ 避難対策、救出、応急救護等の対策の確立</li> <li>・ 飲料水、食料、生活必需品等の南海トラフ地震臨時情報発令時及び災害時に必要な物資の確保</li> <li>・ 施設及び設備の耐震性の確保</li> <li>・ 復旧計画策定</li> <li>・ 各対策の点検・見直し</li> </ul> </li> </ul>	
<p>事業所等の自主的な防災活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所及び施設を管理運営する者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう、的確な防災活動を行う。また、被災住民の救出など地域の一員としての活動に参加するよう努める。</li> <li>・ 事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に努める。また、災害時の事業所の果たすべき役割を認識して各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。</li> <li>・ 以下に示すような事業所等における自主的な防災活動を、それぞれの実情に応じて行うものとする。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練</li> <li>・ 従業員の防災教育</li> <li>・ 情報の収集、伝達体制の確立</li> <li>・ 火災その他災害予防対策</li> <li>・ 避難対策、救出、応急救護等の対策の確立</li> <li>・ 飲料水、食料、生活必需品等の南海トラフ地震臨時情報発令時及び災害時に必要な物資の確保</li> <li>・ 施設及び設備の耐震性の確保</li> <li>・ 復旧計画策定</li> <li>・ 各対策の点検・見直し</li> </ul> </li> </ul>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="392 1356 560 1409" style="background-color: #f8d7da;"> <p>事業所の</p> </td> <td data-bbox="560 1356 1137 1409"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるととも</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>事業所の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるととも</li> </ul>	
<p>事業所の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるととも</li> </ul>		

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

		防災力向上の促進	
			に、防災に関するアドバイスを行う。
	38	<p>6 消防団との連携</p> <p>(略)</p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、市社会福祉協議会等とともに発災時に備え、災害ボランティアコーディネーター及び地域のボランティア団体等のネットワーク化を促進する。</li> <li>○ ネットワーク化を通じて防災に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援活動への意識を高める。</li> <li>○ 市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に必要な資器材の整備や施設の確保に努める。</li> </ul>	<p>5 消防団との連携</p> <p>(略)</p> <p>第 11 節 ボランティア活動に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この計画は、被災地の復旧・復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動について定めたものである。</li> <li>○ 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、市社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会等の NPO 及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備に努めるものとする。</li> <li>○ 市は、市社会福祉協議会等とともに発災時に備え、災害ボランティアコーディネーター及び地域のボランティア団体等のネットワーク化を促進する。</li> <li>○ ネットワーク化を通じて防災に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援活動への意識を高める。</li> <li>○ 市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に必要な資器材の整備や施設の確保に努める。</li> </ul>
	38	<p>第12節 避難行動要支援者支援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 、高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障害等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(2) 情報提供及び意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、</li> </ul>	<p>第 12 節 要配慮者支援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この計画は、高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障害等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る事項を定めたものである。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握、名簿、避難行動要支援者個別避難計画の作成等</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を努める。</li> </ul>

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

防災主官部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう避難行動要支援者個別避難計画等の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。

「避難支援等関係機関」

自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等

(3) 避難行動要支援者の把握、名簿、避難行動要支援者個別避難計画の作成等

(略)

「市が把握する要配慮者支援情報」

No.	対象者	提供資料	管理課
①	高齢者	高齢者台帳	高齢者福祉課、区長寿保険課
②	要介護者 要支援者	要介護認定者・ 要支援認定者一覧	介護保険課、区長寿保険課
③	身体障害者	身体障害者手帳 交付台帳	障害保健福祉課、区社会福祉課
④	知的障害者	療育手帳交付台帳	障害保健福祉課、区社会福祉課
⑤	精神障害者	精神障害者保健 福祉手帳交付台帳	障害保健福祉課、区社会福祉課
⑥	その他	必要となる情報	関係各課

(4) 名簿等情報の管理

(略)

(5) 防災訓練

- 自主防災隊や福祉関係団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に取り組むものとする。
- また、訓練により明確となった課題等を本人及び市並びに地域関係機関等で意見交換を

「市が把握する要配慮者支援情報」

No.	対象者	提供資料	管理課
①	高齢者	高齢者台帳	高齢者福祉課、中央福祉事業所長寿支援課、 浜名(天竜)福祉事業所長寿保険課
②	要介護者 要支援者	要介護認定者・ 要支援認定者一覧	介護保険課、中央福祉事業所長寿支援課、 浜名(天竜)福祉事業所長寿保険課
③	身体障害者	身体障害者手帳 交付台帳	障害保健福祉課、中央(浜名・天竜)福祉事 業所社会福祉課
④	知的障害者	療育手帳交付台帳	障害保健福祉課、中央(浜名・天竜)福祉事 業所社会福祉課
⑤	精神障害者	精神障害者保健 福祉手帳交付台帳	障害保健福祉課、中央(浜名・天竜)福祉事 業所社会福祉課
⑥	その他	必要となる情報	関係各課

(3) 情報提供及び意識啓発

- 防災主官部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう避難行動要支援者個別避難計画等の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。

(4) 防災訓練

- 個別避難計画の実効性を確保する観点等から、自主防災組織や福祉関係団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備のため、避難訓練の実施等に取り組むものとする。
- 訓練により明確となった課題等を本人及び市並びに地域関係機関等で意見交換をするなど平常時から避難行動支援について連携を取り合うよう努める。

(5) 名簿等情報の管理

(略)

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

<p>41</p>	<p>するなど平常時から避難行動支援について連携を取り合うよう努める。</p> <p>(6) 支援者の確保・研修</p> <p>(略)</p> <p>○ 市及び自主防災組織は、上記支援者となった者に対し、支援者自身の安全確保を含めた災害時における適切な行動を学習する機会を設けるとともに、避難行動支援に必要な情報等について積極的に提供しよう努める。</p> <p>(7) 情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>(8) 要配慮者利用施設における避難確保措置等</p> <p>○ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 地区防災計画との整合</p> <p>○ 市は、地区防災計画が定められている地区において、避難行動要支援者個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合を図るとともに、訓練等を通じて円滑な運用に努めるものとする。</p> <p>第13節 救助・救急活動に関する計画</p> <p>○ 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊及び救急隊の整備を推進する。</p> <p>第14節 応急住宅</p> <p>(略)</p> <p>第15節 災害廃棄物処理</p> <p>(略)</p>	<p>(6) 支援者の確保・研修</p> <p>(略)</p> <p>○ 市及び自主防災組織等は、上記支援者となった者に対し、支援者自身の安全確保を含めた災害時における適切な行動を学習する機会を設けるとともに、避難行動支援に必要な情報等について積極的に提供しよう努める。</p> <p>(7) 情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>(8) 要配慮者利用施設における避難確保措置等</p> <p>○ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 地区防災計画等との整合</p> <p>○ 市は、地区防災計画等が定められている地区において、避難行動要支援者個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画等との整合を図るとともに、訓練等を通じて円滑な運用に努めるものとする。</p> <p>第13節 救助・救急活動に関する計画</p> <p>○ この計画は、被災者に対する救助・救急活動を行うための事項を定めたものである。</p> <p>○ 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊及び救急隊の整備を推進する。</p> <p>○ 市は、災害時を想定した保健医療福祉活動の総合調整の実施体制を整備する。</p> <p>第14節 応急住宅</p> <p>○ 市は応急住宅の供給体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第15節 災害廃棄物処理</p> <p>(略)</p>
-----------	---	--

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

44	<p>第16節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画 (略)</p> <p>第17節 被災者生活再建支援に関する計画 (略)</p> <p>第18節 浜松市業務継続計画（BCP）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この計画は、被災時に地域住民の生命、財産、生活及び社会経済活動への支障を軽減するために、地域防災計画で規定する災害応急対策業務、復旧・復興業務に加え、通常業務の継続及びそれを支える必要資源について <b>も予め計画する。</b></li> </ul> <p>(略)</p> <p>第21節 災害に強いまちづくり</p> <p>1 現況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。</li> </ul> <p>«都市計画区域» (令和4年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="392 1114 1079 1316"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>面積</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域</td> <td>9, 890. 1ha</td> <td>449, 177 人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>41, 564. 9ha</td> <td>274, 375 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51, 455ha</td> <td>773, 552 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区域名	面積	人口	市街化区域	9, 890. 1ha	449, 177 人	市街化調整区域	41, 564. 9ha	274, 375 人	計	51, 455ha	773, 552 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、共通対策編第3章第21節において具体的に示す。</li> </ul> <p>第16節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この計画は、重要施設・ライフラインの機能確保等に資するため、市、重要施設の管理者及びライフライン事業者が取り組むべきことを定めたものである。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第17節 被災者生活再建支援に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この計画は、被災者の生活確保及び生活再建のため、市が取り組むべきことを定めたものである。</li> </ul> <p>第18節 浜松市業務継続計画（BCP）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この計画は、被災時に地域住民の生命、財産、生活及び社会経済活動への支障を軽減するために、地域防災計画で規定する災害応急対策業務、復旧・復興業務に加え、通常業務の継続及びそれを支える必要資源について <b>定めるものである。</b></li> </ul> <p>(略)</p> <p>第21節 災害に強いまちづくり</p> <p>1 現況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。</li> </ul> <p>«都市計画区域» (令和5年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1232 1114 1919 1316"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>面積</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域</td> <td>9, 890. 1ha</td> <td>497, 614 人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>41, 564. 9ha</td> <td>273, 518 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51, 455ha</td> <td>771, 132 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災</li> </ul>	区域名	面積	人口	市街化区域	9, 890. 1ha	497, 614 人	市街化調整区域	41, 564. 9ha	273, 518 人	計	51, 455ha	771, 132 人
区域名	面積	人口																								
市街化区域	9, 890. 1ha	449, 177 人																								
市街化調整区域	41, 564. 9ha	274, 375 人																								
計	51, 455ha	773, 552 人																								
区域名	面積	人口																								
市街化区域	9, 890. 1ha	497, 614 人																								
市街化調整区域	41, 564. 9ha	273, 518 人																								
計	51, 455ha	771, 132 人																								

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

46	<p>2 都市の不燃化計画 (略)</p> <p>3 開発行為の指導と土地区画整理事業 (略)</p> <p>    &lt;施行中の土地区画整理事業&gt; (令和4年10月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="392 683 1131 997"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区名</th> <th>面積</th> <th>施行期間(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共</td> <td>高竜</td> <td>11.3ha</td> <td>H9~R5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">組合</td> <td>船明</td> <td>43.5ha</td> <td>H7~R5</td> </tr> <tr> <td>中瀬南部</td> <td>45.3ha</td> <td>H15~R5</td> </tr> <tr> <td>西美園西</td> <td>9.0ha</td> <td>H13~R4</td> </tr> <tr> <td>浜北中央北</td> <td>19.1ha</td> <td>R3~R12</td> </tr> </tbody> </table>	地区名		面積	施行期間(年度)	公共	高竜	11.3ha	H9~R5	組合	船明	43.5ha	H7~R5	中瀬南部	45.3ha	H15~R5	西美園西	9.0ha	H13~R4	浜北中央北	19.1ha	R3~R12	<p>対策について検討する。</p> <p>○ 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前復興計画」の策定に努めるものとする。</p> <p>2 都市の不燃化計画</p> <p>○ この計画は、市街地の防災力の強化を図るための都市の不燃化について、市が取り組むべきことを定めたものである。</p> <p>(略)</p> <p>3 開発行為の指導と土地区画整理事業 (略)</p> <p>    &lt;施行中の土地区画整理事業&gt; (令和6年1月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1227 683 1966 997"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区名</th> <th>面積</th> <th>施行期間(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公共</td> <td>高竜</td> <td>11.3ha</td> <td>H9~R5</td> </tr> <tr> <td>高塚駅北第二</td> <td>4.6ha</td> <td>R4~R13</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">組合</td> <td>船明</td> <td>43.5ha</td> <td>H7~R6</td> </tr> <tr> <td>中瀬南部</td> <td>45.3ha</td> <td>H15~R6</td> </tr> <tr> <td>浜北中央北</td> <td>19.0ha</td> <td>R3~R12</td> </tr> </tbody> </table>	地区名		面積	施行期間(年度)	公共	高竜	11.3ha	H9~R5	高塚駅北第二	4.6ha	R4~R13	組合	船明	43.5ha	H7~R6	中瀬南部	45.3ha	H15~R6	浜北中央北	19.0ha	R3~R12
地区名		面積	施行期間(年度)																																									
公共	高竜	11.3ha	H9~R5																																									
組合	船明	43.5ha	H7~R5																																									
	中瀬南部	45.3ha	H15~R5																																									
	西美園西	9.0ha	H13~R4																																									
	浜北中央北	19.1ha	R3~R12																																									
地区名		面積	施行期間(年度)																																									
公共	高竜	11.3ha	H9~R5																																									
	高塚駅北第二	4.6ha	R4~R13																																									
組合	船明	43.5ha	H7~R6																																									
	中瀬南部	45.3ha	H15~R6																																									
	浜北中央北	19.0ha	R3~R12																																									
47	<p>4 公園・緑地計画 (略)</p> <p>第22節 盛土造成地対策の推進</p> <p>○ 市は、人家・公共施設等に被害を及ぼす恐れのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、各法令に基づき、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省(不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。)、農林</p>	<p>4 公園・緑地計画</p> <p>○ この計画は、市街地の防災力の強化を図るための公園・緑地の整備について、市が取り組むべきことを定めたものである。</p> <p>(略)</p> <p>第22節 大規模盛土造成地対策の推進</p> <p>○ 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼす恐れのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、各法令に基づき、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省(不法投棄された</p>																																										

浜松市地域防災計画 共通対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

<p>水産省、林野庁及び静岡県との支援を得て行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>廃棄物が盛土に混入している場合に限る。)、農林水産省、林野庁及び静岡県との支援を得て行うものとする。</p> <p>○ 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
---	---

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

頁	旧	新
48	<p>(略)</p> <p>第2節 総則</p> <p>1 災害応急対策の推進に当たって</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は、本計画に基づき災害応急対策を円滑に推進するとともに、県その他関係機関の応援を必要とする場合は遅滞なく、要請する。</li> <li>○ 市長は、静岡県が県計画に基づき施設、物資等の斡旋を行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう関係者の協力について十分に周知徹底を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 総則</p> <p>1 災害応急対策の推進に当たって</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、本計画に基づき災害応急対策を円滑に推進するとともに、県その他関係機関の応援を必要とする場合は遅滞なく、要請する。</li> <li>○ 市は、静岡県が県計画に基づき施設、物資等の斡旋を行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう市内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について周知を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>
49	<p>3 災害救助法の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第3節 組織・動員計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市災害対策準備室・連絡室、市災害対策本部等の編成及び災害応急対策に必要な組織や応急対策活動に必要な人員など、災害応急対策活動を確実に実施するための計画を示す。</li> </ul> <p>1 災害対策体制</p> <p>(略)</p>	<p>3 災害救助法の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>5 災害対策基本法第62条に基づく応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置をすみやかに実施する。</li> </ul> <p>第3節 組織・動員計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この計画は、市災害対策準備室・連絡室、市災害対策本部等の編成及び災害応急対策に必要な組織や応急対策活動に必要な人員など、災害応急対策活動を確実に実施するための事項を定めるものである。</li> </ul> <p>1 災害対策体制</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浜松市災害対策本部体制をとった場合、災害対策本部を設置する。</li> </ul>



浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

<p>50</p>	<p>(略)</p> <p>○ 災害時の体制を効率的、効果的に進めるため、組織等を次のとおり定める。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>総括部</b>は、危機管理監、政策補佐官、総務部長、企画調整部長及び財務部長並びに危機管理課、企画課、広聴広報課、国際課、情報システム課、秘書課、人事課、財政課、アセットマネジメント推進課、調達課、職員厚生課の職員をもって構成する。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市災害対策本部に、<b>消防局、健康福祉部、産業部、財務部(税務担当)、都市整備部(花みどり担当)、環境部、土木部、上下水道部、区本部</b>を置き、災害応急対策を円滑に推進する。</li> <li>・ <b>部長</b>は、部の果たすべき事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</li> <li>・ <b>部長及び区本部長</b>は、所管する災害応急対策を円滑に実施するため、総括部を介して、又は相互に業務の協力及び応援を求めることができる。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>«災害対策本部区本部»</p> <p>○ 災害応急対策を効果的に実施するため、次のとおり災害対策本部区本部を置く。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>区長</b>は、区本部と市災害対策本部の情報連絡員を指名し、市災害対策本部にてその任に従事させる。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>51</p> <p>«災害対策本部区地域本部»</p> <p>○ 地域の災害対策を効果的に進めるため、<b>第1種協働センター</b>に災害対策本部区地域本部を置く。</p>	<p>(略)</p> <p>○ 災害時の体制を効率的、効果的に進めるため、組織等を次のとおり定める。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>災害対策本部事務局</b>は、危機管理監、政策補佐官、総務部長、企画調整部長、財務部長、<b>会計管理者及びデジタル・スマートシティ推進部</b>長並びに危機管理課、企画課、<b>東京事務所</b>、広聴広報課、国際課、情報システム課、秘書課、人事課、<b>政策法務課</b>、財政課、アセットマネジメント推進課、調達課、職員厚生課、<b>会計課</b>の職員をもって構成する。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市災害対策本部に、<b>警備(消火・救出)部、保健医療調整本部、福祉支援部、遺族・遺体部、物資管理部、家屋調査部、都市復興部、廃棄物処理部、土木復旧部、上下水道復旧部、学校管理部、区本部</b>を置き、災害応急対策を円滑に推進する。</li> <li>・ <b>本部員(部長)</b>は、部の果たすべき事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</li> <li>・ <b>本部員(部長)及び区本部長(区長)</b>は、所管する災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策本部事務局を介して、又は相互に業務の協力及び応援を求めることができる。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>«災害対策本部区本部»</p> <p>○ 災害応急対策を効果的に実施するため、次のとおり災害対策本部区本部を置く。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>区本部長</b>は、区本部と市災害対策本部の情報連絡員を指名し、市災害対策本部にてその任に従事させる。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>«災害対策本部区地域本部»</p> <p>○ 地域の災害対策を効果的に進めるため、<b>行政センター及び支所</b>に災害対策本部区地域本部を置く。</p>
-----------	---	---

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

・ **第1種協働センター所長**は、当該区が災害対策本部体制を設置したとき、又はその必要があると認めるときに地域本部を設置する。

役職		職務
地域本部長	<b>第1種協働センター所長</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。</li> <li>・ 職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、地域本部長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。</li> </ul>

(略)

52

第4節 他市町村等への応援要請

- 広域的な大規模災害に対応するため県、政令市等に対して応援要請等を行う。
- 広域応援の受入れは、**浜松市広域受援計画**に基づく。

県に対する 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>市長</b>は災害応急対策が必要なときは、知事に対し次の事項を示し、応援を求めその実施について要請する。</li> <li>① 応援理由</li> <li>② 応援人員、装備、資機材等</li> <li>③ 応援場所</li> <li>④ 応援期間</li> <li>⑤ その他周囲の状況等応援に関し必要な事項</li> </ul>
市区町村に 対 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>市長</b>は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定に基づき、災害応急対策が必要なときは、他の市区町村長等に対し応援を要請する。</li> <li>・ 市は派遣された応援職員の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備する。</li> </ul>

・ **行政センター長及び支所長**は、当該区が災害対策本部体制を設置したとき、又はその必要があると認めるときに地域本部を設置する。

役職		職務
地域本部長	<b>行政センター長及び支所長</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。</li> <li>・ 職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、地域本部長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。</li> </ul>

(略)

第4節 相互応援協力計画

- この計画は、隣接地方公共団体等と相互応援協力の体制を整備し、災害応急対策活動の支援等について定めるものである。

1 受援

- 広域的な大規模災害に対応するため、必要に応じて県、政令市等に対して応援要請等を行う。
- 大規模な災害が発生し、**市災害対策本部長**が必要と認めた場合の広域受援の受入れは、**浜松市広域受援計画**に基づく。

県に対する 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>本部長（市長）</b>は災害応急対策が必要なときは、知事に対し次の事項を示し、応援を求めその実施について要請する。</li> <li>① 応援理由</li> <li>② 応援人員、装備、資機材等</li> <li>③ 応援場所</li> <li>④ 応援期間</li> <li>⑤ その他周囲の状況等応援に関し必要な事項</li> </ul>
市区町村に 対 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>本部長（市長）</b>は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定</li> </ul>

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

<p>緊急消防援助 応援要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、災害応急対策が必要なときは、知事に対して緊急消防援助隊の応援を要請する。</li> <li>・ 知事と連絡が取れない場合には、直接、消防庁長官に対し要請する。</li> </ul>		<p>に基づき、災害応急対策が必要なときは、他の市区町村長等に対し応援を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請時に伝達すべき事項 派遣希望人員・器材／派遣を希望する区域及び活動方法／派遣を希望する期間／受入体制（活動拠点等）／その他参考事項／応援派遣の要請先</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は派遣された応援職員の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備する。</li> </ul>
<p>受け入れ体制 の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</li> </ul>	<p>緊急消防援助 応援要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部長（市長）は、災害応急対策が必要なときは、知事に対して緊急消防援助隊の応援を要請する。</li> <li>・ 知事と連絡が取れない場合には、直接、消防庁長官に対し要請する。</li> </ul>
<p>第27節 相互応援協力計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 隣接地方公共団体等と相互応援協力の体制を整備し、災害応急対策活動の万全を期す。</li> <li>○ 大規模な災害が発生し、市災害対策本部長が必要と認めた場合の広域応援の受け入れは、浜松市広域応援計画に基づく。</li> </ul> <p>1 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定に基づき、災害応急対策が必要なときは隣接地方公共団体等の長に対して応援派遣の要請をする。</li> <li>○ 要請時に伝達すべき事項 派遣希望人員・器材／派遣を希望する区域及び活動方法／派遣を希望する期間／受入体制（活動拠点等）／その他参考事項／応援派遣の要請先</li> <li>○ 応援派遣が決定された場合は、災害対策本部において受入体制を整備する。</li> <li>○ 指揮命令は、派遣を受けた市において行う。</li> <li>○ 経費の負担については、原則として応援を要請する市において負担するものとし、細目については、その都度協議し決定する。</li> </ul>		<p>受け入れ体制 の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県から市町支援機動班が派遣された場合、県職員に市が求める支援内容を伝える。</li> <li>・ 市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</li> </ul>
		<p>2 派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指揮命令は、派遣を受けた市において行う。</li> <li>○ 経費の負担については、原則として応援を要請する市において負担するものとし、細目につ</li> </ul>

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

<p>53</p>	<p><b>第28節</b> 自衛隊派遣要請計画</p> <p>○ 災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の手続等の必要事項を<b>明らかにする</b>。</p> <p>1 災害派遣要請の範囲</p> <p>○ 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天変地異その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、次の3つの要件を満たすもので、その内容は以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>«災害派遣要請の内容»</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="392 683 1133 738"> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">炊飯及び給水支援</td> <td>被災者に対する<b>炊飯及び給水</b></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	炊飯及び給水支援	被災者に対する <b>炊飯及び給水</b>	<p>いては、その都度協議し決定する。</p> <p><b>第5節</b> 自衛隊派遣要請計画</p> <p>○ この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の手続等の必要事項を<b>定めたものである</b>。</p> <p>1 災害派遣要請の範囲</p> <p>○ 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天変地異その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、次の3つの要件を<b>原則</b>満たすもので、その内容は以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>«災害派遣要請の内容»</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1229 683 1971 738"> <tr> <td style="background-color: #fce4ec;">給食、給水及び入浴支援</td> <td>被災者に対する<b>給食、給水及び入浴支援</b></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する <b>給食、給水及び入浴支援</b>
炊飯及び給水支援	被災者に対する <b>炊飯及び給水</b>					
給食、給水及び入浴支援	被災者に対する <b>給食、給水及び入浴支援</b>					
<p>54</p>	<p>3 災害派遣部隊の受け入れ</p> <p>(略)</p> <p>○ 市長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、別に定めるところにより<b>県</b>へ要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>3 災害派遣部隊の受け入れ</p> <p>(略)</p> <p>○ 市長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、別に定めるところにより<b>知事</b>へ要請する。</p> <p>(略)</p>				
<p>55</p>	<p><b>第29節</b> 海上保安庁に対する支援要請計画</p> <p>○ 災害時における海上保安庁に対する支援要請を行う場合の必要事項を<b>明らかにする</b>。</p> <p>(略)</p> <p><b>第5節</b> 情報の収集、伝達計画</p> <p>○ 災害時における本市と県及び関係機関との情報の連絡体制を明らかにするとともに、災害時における情報連絡に支障のないように措置することを<b>目的とする</b>。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第6節</b> 海上保安庁に対する支援要請計画</p> <p>○ この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請を行う場合の必要事項を<b>定めるものである</b>。</p> <p>(略)</p> <p><b>第7節</b> 情報の収集、伝達計画</p> <p>○ この計画は、災害時における市、県及び関係機関との情報の連絡体制を明らかにするとともに、災害時における情報連絡に支障のないように措置することを<b>定めたものである</b>。</p> <p>(略)</p>				

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

	<p>2 情報の内容等</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="394 248 1133 443"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">災害応急活動に関する情報の収集及び伝達</td> <td>(略) ・ 本庁 11 部の長及び区長、第 1 種協働センター所長は、災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、別紙様式により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を本部長に報告する。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	(略) ・ 本庁 11 部の長及び区長、第 1 種協働センター所長は、災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、別紙様式により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を本部長に報告する。	<p>2 情報の内容等</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1232 248 1971 443"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">災害応急活動に関する情報の収集及び伝達</td> <td>(略) ・ 災害 11 部の長及び区本部長、地域本部長は、災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、別紙様式により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を本部長に報告する。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	(略) ・ 災害 11 部の長及び区本部長、地域本部長は、災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、別紙様式により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を本部長に報告する。
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	(略) ・ 本庁 11 部の長及び区長、第 1 種協働センター所長は、災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、別紙様式により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を本部長に報告する。					
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	(略) ・ 災害 11 部の長及び区本部長、地域本部長は、災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、別紙様式により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を本部長に報告する。					
59	<p>第 6 節 災害広報計画</p> <p>○ 災害時において、市民に必要な情報を提供して社会の安定を図るとともに、各報道機関等との協力体制を定め、広報活動の万全を図る。</p> <p>(略)</p> <p>1 情報収集及び広報</p> <p>○ 災害対策本部(広報担当)及び広報担当課は、他の部課、関係機関及び県との連絡を密にし、災害情報及び被害情報を迅速かつ正確に収集して広報する。特に避難情報については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して、迅速かつ確に情報発信を行う。</p> <p>○ 広報担当課は、災害の状況を写真、ビデオ等で記録する。</p> <p>(略)</p>	<p>第 8 節 災害広報計画</p> <p>○ この計画は、災害時において、市民に必要な情報を提供して社会の安定を図るとともに、各報道機関等との協力体制を定め、広報活動の万全を図るための事項を定めるものである。</p> <p>(略)</p> <p>1 情報収集及び広報</p> <p>○ 災害対策本部広報担当(広聴広報課)は、他の部課、関係機関及び県との連絡を密にし、災害情報及び被害情報を迅速かつ正確に収集して広報する。また、災害対策本部においては、特に避難情報について、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して、迅速かつ確に情報発信を行う。</p> <p>○ 災害対策本部広報担当(広聴広報課)は、災害の状況を写真、ビデオ等で記録する。</p> <p>(略)</p>				
60	<p>第 7 節 避難救出計画</p> <p>○ 災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のほか、生命、身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を捜索し、救出するために必要な事項を定める。</p> <p>○ 緊急の場合で市長に連絡をしないとまがないときは、危機管理監、区長又は第 1 種協働センター所長の判断により実施する。この場合は、その旨を遅滞なく市長へ報告する。</p> <p>1 避難指示等</p> <p>○ 市長は、津波、火災、山・がけ崩れ、河川の氾濫等により、住民に危険が切迫していると認めるときは、別に定める基準に基づき危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供</p>	<p>第 9 節 避難救出計画</p> <p>○ この計画は、災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のほか、生命、身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を捜索し、救出するために必要な事項を定めるものである。</p> <p>1 避難指示等</p> <p>○ 市は、津波、火災、山・がけ崩れ、河川の氾濫等により、住民に危険が切迫していると認めるときは、別に定める基準に基づき危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や</p>				

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

61	<p>や立退きの指示等を行う。</p> <p>○ 市長は、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。</p> <p>◀警戒措置▶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風による高潮、高波等が予測される場合には、危険地域の住民の速やかな避難等を促し、被害を最小限にとどめるような措置を講じる</li> </ul> <p>(略)</p> <p>2 避難指示等発令の判断・実施基準/ 水害</p> <p>○ 避難指示等の発令については、以下の基準を参考に、今後の気象予測や現地状況等を含めて総合的に判断する。なお、河川ごとの避難指示等発令の判断・実施基準は別に定める。</p>	<p>立退きの指示等を行う。</p> <p>○ 緊急の場合で本部長（市長）に連絡をするいとまがないときは、危機管理監、区本部長（区長）又は地域本部長（行政センター長・支所長）の判断により実施する。この場合は、その旨を遅滞なく本部長（市長）へ報告する。</p> <p>○ 市は、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。</p> <p>◀警戒措置▶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生のおそれがある場合には、危険地域の住民の速やかな避難等を促し、被害を最小限にとどめるような措置を講じる。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>2 避難指示等発令の判断・実施基準</p> <p>○ 水害・高潮災害は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の水害・高潮編により、土砂災害は同マニュアルの土砂災害編により判断する。</p> <p>○ 地震・津波は「地震・津波対策編 第5章災害応急対策計画 第7節避難活動」に準ずる。</p>											
	事前情報	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">発令時の状況</th> <th style="width: 25%;">住民の行動</th> <th style="width: 35%;">本市の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>静岡地方気象台から大雨注意報が発表された場合</td> <td>&lt;情報収集&gt; テレビ、ラジオ、危険度分布（洪水/土砂キックル）等を通じて気象情報に気をつける。</td> <td>&lt;情報収集&gt; 気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 大雨（浸水害）・洪水警報が発表された場合 ・ 台風等が市内に接近し、多量の降雨が予想される場合</td> <td>・ 要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。 ・ 上記以外の者は、気象情報等の情報収集をする。 ・ 必要に応じて、緊急</td> <td>&lt;災害対策準備室&gt; ・ 気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。 ・ 土木整備事務所等は、必要に応じて、河川の危険箇所の巡視にあたる。 ・ 必要に応じて、防災ホットメール等により該当地域の住民に注意喚起を促す。</td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	住民の行動	本市の対応		静岡地方気象台から大雨注意報が発表された場合	<情報収集> テレビ、ラジオ、危険度分布（洪水/土砂キックル）等を通じて気象情報に気をつける。	<情報収集> 気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。		・ 大雨（浸水害）・洪水警報が発表された場合 ・ 台風等が市内に接近し、多量の降雨が予想される場合	・ 要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。 ・ 上記以外の者は、気象情報等の情報収集をする。 ・ 必要に応じて、緊急
	発令時の状況	住民の行動	本市の対応										
	静岡地方気象台から大雨注意報が発表された場合	<情報収集> テレビ、ラジオ、危険度分布（洪水/土砂キックル）等を通じて気象情報に気をつける。	<情報収集> 気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。										
	・ 大雨（浸水害）・洪水警報が発表された場合 ・ 台風等が市内に接近し、多量の降雨が予想される場合	・ 要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。 ・ 上記以外の者は、気象情報等の情報収集をする。 ・ 必要に応じて、緊急	<災害対策準備室> ・ 気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。 ・ 土木整備事務所等は、必要に応じて、河川の危険箇所の巡視にあたる。 ・ 必要に応じて、防災ホットメール等により該当地域の住民に注意喚起を促す。										

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

		避難場所等へ自主避難する。	・ 必要に応じて、緊急避難場所を開設する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水位観測所の水位が「避難判断水位」に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合</li> <li>・ 「氾濫警戒情報」が発表された場合</li> <li>・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ul>	<p>&lt;危険な場所から高齢者等は避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策準備室又は連絡室&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急避難場所を開設する。</li> <li>・ 区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や警戒レベル3 高齢者等避難の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。</li> <li>・ 防災行政無線・緊急速報メール・防災ホットとメール等により、該当地域の住民に注意喚起を促すとともに、自主避難の呼びかけを行う。また、高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するように呼びかけを行う。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に到達した場合</li> <li>・ 「氾濫危険情報」が発表された場合</li> <li>・ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間か</li> </ul>	<p>&lt;危険な場所から全員避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットとメール等により該当地域の住民に警戒レベル4 避難指示の発令を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</li> <li>・ 区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や警戒レベル4 避難指示の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対</li> </ul>

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

	<p>ら明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> <li>水害の発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>		<p>する避難に関する情報伝達を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>&lt;災害が切迫&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水位観測所の水位が、「氾濫開始相当水位」に到達した場合</li> <li>堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</li> <li>水害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul> <p>（災害発生を確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防で決壊や越水、</li> </ul>	<p>&lt;命の危険 直ちに安全確保！&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットとメール等により該当地域に警戒レベル5 緊急安全確保の発令を行う。</li> <li>救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> <li>警戒レベル5 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために緊急避難場所等へ立退き避難す</li> </ul>	



浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

	<p>溢水等が発生した場合 (指定河川洪水予報の「氾濫発生情報」、水防団からの報告等により把握できた場合) ・ 水害が発生した場合であり市長等が必要と認める場合</p>		<p>ることがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する。</p>	
<p>3 避難指示等の判断・実施基準/ 土砂災害</p>				
<p>○ 避難指示等の発令については、以下の基準を参考に、今後の気象予測や現地状況等を含めて総合的に判断する。</p>				
事前情報	発令時の状況	住民の行動	本市の対応	
	静岡地方気象台から大雨注意報が発表された場合	<p>&lt;情報収集&gt; テレビ、ラジオ、危険度分布(洪水/土砂キキクル)等を通じて気象情報に気をつける。</p>	<p>&lt;情報収集&gt; 気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。</p>	
大雨警報(土砂災害)が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。</li> <li>・ 上記以外の者は、気象情報等の情報収集をする。</li> <li>・ がけの斜面からの出水等、周辺の異常な現象に注意する。</li> <li>・ 必要に応じて自主避難する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策準備室&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。</li> <li>・ 土砂災害警戒区域等を管轄する土木整備事務所等は、必要に応じて巡視にあたる。</li> <li>・ 防災ホットメール等により該地域の住民に注意喚起を促す。</li> </ul>		

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、多量の降雨が予想される場合（静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムも参考）</li> <li>・夜間から早朝に台風等が市内に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</li> </ul>	<p>&lt;危険な場所から高齢者等は避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策準備室又は連絡室&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて緊急避難場所を開設する。</li> <li>・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や警戒レベル3 高齢者等避難の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。</li> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域の住民に注意喚起を促すとともに、必要に応じて自主避難の呼びかけを行う。</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムにおける予測雨量が2時間後に土砂災害発生危険基準線（CLライン）に到達し、さらに降雨が継続する見込みである場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発</li> </ul>	<p>&lt;危険な場所から全員避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域の住民に避難指示の発令を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</li> <li>・区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難指</li> </ul>

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

	<p>表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巡視等によって土砂災害の前兆現象が確認された場合</li> <li>・ 土砂災害の発生するおそれがあり、市長等が必要と認める 場合</li> </ul>		<p>示の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対する避難に関する情報伝達を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂 災害】）が発表された場合</li> </ul> <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害の発生が確認された場合</li> </ul>	<p>&lt;命の危険 直ちに安全確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急に安全を確保する行動をとる。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットとメール等により該当地域に災害発生情報の発令を行う。</li> <li>・ 救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・ その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>	
<p>4 避難指示等の判断・実施基準/ 地震・津波</p> <p>○ 避難対策の基本方針</p> <p>① 南海トラフ地震等の発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</p>				

- ② 住民は、避難活動を行う際、自らの身の安全を確保しつつ、出火防止措置に努める。
- ③ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者に配慮する。
- ④ 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外又は県外への広域的な避難及び避難場所への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて県に広域避難収容に関する支援要請を行う。

○ 災害時の配備体制

① 情報収集

- ・ 静岡県沿岸に津波注意報が発表された場合は、情報収集体制をとるものとする。

② 市災害対策準備室・連絡室

- ・ 静岡県沿岸に津波警報が発表されたとき、又は津波注意報が発表され、被害発生のおそれがあるときは、市災害対策準備室を設置し、被害の発生又は危険な状態が続くと見込まれる場合は、市災害対策連絡室へ移行する。

③ 災害対策本部

- ・ 市長は津波災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置する。

○ 津波情報等の種類

① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

- ・ 気象庁は、地震の規模や位置を即座に推定し、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

② 津波予報区

- ・ 日本の沿岸は66の津波予報区に分けられ、本市が属する津波予報区・区域は、静岡県となり、津波予報担当気象官署は気象庁本庁となる。



※ 図は、静岡県及び周辺の県が属する津波予報区

○ 津波等の情報の収集・伝達

- ・ 避難指示の伝達は、第5節情報の収集・伝達計画により行う。

○ 避難対策

避難対策の基本方針	① 地震の発生及び津波警報等津波に関する情報が発表された場合には、避難対象地区（津波危険予想地域、推進計画区域）及びその周辺地域の住民等は、高所又は高台へ直ちに避難する必要があるため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。 ② 住民等は、津波警報等津波に関する情報を入手した者が率先して避難する。また、避難に当たっては、津波の接近を呼びかけながら、避難していない住民等へ情報を伝達する。 ③ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、自らの身の安全を確保するとともに、要配慮者等に配慮する。 ④ 津波避難ビルの施設管理者等は、可能な限り入口の解放等を実施し、避難者を受け入れる体制をとる。 ⑤ 夜間など、施設管理者等による解錠を待つ暇がないときには、窓や扉を蹴破るなどして逃げ込む。この際の補償等については、後日市と施設管理者等で協議を行うもの
-----------	--

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

	とする。	
情報・広報活動	<p>① 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は第5節情報の収集、伝達計画による。</p> <p>② 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は第6節災害広報計画による。また、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。</p> <p>③ 住民は、テレビ、ラジオ、防災行政無線(同報系)等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。</p>	
津波からの避難対策	<p>① 津波注意報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。なお、市長が行う避難指示については別に定めるところによる。</li> <li>・ 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>・ 海水浴客、釣人及びサーファー等に対し、避難指示の伝達に努める。</li> </ul> <p>② 津波警報・大津波警報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>③ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、直ちに避難対象地区(津波危険予想地域、推</li> </ul>	

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

			<p>進計画区域)にある住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。</p> <p>④ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度 4 以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも 30 分間は、安全を確保の上、津波監視カメラ等で海面の状態を監視する。</li> <li>・ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも 1 時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取する。</li> <li>・ 避難指示 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>⑤ 遠地津波が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置を講じる。</li> <li>・ 津波注意報又は津波警報が発表された場合は、上記の必要な措置を講じる。</li> <li>・ 住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地</li> </ul>	
--	--	--	---	--

	<p>津波の特性を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。</p> <p>⑥ 住民が実施する自衛措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海浜付近の住民、海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難指示を受けるまでもなく直ちに海浜から離れ、高台、津波避難ビル等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも津波警報又は津波注意報が発表された時には、同様の行動をとる。</li> </ul>	
	<p>6 避難指示等解除の判断・実施基準</p> <p>(1) 水害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。なお、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。</li> </ul> <p>(2) 高潮災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示等の解除については、当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として解除するものとする。なお、浸水被害が発生した場合については、浸水が解消された段階を基本として、解除するものとする。</li> </ul> <p>(3) 土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示等の解除については、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）が解除された段階を基本とする。しかし、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断し、解除する。なお、土砂災害が発生した箇所については、二次災害のおそれがないことを確認し、解除する。</li> </ul>	



浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

<p>7 避難指示等の判断にあたっての関係機関の助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示等の判断に際し、必要に応じて、国土交通省又は県等からの助言をもとに適切な対応を行う。</li> <li>○ 市長は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</li> </ul> <p>8 警戒区域の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、市長は、必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限、若しくは禁止し、市長が当該地域からの退去を命じることができる。</li> <li>○ 市職員の不在時又は要求があったときは、警察官、海上保安官、自衛官が市長の権限を代行することができる。</li> </ul> <p>9 避難と誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生が事前に予測されるとき、又は災害が発生し、若しくはまさに発生しようとするときで、緊急に避難しなければならない場合には、自らの判断で一時的に親戚、知人、友人宅等の安全な場所又は近くの安全な建物、公園、広場等に避難するなど、身の安全の確保に努める。</li> <li>○ 高齢者等避難の発令により、要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者のみならず、土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難行動の喚起に努める。</li> <li>○ 避難は、消防団員、自主防災組織の避難誘導に従って行う。 (略)</li> <li>○ 避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察、自衛隊、海上保安本部等と相互に密接な連絡をとるとともに、必要に応じ出動を求める。</li> <li>○ 避難後、地域ごとに互いに互いに安否確認を行う。</li> </ul> <p>10 屋内での待避等の安全確保措置</p>	<p>3 避難指示等の判断にあたっての関係機関の助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示等の判断に際し、必要に応じて、国土交通省又は県等からの助言をもとに適切な対応を行う。</li> <li>○ 市長は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</li> </ul> <p>4 警戒区域の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、市長は、必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限、若しくは禁止し、市長が当該地域からの退去を命じることができる。</li> <li>○ 市職員が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官、海上保安官、自衛官が市長の権限を代行することができる。</li> </ul> <p>5 避難と誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民等は災害の発生が事前に予測されるとき、又は災害が発生し、若しくはまさに発生しようとするときで、緊急に避難しなければならない場合には、自らの判断で一時的に親戚、知人、友人宅等の安全な場所又は近くの安全な建物、公園、広場等に避難するなど、身の安全の確保に努める。</li> <li>○ 市は高齢者等避難の発令により、要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者のみならず、土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難行動の喚起に努める。</li> <li>○ 避難は、自主防災組織等の避難誘導に従って行う。 (略)</li> <li>○ 市は避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察、自衛隊、海上保安本部等と相互に密接な連絡をとるとともに、必要に応じ出動を求める。</li> <li>○ 避難後、避難者が地域ごとに互いに家族や知人の安否確認を行う。</li> </ul> <p>6 屋内での待避等の安全確保措置</p>
--	---

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

<p>○ 市長は、避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、必要と認める地域において、屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。</p> <p>11 人命の救出活動</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="324 343 492 582">基本方針</td> <td data-bbox="492 343 1142 582"> <p>① 負傷者等に対する救出活動は市長が行うことを原則とするが、自主防災組織、事業所等の防災組織及び市民は、地域における相互扶助により自主的にこの活動を行う。</p> <p>② 市長は、県、警察署、自衛隊等に対し救出活動の協力を求める。 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="324 582 492 925">市の活動内容</td> <td data-bbox="492 582 1142 925"> <p>(略)</p> <p>③ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ市民等の協力を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援理由</li> <li>・ 応援人員、資機材等、応援場所、応援期間</li> <li>・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>63 12 避難所等の開設・運営</p>	基本方針	<p>① 負傷者等に対する救出活動は市長が行うことを原則とするが、自主防災組織、事業所等の防災組織及び市民は、地域における相互扶助により自主的にこの活動を行う。</p> <p>② 市長は、県、警察署、自衛隊等に対し救出活動の協力を求める。 (略)</p>	市の活動内容	<p>(略)</p> <p>③ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ市民等の協力を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援理由</li> <li>・ 応援人員、資機材等、応援場所、応援期間</li> <li>・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul>	<p>○ 市は、避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、必要と認める地域において、屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。</p> <p>7 人命の救出活動</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1164 343 1332 582">基本方針</td> <td data-bbox="1332 343 1971 582"> <p>① 負傷者等に対する救出活動は市が行うことを原則とするが、自主防災組織、事業所等の防災組織及び市民は、地域における相互扶助により自主的にこの活動を行う。</p> <p>② 市は、県、警察署、自衛隊等に対し救出活動の協力を求める。 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 582 1332 1356">市の活動内容</td> <td data-bbox="1332 582 1971 1356"> <p>(略)</p> <p>③ 市は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ市民等の協力を求める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 813 1400 1204"></th> <th data-bbox="1400 813 1657 861">市の要請事項</th> <th data-bbox="1657 813 1960 861">県の実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 861 1400 1204">救出の要請</td> <td data-bbox="1400 861 1657 1204"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援理由</li> <li>・ 応援人員、資機材等、応援場所、応援期間</li> <li>・ 救出を要する人員</li> <li>・ 周囲の状況(詳細に記入)</li> <li>・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul> </td> <td data-bbox="1657 861 1960 1204"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊の派遣要請</li> <li>・ 海上保安庁に対する支援要請</li> <li>・ 消防機関の応援要請</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 市は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、静岡県施設の管理者と協議し、施設を使用する。</p> </td> </tr> </table> <p>8 避難所等の開設・運営</p>	基本方針	<p>① 負傷者等に対する救出活動は市が行うことを原則とするが、自主防災組織、事業所等の防災組織及び市民は、地域における相互扶助により自主的にこの活動を行う。</p> <p>② 市は、県、警察署、自衛隊等に対し救出活動の協力を求める。 (略)</p>	市の活動内容	<p>(略)</p> <p>③ 市は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ市民等の協力を求める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 813 1400 1204"></th> <th data-bbox="1400 813 1657 861">市の要請事項</th> <th data-bbox="1657 813 1960 861">県の実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 861 1400 1204">救出の要請</td> <td data-bbox="1400 861 1657 1204"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援理由</li> <li>・ 応援人員、資機材等、応援場所、応援期間</li> <li>・ 救出を要する人員</li> <li>・ 周囲の状況(詳細に記入)</li> <li>・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul> </td> <td data-bbox="1657 861 1960 1204"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊の派遣要請</li> <li>・ 海上保安庁に対する支援要請</li> <li>・ 消防機関の応援要請</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 市は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、静岡県施設の管理者と協議し、施設を使用する。</p>		市の要請事項	県の実施事項	救出の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援理由</li> <li>・ 応援人員、資機材等、応援場所、応援期間</li> <li>・ 救出を要する人員</li> <li>・ 周囲の状況(詳細に記入)</li> <li>・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊の派遣要請</li> <li>・ 海上保安庁に対する支援要請</li> <li>・ 消防機関の応援要請</li> </ul>
基本方針	<p>① 負傷者等に対する救出活動は市長が行うことを原則とするが、自主防災組織、事業所等の防災組織及び市民は、地域における相互扶助により自主的にこの活動を行う。</p> <p>② 市長は、県、警察署、自衛隊等に対し救出活動の協力を求める。 (略)</p>														
市の活動内容	<p>(略)</p> <p>③ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ市民等の協力を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援理由</li> <li>・ 応援人員、資機材等、応援場所、応援期間</li> <li>・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul>														
基本方針	<p>① 負傷者等に対する救出活動は市が行うことを原則とするが、自主防災組織、事業所等の防災組織及び市民は、地域における相互扶助により自主的にこの活動を行う。</p> <p>② 市は、県、警察署、自衛隊等に対し救出活動の協力を求める。 (略)</p>														
市の活動内容	<p>(略)</p> <p>③ 市は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ市民等の協力を求める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 813 1400 1204"></th> <th data-bbox="1400 813 1657 861">市の要請事項</th> <th data-bbox="1657 813 1960 861">県の実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 861 1400 1204">救出の要請</td> <td data-bbox="1400 861 1657 1204"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援理由</li> <li>・ 応援人員、資機材等、応援場所、応援期間</li> <li>・ 救出を要する人員</li> <li>・ 周囲の状況(詳細に記入)</li> <li>・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul> </td> <td data-bbox="1657 861 1960 1204"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊の派遣要請</li> <li>・ 海上保安庁に対する支援要請</li> <li>・ 消防機関の応援要請</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 市は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、静岡県施設の管理者と協議し、施設を使用する。</p>		市の要請事項	県の実施事項	救出の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援理由</li> <li>・ 応援人員、資機材等、応援場所、応援期間</li> <li>・ 救出を要する人員</li> <li>・ 周囲の状況(詳細に記入)</li> <li>・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊の派遣要請</li> <li>・ 海上保安庁に対する支援要請</li> <li>・ 消防機関の応援要請</li> </ul>								
	市の要請事項	県の実施事項													
救出の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援理由</li> <li>・ 応援人員、資機材等、応援場所、応援期間</li> <li>・ 救出を要する人員</li> <li>・ 周囲の状況(詳細に記入)</li> <li>・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊の派遣要請</li> <li>・ 海上保安庁に対する支援要請</li> <li>・ 消防機関の応援要請</li> </ul>													

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

<p>(略)</p> <p>○ 避難所等の開設・運営に当たっては、別に定める対応方針に基づき<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策を実施するものとする。</p> <p>○ 避難所の運営に当たっては、「浜松市避難所運営マニュアル」を参考とし、安全管理の観点から次の事項に留意する。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保等の必要な措置を「避難所運営マニュアル本編（追録版）」に基づき実施する。</li> <li>・ <b>市防災担当部局</b>と健康福祉担当部局は、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の発生、拡大がみられる場合には、感染症対策に必要な措置を実施するとともに、<b>自宅療養者等が避難所に避難する可能性も考慮し、避難所運営に必要な情報の共有に努める。</b></li> </ul> <p>(略)</p> <p>65 1.3 避難所以外での滞在への配慮</p> <p>1.4 市長の要請と県の実施</p> <p>○ 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外又は県外への広域的な避難及び避難場所への収容が必要であると判断した場合、また市において救出の措置が困難な場合は、市長は下記事項を明らかにし県に要請する。</p> <table border="1" data-bbox="394 1310 1137 1401"> <tr> <td></td> <td>市の要請事項</td> <td>県の実施事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>① 避難希望地域</td> <td>① 市外の既存施設を避難所とする場合の斡旋</td> </tr> </table>		市の要請事項	県の実施事項		① 避難希望地域	① 市外の既存施設を避難所とする場合の斡旋	<p>(略)</p> <p>○ 避難所等の開設・運営に当たっては、別に定める対応方針に基づき感染症対策を実施するものとする。</p> <p>○ 避難所の運営に当たっては、「浜松市避難所運営マニュアル」を参考とし、安全管理の観点から次の事項に留意する。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</b></li> <li>・ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保等の必要な措置を「避難所運営マニュアル本編（追録版）」に基づき実施する。</li> <li>・ <b>市の危機管理課</b>と健康福祉担当部局は、感染症の発生、拡大がみられる場合には、感染症対策に必要な措置を実施する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>9 避難所以外での滞在への配慮</p> <p>10 市長の要請と県の実施</p> <p>○ 救出の要請については、「7 人命の救出活動」に示す。</p> <p>○ 市外への避難については、「11 広域避難・広域一時滞在」に示す。</p> <p>(略)</p>
	市の要請事項	県の実施事項					
	① 避難希望地域	① 市外の既存施設を避難所とする場合の斡旋					

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

	市外への避難	② 避難を要する人員 ③ 避難期間 ④ 輸送手段 ⑤ その他	② 市内の既存施設を避難所とする場合の強制使用 ③ 自衛隊の派遣要請 ④ 海上保安庁に対する支援要請 ⑤ 消防機関の応援要請	
	救出の要請	① 救出を要する人員 ② 周囲の状況(詳細に記入) ③ その他	① 自衛隊の派遣要請 ② 海上保安庁に対する支援要請 ③ 消防機関の応援要請	
	○ 市長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、静岡県施設の管理者と協議し、施設を使用する。 ○ 市長は、災害救助法が適用されない災害の場合においても、災害救助法の規定に準じて対策を実施する。 (略)			
	15 広域避難・広域一時滞在	○ 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、 <b>県内他市町への受け入れについては、当該市町に直接協議し、県へ報告する。</b> 他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 (略)		11 広域避難・広域一時滞在
	○ 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、 <b>下記事項を明らかにし県に要請する。</b>			
		市の要請事項	県の実施事項	
		① 避難希望地域 ② 避難を要する人員 ③ 避難期間 ④ 輸送手段 ⑤ その他	① 市外の既存施設を避難所とする場合の斡旋 ② 市内の既存施設を避難所とする場合の強制使用 ③ 自衛隊の派遣要請 ④ 海上保安庁に対する支援要請 ⑤ 消防機関の応援要請	
	○ 市は、 <b>県内他市町への受け入れについて、当該市町に直接協議し、県へ報告する。</b> 他の			

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

<p>○ 富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を定めた「富士山火山広域避難計画」(富士山火山防災対策協議会作成)に基づき、行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○ 受入支援を行うにあたっては、市民の安全性の確保を十分に考慮した上で対応する。</p> <p>(略)</p> <p>67 第31節 災害時避難行動要支援者の避難支援</p> <p>1 避難支援の実施体制</p> <p>(1)市における避難支援体制</p> <p>○ 浜松市災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づき、市は、避難行動要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備するとともに、次の避難支援等関係機関が協力して、避難行動要支援者の支援に当たる。</p> <p>◀避難支援等関係機関▶</p> <p>自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等</p> <p>(2)地域における避難支援体制</p> <p>(略)</p> <p>○ 何らかの理由により支援が実施できないときは自治会・自主防災組織へ連絡する。</p> <p>○ 自治会・自主防災組織においても支援が実施できないときは、行政機関等へ連絡する。</p> <p>(略)</p>	<p>都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるとともに、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p>(略)</p> <p>○ 受入支援を行うにあたっては、市民の安全性の確保を十分に考慮した上で対応する。</p> <table border="1" data-bbox="1256 392 1975 735"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市外から</td> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難を受け入れる際は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。</li> <li>・ 市は、避難所を指定する際、広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ定めるよう努める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第10節 災害時避難行動要支援者の避難支援</p> <p>1 避難支援の実施体制</p> <p>(1)市における避難支援体制</p> <p>○ 浜松市災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づき、市は、避難行動要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備するとともに、避難支援等関係機関が協力して、避難行動要支援者の支援に当たる。</p> <p>(2)地域における避難支援体制</p> <p>(略)</p> <p>○ 支援者は、何らかの理由により支援が実施できないときは自治会・自主防災組織へ連絡する。</p> <p>(略)</p>	区 分		内 容	市外から	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難を受け入れる際は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。</li> <li>・ 市は、避難所を指定する際、広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ定めるよう努める。</li> </ul>
区 分		内 容					
市外から	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域避難を受け入れる際は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。</li> <li>・ 市は、避難所を指定する際、広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ定めるよう努める。</li> </ul>					

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

<p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1)避難行動要支援者への情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、<b>災害情報共有システム（Lアラート）</b>や<b>防災行政無線、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等</b>様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ高齢者等避難等の防災情報を提供する。 <p>(略)</p> </li> </ul> <p>3 安否確認情報の収集体制</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や他施設等への避難情報を得た場合等は、<b>定められた方法</b>で報告する。 <p>(略)</p> </li> </ul> <p>4 避難所等における要配慮者支援体制</p> <p>(略)</p> <p>(2)避難所との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、<b>自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉関係者、避難支援者等</b>の協力のもとで、避難所において必要となる避難行動要支援者支援に関する相談やニーズ等に                  応え支援する。 <p>(略)</p> </li> </ul>	<p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1)避難行動要支援者への情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ高齢者等避難等の防災情報を提供する。 <p>(略)</p> </li> </ul> <p>3 安否確認情報の収集体制</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や他施設等への避難<b>先</b>情報を得た場合等は、<b>自治会・自主防災組織へ</b>報告する。 <p>(略)</p> </li> </ul> <p>4 避難所等における要配慮者支援体制</p> <p>(略)</p> <p>(2)避難所との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、<b>避難支援等関係機関</b>の協力のもとで、避難所において必要となる避難行動要支援者支援に関する相談やニーズ等に                  応え支援する。 <p>(略)</p> </li> </ul>
<p>68 <b>第24節</b> 消防計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策基本法に基づき、水火災による災害を予防・警戒するとともに、火災を鎮圧し災害による被害の軽減を図る。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p><b>第11節</b> 消防計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>この計画は</b>、災害対策基本法に基づき、水火災による災害を予防・警戒するとともに、火災を鎮圧し災害による被害の軽減を図る<b>ための事項を定めたものである。</b></li> </ul> <p>(略)</p>
<p>70 5 集団災害に対する消防計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故等の災害により、多数の傷病者が同時に発生した場合における救助及び救急その他の災害対策について定める。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>5 集団災害に対する消防計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>この計画は</b>、交通事故等の災害により、多数の傷病者が同時に発生した場合における救助及び救急その他の災害対策について定める<b>ものである。</b></li> </ul> <p>(略)</p>
<p>72 <b>第8節</b> 愛玩動物救護計画</p>	<p><b>第12節</b> 愛玩動物救護計画</p>

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

73	<p>○ 災害により、自宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、県及び飼い主等の実施事項を定める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第9節 食料供給計画</b></p>	<p>○ <b>この計画は</b>、災害により、自宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、県及び飼い主等の実施事項を定める<b>ものである</b>。</p> <p>(略)</p> <p><b>第13節 食料供給計画</b></p>																		
74	<p>○ 災害により日常の食事に支障が生じた際、被災者に対し応急な炊出しを行い、または必要な食料品を配給し、一時的に被災者の食生活を保護する。</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p> <p>(略)</p> <p>「応急食料の調達」</p> <p>○ 市指定の<b>各避難予定場所及び地区防災班配備場所</b>で必要となる応急食料の備蓄を進める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第10節 被服、寝具その他生活必需品及び燃料の供給計画</b></p>	<p>○ <b>この計画は</b>、災害により日常の食事に支障が生じた際、被災者に対し応急な炊出しを行い、または必要な食料品を配給し、一時的に被災者の食生活を保護する<b>ための事項を定めるものである</b>。</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p> <p>(略)</p> <p>「応急食料の調達」</p> <p>○ 市指定の<b>各避難所</b>で必要となる応急食料の備蓄を進める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第14節 被服、寝具その他生活必需品及び燃料の供給計画</b></p>																		
75	<p>○ 災害により物資の販売機構等が混乱し、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者に対して、被服、寝具その他生活必需品（以下この節において「物資」という。）及び燃料を一時的に配給又は貸与をする。</p> <p>1 法の基準</p> <table border="1" data-bbox="365 1066 1133 1173"> <tr> <td>費用</td> <td>(全壊 4人世帯の場合)</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>42,800 円以内</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>65,700 円以内</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第11節 給水計画</b></p>	費用	(全壊 4人世帯の場合)	夏季	42,800 円以内	冬季	65,700 円以内	<p>○ <b>この計画は</b>、災害により物資の販売機構等が混乱し、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者に対して、被服、寝具その他生活必需品（以下この節において「物資」という。）及び燃料を一時的に配給又は貸与をする<b>事項を定めるものである</b>。</p> <p>1 災害救助法の基準</p> <table border="1" data-bbox="1200 1066 1973 1262"> <tr> <td>費用</td> <td>(全壊 4人世帯の場合)</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>43,600 円以内</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>66,900 円以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(半壊、半焼、床上浸水 4人世帯の場合)</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>15,400 円以内</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>22,300 円以内</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>第15節 給水計画</b></p>	費用	(全壊 4人世帯の場合)	夏季	43,600 円以内	冬季	66,900 円以内		(半壊、半焼、床上浸水 4人世帯の場合)	夏季	15,400 円以内	冬季	22,300 円以内
費用	(全壊 4人世帯の場合)																			
夏季	42,800 円以内																			
冬季	65,700 円以内																			
費用	(全壊 4人世帯の場合)																			
夏季	43,600 円以内																			
冬季	66,900 円以内																			
	(半壊、半焼、床上浸水 4人世帯の場合)																			
夏季	15,400 円以内																			
冬季	22,300 円以内																			
75	<p>○ 災害により飲料水の供給が停止し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者</p>	<p>○ <b>この計画は</b>、災害により飲料水の供給が停止し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ること</p>																		

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

76	<p>に対し、必要な量の飲料水を供給する。</p> <p>1 法の基準</p> <table border="1" data-bbox="365 248 1135 300"> <tr> <td>費用</td> <td>実費</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 実施方法 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="365 491 1099 708"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>事業数</th> <th>給水人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市上水道</td> <td>1</td> <td>773,101人</td> </tr> <tr> <td>飲料水供給施設</td> <td>142</td> <td>2,811人</td> </tr> <tr> <td>専用水道</td> <td>70</td> <td>9,123人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	費用	実費	種別	事業数	給水人口	市上水道	1	773,101人	飲料水供給施設	142	2,811人	専用水道	70	9,123人	<p>ができない者に対し、必要な量の飲料水を供給するための事項を定めるものである。</p> <p>1 災害救助法の基準</p> <table border="1" data-bbox="1200 248 1971 395"> <tr> <td>費用</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①水の購入費、②給水又は浄水に必要な機械または器具の借上費・修繕費・燃料費、③浄水に必要な薬品又は資材費</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 実施方法 (令和4年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1200 491 1935 708"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>事業数</th> <th>給水人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市上水道</td> <td>1</td> <td>773,101人</td> </tr> <tr> <td>飲料水供給施設</td> <td>142</td> <td>2,811人</td> </tr> <tr> <td>専用水道</td> <td>70</td> <td>8,665人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>○ 水道施設に対し、早期に各戸給水を目標とした復旧計画を策定する。</p> <p>○ 浄水場、配水場等の水道基幹施設の復旧について、二次災害の防止と給水機能を保持するために各施設勤務者は、被災後直ちに施設の点検、補修及び操作に努める。</p> <p>○ 地域の被害状況の調査活動を行い、取水施設、導送配水管の復旧作業にあたる。</p> <p>○ 救護病院、透析施設、避難所等への優先的な応急給水に努める。</p> <p>(略)</p> <p>5 生活用水（非飲用）の確保</p> <p>○ 飲料水の安定した供給につなげるため、小中学校のプールの水や防災井戸等を活用し、災害時に洗濯やトイレの洗浄などに必要となる生活用水の確保に努める。</p>	費用	実費		①水の購入費、②給水又は浄水に必要な機械または器具の借上費・修繕費・燃料費、③浄水に必要な薬品又は資材費	種別	事業数	給水人口	市上水道	1	773,101人	飲料水供給施設	142	2,811人	専用水道	70	8,665人
費用	実費																															
種別	事業数	給水人口																														
市上水道	1	773,101人																														
飲料水供給施設	142	2,811人																														
専用水道	70	9,123人																														
費用	実費																															
	①水の購入費、②給水又は浄水に必要な機械または器具の借上費・修繕費・燃料費、③浄水に必要な薬品又は資材費																															
種別	事業数	給水人口																														
市上水道	1	773,101人																														
飲料水供給施設	142	2,811人																														
専用水道	70	8,665人																														
77	<p>第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>○ 地震により建築物、宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害を防止するため次の安全対策を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生じるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。</p>	<p>第16節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>○ この計画は、地震により建築物、宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害を防止するため次の安全対策を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生じるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定するための</p>																														



浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

78	<p>(略)</p> <p>1 被災建築物等に対する危険度判定及び安全対策</p> <p>○ 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、その実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士により被災建築物の危険度を判定する。</p> <p>○ 市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p> <p>○ 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力する。</p> <p>○ 市民は判定の結果に応じて、避難又は当該建築物、宅地等の応急補強その他必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 応急住宅の確保</p> <p>(1) 法の基準</p> <p style="text-align: right;">(令和4年7月1日現在)</p>	<p>ものである。また、災害救助法が適用された際に被災者の居住の安定を図るためのものである。</p> <p>(略)</p> <p>・災害のため屋根等に被害を受けた被災者の住家の損傷被害の拡大を防止する。</p> <p>(略)</p> <p>1 被災建築物等に対する危険度判定及び安全対策</p> <p>○ 「地震・津波対策編 第5章災害応急対策計画 第6節災害の拡大防止及び二次災害防止活動」に準ずる。</p> <p>(略)</p> <p>3 応急住宅の確保</p> <p>(1) 災害救助法の基準</p> <p style="text-align: right;">(令和5年5月16日現在)</p>																					
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅の供与</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>1戸当たり平均 6,285 千円以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生日から 20 日以内に整備開始</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅の応急修理</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分。 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) 655 千円以内/世帯</td> </tr> </table>	応急仮設住宅の供与	(略)		費用	1戸当たり平均 6,285 千円以内	期間	災害発生日から 20 日以内に整備開始	住宅の応急修理	(略)		費用	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分。 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) 655 千円以内/世帯	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅の供与</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>1戸当たり平均 6,775 千円以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生日から 20 日以内に整備開始 救助期間は完成の日から最長 2 年(必要に応じて 1 年を超えない期間ごとの延長が可能)</td> </tr> <tr> <td>住宅の</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	応急仮設住宅の供与	(略)		費用	1戸当たり平均 6,775 千円以内	期間	災害発生日から 20 日以内に整備開始 救助期間は完成の日から最長 2 年(必要に応じて 1 年を超えない期間ごとの延長が可能)	住宅の	(略)
応急仮設住宅の供与	(略)																						
	費用		1戸当たり平均 6,285 千円以内																				
	期間	災害発生日から 20 日以内に整備開始																					
住宅の応急修理	(略)																						
	費用	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分。 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) 655 千円以内/世帯																					
応急仮設住宅の供与	(略)																						
	費用	1戸当たり平均 6,775 千円以内																					
	期間	災害発生日から 20 日以内に整備開始 救助期間は完成の日から最長 2 年(必要に応じて 1 年を超えない期間ごとの延長が可能)																					
住宅の	(略)																						

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

		(これらに準ずる程度の被害を受けた世帯) 318 千円以内/世帯	応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 費用 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な部分。 (半壊または半焼の被害を受けた世帯) 706 千円以内/世帯 (これらに準ずる程度の被害を受けた世帯) 343 千円以内/世帯 期間 災害発生日から 1 か月以内に完了	
		期間		災害発生日から 1 か月以内に完了
障害物の除去	(略)		住宅の応急修理(住家被害の拡大を防止するための緊急の修理) 対象 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。 費用 (雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯) 50 千円以内/世帯 期間 災害発生日から 10 日以内	
	費用	138,300 円以内/世帯		
	(略)			
79	(略)	(略)	障害物の除去 (略) 費用 138,700 円以内/世帯 (略)	
		(3) 市長の要請と県の実施		(略)
		○ 市において災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、資材等の調達が可能又は困難な場合、若しくは市の区域外又は県外への広域的な応急仮設住宅への収容が必要であると認めた場合には、市長は次の事項を明らかにし県へ要請を行う。		○ 市において災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、資材等の調達が可能又は困難な場合、若しくは市の区域外又は県外への広域的な応急仮設住宅への収容が必要であると認めた場合には、市長は次の事項を明らかにし知事へ要請を行う。
	市長の要請	県の実施		
	(略)			
住宅応急修理	① 被害世帯数(半焼・半壊・準半壊) ② 修理戸数 ③ 修理に必要な資材品名及び数	① 広域避難収容の支援 ② 建築資材、建築業者等の調達斡旋		
	市長の要請	県の実施		
	(略)			
住宅応急修理 (日常生活に)	⑦ 被害世帯数(半焼・半壊・準半壊) ⑧ 修理戸数	① 広域避難収容の支援 ② 建築資材、建築業者等の		

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

81	<p>第13節 医療及び助産計画</p> <p>○ 災害により医療、助産機関が混乱し、被災した市民が医療又は助産の途を失った場合に、浜松市医療救護計画に基づき応急的に医療又は助産を施し、被災者の保護を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>量</p> <p>④ 修理に必要な建築業者及び人数</p> <p>⑤ 連絡責任者</p> <p>⑥ その他参考となる事項</p>	<p>③ 輸送</p> <p>④ 災害復旧用材(国有林材)及び県有林材の活用</p>	<p>必要な最小限度の部分の修理)</p> <p>⑨ 修理に必要な資材品名及び数量</p> <p>⑩ 修理に必要な建築業者及び人数</p> <p>⑪ 連絡責任者</p> <p>⑫ その他参考となる事項</p>	<p>⑨ 修理に必要な資材品名及び数量</p> <p>⑩ 修理に必要な建築業者及び人数</p> <p>⑪ 連絡責任者</p> <p>⑫ その他参考となる事項</p>	<p>調達斡旋</p> <p>③ 輸送</p> <p>④ 災害復旧用材(国有林材)及び県有林材の活用</p>	
		(略)	<p>住宅応急修理(住家被害の拡大を防止するための緊急の修理)</p> <p>① 被害世帯数(半焼・半壊・準半壊)</p> <p>② 修理戸数</p> <p>③ 修理に必要な資材品名及び数量</p> <p>④ 修理に必要な建築業者及び人数</p> <p>⑤ 連絡責任者</p> <p>⑥ その他参考となる事項</p>				<p>① 被害世帯数(半焼・半壊・準半壊)</p> <p>② 修理戸数</p> <p>③ 修理に必要な資材品名及び数量</p> <p>④ 修理に必要な建築業者及び人数</p> <p>⑤ 連絡責任者</p> <p>⑥ その他参考となる事項</p>
		(略)	<p>宅地内の土砂の除去</p> <p>① 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)</p> <p>② 除去に必要な人員</p> <p>③ 除去に必要な期間</p> <p>④ 除去に必要な機械器具の品目別数量</p> <p>⑤ 除去した障害物の集積場所の有無</p>				<p>① 障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あつせん</p>
	<p>第17節 医療及び助産計画</p> <p>○ この計画は、災害により医療、助産機関が混乱し、被災した市民が医療又は助産の途を失った場合に、浜松市医療救護計画に基づき応急的に医療又は助産を施し、被災者の保護を図るためのものである。</p> <p>(略)</p>						

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

2 実施事項		2 実施事項	
市	<p>① 救護所の開設場所及び救護病院をあらかじめ定める。</p> <p>② 救護班の出動を医師会、医療機関及び医療関係団体に要請し、救護所を開設する。</p> <p>③ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努める。</p> <p>④ 自主防災組織等と協力して、重症患者及び中等症患者を救護所から救護病院まで搬送する。</p> <p>⑤ 保健医療調整本部を設置し、救護所及び救護病院の状況等を把握するとともに、必要な調整を行う。</p> <p>⑥ 救護所の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トリアージ</li> <li>・ 軽症患者に対する処置の看護師等への指示</li> <li>・ 死亡の確認及び遺体搬送の手配</li> <li>・ 重症患者及び中等症患者への応急処置</li> <li>・ 救護病院等への搬送手配</li> <li>・ 医療救護活動の記録、市災害対策本部への措置状況等の報告</li> <li>・ 地区防災班への救援要請</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul> <p>⑦ 救護病院の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トリアージ</li> <li>・ 重症患者及び中等症患者の処置と収容</li> <li>・ 航空搬送拠点への搬送手配</li> <li>・ 死亡の確認及び遺体搬送の手配等</li> </ul>	市	<p>① 救護所の開設場所及び救護病院をあらかじめ定める。</p> <p>② 病院施設・診療所について、施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講じる。</p> <p>③ 救護班の出動を医師会、医療機関及び医療関係団体に要請し、救護所を開設する。</p> <p>④ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努める。</p> <p>⑤ 自主防災組織等と協力して、重症患者及び中等症患者を救護所から救護病院まで搬送する。</p> <p>⑥ 保健医療調整本部を設置し、救護所及び救護病院の状況等を把握するとともに、必要な調整を行う。</p> <p>⑦ 救護所の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トリアージ</li> <li>・ 軽症患者に対する処置の看護師等への指示</li> <li>・ 死亡の確認及び遺体搬送の手配</li> <li>・ 重症患者及び中等症患者への応急処置</li> <li>・ 救護病院等への搬送手配</li> <li>・ 医療救護活動の記録、市災害対策本部への措置状況等の報告</li> <li>・ 地区防災班への救援要請</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul> <p>⑧ 救護病院の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トリアージ</li> <li>・ 重症患者及び中等症患者の処置と収容</li> <li>・ 航空搬送拠点への搬送手配</li> <li>・ 死亡の確認及び遺体搬送の手配等</li> </ul>

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

83		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療救護活動の記録及び広域災害救急医療情報システム (EMIS) への入力等による市災害対策本部への受入れ状況等の報告</li> <li>・ その他必要な事項</li> <li>⑧ 市において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請する。</li> <li>⑨ 市内の救護病院等だけでは治療・受入れすることができない重症患者を広域搬送する場合は、静岡県医療救護計画に基づき、航空搬送拠点又は救護病院の最寄りのヘリポートまで、重症患者を搬送する。</li> <li>⑩ 医療救護活動状況等の情報を広域災害救急医療情報システム (EMIS) 等により把握し、応援の派遣等を行う。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療救護活動の記録及び広域災害救急医療情報システム (EMIS) への入力等による市災害対策本部への受入れ状況等の報告</li> <li>・ その他必要な事項</li> <li>⑨ 市において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請する。</li> <li>⑩ 市内の救護病院等だけでは治療・受入れすることができない重症患者を広域搬送する場合は、静岡県医療救護計画に基づき、航空搬送拠点又は救護病院の最寄りのヘリポートまで、重症患者を搬送する。</li> <li>⑪ 医療救護活動状況等の情報を広域災害救急医療情報システム (EMIS) 等により把握し、応援の派遣等を行う。</li> </ul>																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																					
第14節	健康支援計画	<p>○ 災害により避難所が開設された場合に、浜松市災害時健康支援活動マニュアルに基づき避難者の健康管理を実施する等、被災者の健康保持のため、保健師等による健康支援を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>2 市長の要請と県の実施</p> <p>○ 市長は市において救護が困難な場合は、次の事項を明らかにし知事へ要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #FFC0CB;"> <th style="width: 50%;">市長の要請</th> <th style="width: 50%;">県の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;保健師の派遣&gt;</td> <td style="text-align: center;">①他市町若しくは国等への保健師の派遣要請</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①避難所の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②必要な保健師数</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③派遣期間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市長の要請	県の実施	<保健師の派遣>	①他市町若しくは国等への保健師の派遣要請	①避難所の数		②必要な保健師数		③派遣期間		第18節	健康支援計画	<p>○ この計画は、災害により避難所が開設された場合に、浜松市災害時健康支援活動マニュアルに基づき避難者の健康管理を実施する等、被災者の健康保持のため、保健師等による健康支援を実施するための事項を定めるものである。</p> <p>(略)</p> <p>2 市長の要請と県の実施</p> <p>○ 市長は市において救護が困難な場合は、次の事項を明らかにし知事へ要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #FFC0CB;"> <th style="width: 50%;">市長の要請</th> <th style="width: 50%;">県の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;保健師・栄養士の派遣&gt;</td> <td style="text-align: center;">①他市町若しくは国等への保健師・栄養士の派遣要請</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①救護所・避難所の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②必要な保健師・栄養士数</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③派遣期間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市長の要請	県の実施	<保健師・栄養士の派遣>	①他市町若しくは国等への保健師・栄養士の派遣要請	①救護所・避難所の数		②必要な保健師・栄養士数		③派遣期間	
市長の要請	県の実施																								
<保健師の派遣>	①他市町若しくは国等への保健師の派遣要請																								
①避難所の数																									
②必要な保健師数																									
③派遣期間																									
市長の要請	県の実施																								
<保健師・栄養士の派遣>	①他市町若しくは国等への保健師・栄養士の派遣要請																								
①救護所・避難所の数																									
②必要な保健師・栄養士数																									
③派遣期間																									

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

第15節 遺体の捜索及び措置・火葬計画

○ この計画は、災害により現に行方不明の状態にあり、すでに死亡していると推定される者の捜索並びに遺体の措置及び火葬に伴う事項を定めるものである。

1 法の基準

	対象	費用	期間
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者	大人 215,200 円以内 子供 172,000 円以内	災害発生から 10 日以内
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	実費	同上
遺体の措置	災害の際死亡した者について、遺体安置所等において遺体を措置する(埋葬を除く)。	・洗浄、消毒 3,500 円以内 ・一時保存 既存建物借上 実費 上記以外 5,400 円以内	同上

第19節 遺体の捜索及び措置・火葬計画

○ この計画は、災害により現に行方不明の状態にあり、すでに死亡していると推定される者の捜索並びに遺体の措置及び火葬に伴う事項を定めるものである。

1 災害救助法の基準

(令和5年4月1日現在)

	対象者	費用の限度額、対象経費	期間
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者に支給	【費用の限度額】 1 体当たり 大人(12 歳以上) 219,100 円以内 子供(12 歳未満) 175,200 円以内 【対象経費】 ①棺(付属品を含む)、②埋葬 又は火葬(賃金職員雇上費を含む)、③骨壺及び骨箱	災害発生から 10 日以内
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を捜索する	【対象経費】 舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	同上
遺体の措置	災害の際死亡した者について、遺体安置所等において遺体を措置する(埋葬を除く)。	【費用の限度額】 ①遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1 体当たり 3,500 円以内	同上

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

84	<p>2 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 捜索・措置に際しては、市職員、消防団員、水防団員等により班を編成し行うこととし、埋葬に際しては遺族と協議の後、市職員及び民間事業者等に対応する。なお、火葬を通例とし、埋葬（土葬）はできるだけ避ける。また、外国人遺体については、風俗・習慣・宗教等の違いに十分配慮し、適切に対応する。</li> <li>○ 捜索に当たっては時間的経緯によって流失等のおそれがある方面を優先して実施する。</li> <li>○ 捜索は、作業班単位で行動し、常に警察等の関係機関と連携を密にして行う。</li> <li>○ 遺体の措置は遺体安置所のほか、了解を得て付近の寺院を使用する。適当な場所がないときは、広場、避難所等へ仮置きすることとする。</li> <li>○ 遺体の措置は、原則として市遺族遺体部において行う。</li> <li>○ 遺体の氏名等の識別を行ったのち、親族等に引き渡す。相当期間引き取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>3 市長の要請と県の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は、市において遺体の捜索・措置、火葬（埋葬）が困難又は不可能な場合は、次の事項を明らかにし県へ要請する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="389 1310 1135 1409"> <thead> <tr> <th>市長の要請</th> <th>県の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>① 遺体の捜索及び措置に必要な要員の派</td> </tr> </tbody> </table>	市長の要請	県の実施	(略)	① 遺体の捜索及び措置に必要な要員の派	<table border="1" data-bbox="1227 146 1973 491"> <tr> <td></td> <td></td> <td>②遺体の一時保存 一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合 1体あたり5,500円以内(ドライアイス購入費の実費加算可)</td> <td></td> </tr> </table> <p>※下線部は特別基準の設定が可能なもの。</p> <p>2 実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行方不明者等の捜索は、市、警察、自衛隊等により行う。</li> <li>○ 捜索に当たっては時間的経緯によって流失等のおそれがある方面を優先して実施する。</li> <li>○ 遺体の措置は、原則として市遺族遺体部において行う。</li> <li>○ 遺体の措置に際しては、市職員、消防団員、水防団員等により班を編成し行うこととし、埋葬に際しては遺族と協議の後、市職員及び民間事業者等に対応する。なお、火葬を通例とし、埋葬（土葬）はできるだけ避ける。また、外国人遺体については、風俗・習慣・宗教等の違いに十分配慮し、適切に対応する。</li> <li>○ 遺体の措置は遺体安置所のほか、了解を得て付近の寺院を使用する。適当な場所がないときは、広場、避難所等へ仮置きすることとする。</li> <li>○ 遺体の氏名等の識別を行ったのち、親族等に引き渡す。遺体の氏名の公表について親族に確認をする。相当期間引き取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>3 市長の要請と県の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市長は、市等において遺体の捜索・処置、火葬（埋葬）が困難又は不可能な場合は、次の事項を明らかにし知事へ要請する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1227 1310 1973 1409"> <thead> <tr> <th>市長の要請</th> <th>県の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>① 遺体の捜索・処置に必要な要員の派遣</td> </tr> </tbody> </table>			②遺体の一時保存 一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合 1体あたり5,500円以内(ドライアイス購入費の実費加算可)		市長の要請	県の実施	(略)	① 遺体の捜索・処置に必要な要員の派遣
	市長の要請	県の実施												
(略)	① 遺体の捜索及び措置に必要な要員の派													
		②遺体の一時保存 一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合 1体あたり5,500円以内(ドライアイス購入費の実費加算可)												
市長の要請	県の実施													
(略)	① 遺体の捜索・処置に必要な要員の派遣													

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

	⑤遺体措置に必要な器材・資材の数量 (略)	遣 ② 遺体措置に必要な器具、資材の調達 斡旋 (略)	⑤遺体の措置に必要な器材・資材の数量 (略)	② 遺体の処置に必要な器具、資材の調達 斡旋 (略)
85	<p>第16節 防疫計画</p> <p>○ 被災地の消毒措置を迅速かつ強力に実施し、環境衛生の確保、感染症の流行の未然防止を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 実施要領</p> <p>(略)</p> <p>○ 市民及び自主防災組織は、飲食物の衛生に注意して<b>感染症及び食中毒</b>の発生を防止するとともに、市が行う消毒活動に協力する。</p>		<p>第20節 防疫計画</p> <p>○ <b>この計画は</b>、被災地の消毒措置を迅速かつ強力に実施し、環境衛生の確保、感染症の流行の未然防止を図る<b>ためのものである</b>。</p> <p>(略)</p> <p>2 実施要領</p> <p>(略)</p> <p>○ 市民及び自主防災組織は、飲食物の衛生に注意して<b>食中毒及び関連する感染症</b>の発生を防止するとともに、市が行う消毒活動に協力する。</p>	
86	<p>第17節 廃棄物処理計画</p> <p>○ <b>この計画は</b>、災害時の廃棄物の処理業務を適切に行い、生活環境の悪化を防止する<b>ための事項を定めるものである</b>。</p> <p>1 実施内容</p> <p>○ 浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、各種災害に対応した必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p>		<p>第21節 廃棄物処理計画</p> <p>○ <b>この計画は</b>、災害時の廃棄物の処理業務を適切に行い、生活環境の悪化を防止する<b>ための事項を定めるものである</b>。</p> <p>1 実施内容</p> <p>○ 浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、各種災害に対応した必要な措置を講じる。</p> <p>○ <b>施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。</b></p> <p>○ <b>受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。</b></p> <p>○ <b>既存処理施設での処理が困難な場合は、県、民間事業者団体等へ支援を要請する。</b></p> <p>(略)</p>	
89	<p>第18節 社会秩序維持計画</p> <p>○ 災害による地域社会の混乱を鎮め、人心を安定し、社会秩序を維持するために市が実施する対策について定める。</p>		<p>第22節 社会秩序維持計画</p> <p>○ <b>この計画は</b>、災害による地域社会の混乱を鎮め、人心を安定し、社会秩序を維持するために市が実施する対策について定める<b>ためのものである</b>。</p>	
89	<p>第19節 輸送計画</p>		<p>第23節 輸送計画</p>	



浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

<p>92</p> <p>94</p>	<p>○ 災害応急対策が円滑に実施されるよう、被災者をはじめ災害応急対策に従事する者並びに災害          応急対策用物資・資材の円滑な輸送を図る。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;燃料の確保対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用車両の燃料、その他市の応急対策を実施するために必要な燃料は、浜松石油業          協同組合等の協力を得て確保に努める。</li> </ul> <p><b>第20節</b> 交通応急対策計画</p> <p>○ 被災者、救助物資等の輸送の円滑化を推進し、応急作業の効率化を期すため主要交通路の確保、          交通規制の実施、道路・橋梁等の応急復旧を行う。</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>(1)交通確保の基本方針</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路管理者は、緊急交通路に<b>選定された道路</b>、その他の道路が早急かつ円滑に利用でき          るよう、必要な措置を行う。</li> </ul> <p>2 道路管理者等の実施事項</p> <p>(1)主要交通路等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主要な道路、橋梁、漁港等の状況を把握し、交通路の確保に努める。</li> <li>○ 災害発生の状態により、随時迂回路を設定する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>第21節</b> 文教対策計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害による学用品の喪失や毀損、文教施設の被害などにより教育活動等を行うことが困難</li> </ul>	<p>○ <b>この計画は</b>、災害応急対策が円滑に実施されるよう、被災者をはじめ災害応急対策に従事する          者並びに災害応急対策用物資・資材の円滑な輸送を図る<b>ためのものである</b>。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;燃料の確保対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用車両の燃料、その他市の応急対策を実施するために必要な燃料は、浜松石油業          協同組合、<b>静岡県 LP ガス協会</b>等の協力を得て確保に努める。</li> </ul> <p><b>第 24 節</b> 交通応急対策計画</p> <p>○ <b>この計画は</b>、被災者、救助物資等の輸送の円滑化を推進し、応急作業の効率化を期すため主要          交通路の確保、交通規制の実施、道路・橋梁等の応急復旧を行う<b>ことを定めたものである</b>。</p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p>(1)交通確保の基本方針</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路管理者は、<b>県公安委員会が選定した</b>緊急交通路、その他の道路が早急かつ円滑に利          用できるよう、必要な措置を行う。</li> </ul> <p>2 道路管理者等の実施事項</p> <p>(1)主要交通路等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主要な道路、橋梁、漁港等の状況を把握し、交通路の確保に努める。</li> <li>○ 災害発生の状態により、随時迂回路を設定する。</li> <li>○ <b>道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。</b></li> <li>○ <b>緊急輸送路及び幹線避難路の早期確保に努める。</b></li> <li>○ <b>応急復旧に要する重機械、資材、人員等を確保し、道路啓開に努める。</b></li> <li>○ <b>交通信号、電柱等が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会、電気事業          者等に対し応急復旧工事の実施を要請する。</b></li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>第25節</b> 文教対策計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>この計画は</b>、災害による学用品の喪失や毀損、文教施設の被害などにより教育活動等を行</li> </ul>
---------------------	--	---

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

となった場合、児童生徒に対する就学に必要な措置や、早期に教育活動を再開するための指針等を示すとともに、文化財及び社会教育施設の応急対策を進める。

1 教科書、学用品等の給与措置

- 市教育委員会は、災害救助法に基づき教科書、学用品等の給与措置を行う。

(1) 法の基準

対 象	費 用	期 間
住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生	教科書等は実費 文房具、通学用品は 小学生 4,700 円以内 中学生 5,000 円以内 高校生 5,500 円以内	災害発生日から 教科書 1 か月以内 文房具、通学用品 15 日以内

(略)

97 第22節 社会福祉計画

- 市は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 実施方法

事業	実施機関／協力機関	内容
義援金の募集	市・県／市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義援金の募集</li> <li>・ 災害の程度を考慮して、その都度関係機関で、協議決定する。</li> <li>・ 配分の方針</li> </ul> 対象者をり災者名簿により被害者状況別、地区別に把握し、原則として被害状況別に一律

うことが困難となった場合、児童生徒に対する就学に必要な措置や、早期に教育活動を再開するための指針等を示すとともに、文化財及び社会教育施設の応急対策を進めるための事項を定めるものである。

1 教科書、学用品等の給与措置

- 市教育委員会は、災害救助法に基づき教科書、学用品等の給与措置を行う。

(1) 災害救助法の基準

対 象	費 用	期 間
住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生	教科書等は実費 文房具、通学用品は 小学生 4,800 円以内 中学生 5,100 円以内 高校生 5,600 円以内	災害発生日から 教科書 1 か月以内 文房具、通学用品 15 日以内

(略)

第26節 社会福祉計画

- この計画は、市が被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備について定めたものである。

1 実施方法

事業	実施機関／協力機関	内容
義援金の募集	市・県／市社会福祉協議会、市自治会連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義援金の募集・配分</li> <li>・ 災害の程度を考慮して、市及び関係機関で募集・配分委員会を設け協議決定する。</li> <li>・ 配分の方針</li> </ul> 対象者をり災者名簿により被害状況別、地区別に把握し、原則として被害状況別に一律方

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

			方式により配分するほか、金額、被害状況に応じて経済状態等を考慮した傾斜方式により配分する。				式により配分する。
	生活相談窓口の	市(被害が大きい場合は県と共催)／県、日本司法支援センター静岡地方事務所(法テラス静岡)、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、日本赤十字社静岡県支部、浜松国際交流協会、その他関係機関	・相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	生活相談窓口の	市(被害が大きい場合は県と共催)／県、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所(法テラス静岡)、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、日本赤十字社静岡県支部、浜松国際交流協会、その他関係機関	・相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	
	(略)			(略)			
98	第23節	水防計画		第27節	水防計画		
	(略)			(略)			
99	第25節	隣保互助・民間団体活用計画		第28節	隣保互助・民間団体活用計画		
	○	被災した地域の応急作業や復旧を市民とともに支援するため、民間団体等に応援協力を要請する。		○	この計画は、被災した地域の応急作業や復旧を市民とともに支援するため、民間団体等に応援協力を要請することを定めるものである。		
	第26節	ボランティア活動支援計画		第29節	ボランティア活動支援計画		
	○	市は、被災地の復旧・復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重するとともに、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会と連絡を密に行い、可能な限り支援する。		○	この計画は、市が被災地の復旧・復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重するとともに、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会と連絡を密に行い、可能な限り支援することを定めたものである。		
	1 役割			1 役割			
	(略)			(略)			

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

101	<p>○ 市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に必要となる拠点を確保するほか、県、NPO、ボランティア等と連携し、平常時の人材の登録や研修、訓練、災害時におけるボランティアの受入調整等に係る体制を整備する。また、ボランティア活動上の安全確保の周知・啓発を図るとともに、被災者ニーズ等をボランティアに情報提供する方策等について検討する。さらに、災害時において、意見交換を行う情報共有会議を開催するための体制整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第30節 下水道災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第32節 市有施設・設備等の対策</p> <p>(略)</p> <p>2 公共施設等</p> <p>○ 災害応急活動を実施するうえで重要な市有施設等の可及的速やかな機能回復を図るための措置を示す。</p> <table border="1" data-bbox="392 1161 1137 1316"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>病院施設・診療所</td> <td>・ 施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講じる。</td> </tr> </table>	(略)		病院施設・診療所	・ 施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講じる。	<p>○ 市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に必要となる拠点を確保するほか、県、NPO、ボランティア等と連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</p> <p>○ 市及び市社会福祉協議会は、平常時の人材の登録や研修、訓練、災害時におけるボランティアの受入調整等に係る体制を整備する。また、ボランティア活動上の安全確保の周知・啓発を図るとともに、被災者ニーズ等をボランティアに情報提供する方策等について検討する。さらに、災害時において、意見交換を行う情報共有会議を開催するための体制整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第30節 下水道災害応急対策計画</p> <p>○ 管路施設については、被害の拡大や二次災害の防止のための調査、重要な区間の被害概要を把握し、必要に応じ応急措置を講じる。</p> <p>○ 各処理場・ポンプ場については、人的被害につながる二次災害の未然防止や薬品、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止等の緊急点検を行う。また、施設の暫定機能確保のための調査など被害状況の概要を把握して、必要に応じ応急措置を講じる。</p> <p>第31節 市有施設・設備等の対策</p> <p>(略)</p> <p>2 公共施設等</p> <p>○ 災害応急活動を実施するうえで重要な市有施設等の可及的速やかな機能回復を図るための措置を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1227 1161 1973 1431"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>病院施設・診療所</td> <td>・ 「第17節医療及び助産計画」に示す。</td> </tr> <tr> <td>水道施設</td> <td>・ 「第15節給水計画」に示す。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>下水道施設等</td> <td>・ 「第30節下水道災害応急対策計画」に示す。</td> </tr> </table>	(略)		病院施設・診療所	・ 「第17節医療及び助産計画」に示す。	水道施設	・ 「第15節給水計画」に示す。	(略)		下水道施設等	・ 「第30節下水道災害応急対策計画」に示す。
(略)																
病院施設・診療所	・ 施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講じる。															
(略)																
病院施設・診療所	・ 「第17節医療及び助産計画」に示す。															
水道施設	・ 「第15節給水計画」に示す。															
(略)																
下水道施設等	・ 「第30節下水道災害応急対策計画」に示す。															

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

<p>水道施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設に対し、早期に各戸給水を目標とした復旧計画を策定する。</li> <li>浄水場、配水場等の水道基幹施設の復旧 二次災害の防止と給水機能を保持するために各施設勤務者は、被災後直ちに施設の点検、補修及び操作に努める。</li> <li>取水施設、導送配水管の復旧 地域の被害状況の調査活動を行い復旧作業にあたる。</li> <li>医療機関等への優先的な応急給水 救護病院、透析施設、避難所等への優先的な応急給水に努める。</li> </ul>	<p>道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第24節交通応急対策計画」に示す。</li> </ul>
<p>(略)</p>		<p>廃棄物処理場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第21節廃棄物処理計画」に示す。</li> </ul>
<p>下水道施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管路施設については、被害の拡大や二次災害の防止のための調査、重要な区間の被害概要を把握し、必要に応じ応急措置を講じる。</li> <li>各処理場・ポンプ場については、人的被害につながる二次災害の未然防止や薬品、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止等の緊急点検を行う。また、施設の暫定機能確保のための調査など被害状況の概要を把握して、必要に応じ応急措置を講じる。</li> </ul>	<p>(略)</p>	
<p>道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。</li> <li>緊急輸送路及び幹線避難路の早期確保に努める。</li> <li>応急復旧に要する重機械、資材、人員等を確保し、道路啓開に努める。</li> <li>交通信号、電柱等が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会、電気事業者等に対し応急復旧工事の実施を要請する。</li> </ul>		

浜松市地域防災計画 共通対策編 第3章災害応急対策計画 新旧対照表

	<p>廃棄物処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。</li> <li>・ 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。</li> <li>・ 既存処理施設での処理が困難な場合は、県、民間事業者団体等へ支援を要請する。</li> </ul>	
	<p>(略)</p>	

浜松市地域防災計画 共通対策編 第4章復旧・復興対策計画 新旧対照表

頁	旧	新
108	(略) 第3節 災害復旧・復興計画の策定 ○ 被災地の復興に当たっては、単に被災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、市民の意見を踏まえた災害復旧・復興計画を策定する。 ○ 同計画を策定するにあつては、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努める。 (略)	(略) 第3節 災害復旧・復興計画の策定 ○ 災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策について定めるものである。 ○ 災害復興計画は、単に被災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指すことについて定めるものである。 ○ これらの計画を策定するにあつては、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努める。 (略)
109	2 災害復興計画の策定 (略) ○ 市長は、計画策定本部が策定した計画案を速やかに浜松市災害復興計画審議会に諮問する。 (略)	2 災害復興計画の策定 (略) ○ 市長は、計画策定委員会が策定した計画案を速やかに浜松市災害復興計画審議会に諮問する。 (略)
110	第6節 基盤施設の復旧  1 復旧計画の策定	第6節 基盤施設の復旧  ○ 被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設（河川・道路・農業用施設など公共施設等）の迅速な復旧が必要不可欠であり、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況、既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。 ○ 基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。  1 復旧計画の策定
		市 <ul style="list-style-type: none"> <li>各基盤施設の管理者は、施設の円滑な復旧のための措置を講じ、被害について調査し、県へ報告する。</li> <li>各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ災害防止の観点も</li> </ul>

浜松市地域防災計画 共通対策編 第4章復旧・復興対策計画 新旧対照表

<p>基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠であり、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況、既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。</li> </ul>		<p>踏まえた復旧計画を作成する。</p>
<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>被害調査の報告</b> 各基盤施設の管理者は、施設の円滑な復旧のための措置を講じるため、被害について調査し、県へ報告する。</li> <li><b>復旧計画の策定</b> 各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ災害防止の観点も踏まえた復旧計画を作成する。</li> </ul>	<p>防災関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理施設の円滑な復旧のための処置を講じるため、その被害について調査する。</li> <li>被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。</li> </ul>
<p>防災関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>状況の把握</b> 管理施設の円滑な復旧のための処置を講じるため、その被害について調査する。</li> <li><b>復旧計画の策定</b> 被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。</li> </ul>		
<p>2 基盤施設の復旧</p>		<p>2 基盤施設の復旧</p>	
<p>基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。</li> </ul>	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧計画に基づき、国、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。</li> <li>基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。</li> <li>平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。</li> </ul>
<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>復旧事業の実施</b> 復旧計画に基づき、国、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。</li> </ul>		



浜松市地域防災計画 共通対策編 第4章復旧・復興対策計画 新旧対照表

112	第8節 被災者の生活再建支援	<p>1 恒久住宅対策</p> <p>(略)</p> <p>2 災害弔慰金等の支給</p> <p>(略)</p> <p>3 被災者の経済的再建支援</p>	<p>・ <b>復旧完了予定時期の明示</b></p> <p>基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。</p>	(略)	<p>第8節 被災者の生活再建支援</p> <p>1 災害弔慰金等の支給</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の経済的再建支援</p>
			<p>・ <b>地籍調査の実施</b></p> <p>平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。</p>		
			<p>基本方針</p> <p>・ 被災者が災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給、資金の融資等の経済支援を行う。</p>		<p>基本方針</p> <p>・ 被災者が災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給、資金の融資等の経済支援を行う。</p>
			<p>市</p> <p>・ <b>被災状況の把握</b></p> <p>・ 災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、被災情報が不足している地域には補足調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡者数</li> <li>・ 負傷者数</li> <li>・ 全壊、大規模半壊、半壊住宅数等</li> </ul>		<p>市</p> <p>・ 災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建</p>

浜松市地域防災計画 共通対策編 第4章復旧・復興対策計画 新旧対照表

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>り災証明書の発行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ り災証明書発行窓口を設置し、被災者から申請があったときは被災認定調査結果を基に、り災証明書を発行する。</li> <li>・ 再調査等の窓口を設置し、再調査等の依頼に対応する。</li> </ul> </li> <li>・ <b>援護資金の貸付け</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災世帯を対象に災害援護資金の貸付けを行う。</li> </ul> </li> <li>・ <b>被災者生活再建支援金の申請受付等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等、必要な業務を行う。</li> </ul> </li> <li>・ <b>義援金の募集等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市への義援金を受け付けるために、<b>区役所</b>に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</li> <li>・ 県が設置する<b>義援金配分委員会(仮称)</b>に参加する。</li> </ul> </li> <li>・ <b>租税の減免等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</li> </ul> </li> <li>・ <b>国、県への要請</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。</li> </ul> </li> </ul>		<p>に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</p> <p>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p><b>【県への報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡者数</li> <li>・ 負傷者数</li> <li>・ 全壊、大規模半壊、半壊住宅数 等</li> </ul> <p><b>【被災者台帳】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名、生年月日、性別</li> <li>・ 住所又は居所</li> <li>・ 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況</li> <li>・ 援護の実施の状況</li> <li>・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ り災証明書発行窓口を設置し、被災者から申請があったときは被災認定調査結果を基に、り災証明書を発行する。</li> <li>・ <b>被害認定調査の再調査等の窓口</b>を設置し、再調査等の依頼に対応する。</li> <li>・ 被災世帯を対象に災害援護資金の貸付けを行う。</li> <li>・ <b>被災者生活再建支援金の申請受付等</b>について、被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等、必要な業務を行う。</li> <li>・ 市への義援金を受け付けるために、受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</li> </ul>
	<p>(略)</p> <p><b>義援金配分委員会(仮称)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>義援金の配分</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義援金の統一的配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。</li> </ul> </li> <li>・ <b>義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、<b>義援金の処理に関する監査</b>を行い、<b>配分状況を公表</b></li> </ul> </li> </ul>		

浜松市地域防災計画 共通対策編 第4章復旧・復興対策計画 新旧対照表

114	(略)	する。	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</li> <li>国、県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。</li> </ul>
	(略)		(略)	<p>義援金募集・配分委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>義援金の統一的配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。</li> <li>義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、配分状況を公表し、義援金の処理に関する監査を行う。</li> </ul>
116	第9節 地域経済復興支援		3 恒久住宅対策	
	(略)		(略)	
	2 中小企業を対象とした支援		第9節 地域経済復興支援	
	(略)		(略)	
	中 小 企 業 被 災 状 況 の	・ 各機関と協力し、中小企業の被災状況調査を行い、県へ報告する。	中 小 企 業 被 災 状 況 の	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関と協力し、中小企業の被災状況調査を行い、県へ報告する。</li> <li>被災した事業者に対し、被災証明書を発行する。</li> </ul>
	(略)		(略)	
	金融面の支援	・ 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。	金融面の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、被災中小企業に対する災害復旧に係る融資を実施する。</li> </ul>
	(略)	(略)	(略)	
	(略)		(略)	

浜松市地域防災計画 風水害等対策編 第1章災害予防計画 新旧対照表

頁	旧	新
119	<p>第1節 計画の目的 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、浜松市都市計画マスタープランによる都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、<b>同計画</b>にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるよう検討する。</li> </ul> <p>第2節 道路・橋梁・鉄道計画</p> <p>1 道路・橋梁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市管理道路の防災対策として、交通危険個所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前交通規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通確保のため応急処置を実施する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>2 鉄道 (略)</p>	<p>第1節 計画の目的 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、浜松市都市計画マスタープランによる都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、<b>浜松市立地適正化計画</b>に、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるよう検討する。</li> </ul> <p>第2節 道路・橋梁・鉄道計画</p> <p>1 道路・橋梁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>国</b>・市管理道路の防災対策として、交通危険個所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前交通規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通確保のため応急処置を実施する。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>2 鉄道 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>遠州鉄道(株)</b>は、鉄道線における<b>重要施設の浸水被害が想定される箇所において必要な対策を講ずるものとする。</b></li> <li>○ <b>天竜浜名湖鉄道(株)</b>は、路線沿線における<b>危険箇所を把握するとともに、被害が懸念される箇所において必要な対策を講ずるものとする。</b></li> </ul>
122	<p>第3節 治水計画 (略)</p> <p>(3) 下水道整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市の下水道事業は、昭和34年に旧市街地の浸水解消を当面の目標として事業に着手し、現在<b>11</b>箇所の終末処理場及び4箇所の農業集落排水施設を運転している。</li> <li>○ それぞれの処理区域で管渠の建設を推進し、汚水処理のほか、<b>雨水排水対策事業を進めるなど、浸水対策に積極的に取り組んでいる。</b></li> </ul>	<p>第3節 治水計画 (略)</p> <p>(3) 下水道整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市の下水道事業は、昭和34年に旧市街地の浸水解消を当面の目標として事業に着手し、現在<b>10</b>箇所の終末処理場及び4箇所の農業集落排水施設を運転している。</li> <li>○ それぞれの処理区域で管渠の建設を推進し、汚水処理のほか、<b>浜松市総合雨水対策計画に基づく浸水対策に積極的に取り組んでいる。</b></li> </ul>

浜松市地域防災計画 風水害等対策編 第1章災害予防計画 新旧対照表

<p>123</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 土砂災害防除計画</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 土砂災害防除計画</p> <p>(略)</p>				
<p>124</p>	<p>3 土砂災害のソフト対策</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="392 539 1122 922"> <tr> <td data-bbox="392 539 524 922"> <p>警戒体制</p> </td> <td data-bbox="524 539 1122 922"> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象予報・警報や降雨量、急な出水など、区域内の異常な現象等の情報をもとに、事前配備体制又は災害対策本部体制をとる。</li> </ul> <p>&lt;情報の収集&gt;</p> <p>① 危険区域を管轄する区役所のほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の協働センター(以下、これらを「第1種協働センター」という。)、消防署及び消防団によるパトロール隊を派遣し、次の情報を収集する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	<p>警戒体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象予報・警報や降雨量、急な出水など、区域内の異常な現象等の情報をもとに、事前配備体制又は災害対策本部体制をとる。</li> </ul> <p>&lt;情報の収集&gt;</p> <p>① 危険区域を管轄する区役所のほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の協働センター(以下、これらを「第1種協働センター」という。)、消防署及び消防団によるパトロール隊を派遣し、次の情報を収集する。</p> <p>(略)</p>	<p>3 土砂災害のハード対策</p> <p>○ 県により急傾斜地崩壊危険区域に指定された場合には、県及び市は法に基づき急傾斜地崩壊防止施設の整備を図るものとする。</p> <p>4 土砂災害のソフト対策</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1227 539 1957 922"> <tr> <td data-bbox="1227 539 1359 922"> <p>非常配備体制</p> </td> <td data-bbox="1359 539 1957 922"> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象予報・警報や降雨量、急な出水など、区域内の異常な現象等の情報をもとに、事前配備体制又は災害対策本部体制をとる。</li> </ul> <p>&lt;情報の収集&gt;</p> <p>① 危険区域を管轄する区役所のほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の支所(以下、これらを「支所」という。)、消防署及び消防団によるパトロール隊を派遣し、次の情報を収集する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	<p>非常配備体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象予報・警報や降雨量、急な出水など、区域内の異常な現象等の情報をもとに、事前配備体制又は災害対策本部体制をとる。</li> </ul> <p>&lt;情報の収集&gt;</p> <p>① 危険区域を管轄する区役所のほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の支所(以下、これらを「支所」という。)、消防署及び消防団によるパトロール隊を派遣し、次の情報を収集する。</p> <p>(略)</p>
<p>警戒体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象予報・警報や降雨量、急な出水など、区域内の異常な現象等の情報をもとに、事前配備体制又は災害対策本部体制をとる。</li> </ul> <p>&lt;情報の収集&gt;</p> <p>① 危険区域を管轄する区役所のほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の協働センター(以下、これらを「第1種協働センター」という。)、消防署及び消防団によるパトロール隊を派遣し、次の情報を収集する。</p> <p>(略)</p>					
<p>非常配備体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象予報・警報や降雨量、急な出水など、区域内の異常な現象等の情報をもとに、事前配備体制又は災害対策本部体制をとる。</li> </ul> <p>&lt;情報の収集&gt;</p> <p>① 危険区域を管轄する区役所のほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の支所(以下、これらを「支所」という。)、消防署及び消防団によるパトロール隊を派遣し、次の情報を収集する。</p> <p>(略)</p>					
<p>126</p>	<p>4 周辺の土地利用規制</p> <p>(略)</p>	<p>5 周辺の土地利用規制</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1227 1023 1957 1401"> <tr> <td data-bbox="1227 1023 1359 1214"> <p>砂防指定地</p> </td> <td data-bbox="1359 1023 1957 1214"> <ul style="list-style-type: none"> <li>砂防指定地内においては、砂防堰堤、護岸工事等の砂防施設を損傷する行為が禁止されており、施設や工作物の新築、改築、竹木の伐採や運搬方法、土地の形状を変更する行為等には制限が付くことがある。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 1214 1359 1401"> <p>地すべり防止区域</p> </td> <td data-bbox="1359 1214 1957 1401"> <ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり防止区域の指定地内においては、地下水や地表水の流れに影響を及ぼす場合、その土地を切土や掘削などで改良する場合やその土地に施設の新設又は改良を行う場合などには制限が付くことがある。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>砂防指定地</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂防指定地内においては、砂防堰堤、護岸工事等の砂防施設を損傷する行為が禁止されており、施設や工作物の新築、改築、竹木の伐採や運搬方法、土地の形状を変更する行為等には制限が付くことがある。</li> </ul>	<p>地すべり防止区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり防止区域の指定地内においては、地下水や地表水の流れに影響を及ぼす場合、その土地を切土や掘削などで改良する場合やその土地に施設の新設又は改良を行う場合などには制限が付くことがある。</li> </ul>
<p>砂防指定地</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂防指定地内においては、砂防堰堤、護岸工事等の砂防施設を損傷する行為が禁止されており、施設や工作物の新築、改築、竹木の伐採や運搬方法、土地の形状を変更する行為等には制限が付くことがある。</li> </ul>					
<p>地すべり防止区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり防止区域の指定地内においては、地下水や地表水の流れに影響を及ぼす場合、その土地を切土や掘削などで改良する場合やその土地に施設の新設又は改良を行う場合などには制限が付くことがある。</li> </ul>					

浜松市地域防災計画 風水害等対策編 第1章災害予防計画 新旧対照表

127	<p>(略)</p> <p>第7節 避難情報の事前準備計画</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第7節 避難情報の事前準備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難指示等発令の判断・実施基準／水害・高潮災害・土砂災害</p> <p>○ 避難指示等の発令について、水害・高潮災害は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の水害・高潮編により、土砂災害は同マニュアルの土砂災害編により判断する。</p>
-----	--	---

浜松市地域防災計画 風水害等対策編 第2章災害応急対策計画 新旧対照表

頁	旧	新																												
129	<p>(略)</p> <p>第2節 市災害対策本部</p> <p>1 災害対策体制</p> <p>(略)</p> <p>«事前配備体制»</p> <table border="1" data-bbox="371 451 1137 1422"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>体制</th> <th>配備の判断基準</th> <th>配備職員 (本庁/区/第1種協働センター)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">台風、大雨、洪水、暴風、大雪等</td> <td>情報収集体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき</li> <li>・天竜川の水位が水防団待機水位に達したとき</li> <li>・その他危険な状態が予想され、情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区長、第1種協働センター長を含む。以下、同じ。)が判断したとき</li> </ul> </td> <td>危機管理課、秘書課、土木部/区振興課/第1種協働センター</td> </tr> <tr> <td>災害対策準備室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮警報のいずれかが発表されたとき</li> <li>・天竜川又は都田川に氾濫注意情報、水防警報(準備)が発せられたとき</li> <li>・別に定める河川の水位が「避難判断水位」に達したとき</li> <li>・台風等の風水害により高齢者等避難を発令したとき</li> <li>・その他災害の発生のおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき</li> </ul> </td> <td>上記関係課及び 広聴広報課、国際課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、公園管理事務所、上下水道部、消防局、学校教育部等</td> </tr> <tr> <td>災害対策連絡室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜川又は都田川に「氾濫警戒情報」が発表されたとき</li> <li>・天竜川又は都田川の水位が「避難判断水位」に達したとき</li> <li>・別に定める河川の水位が「氾濫危険水位」に達したとき</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> </ul> </td> <td>上記関係課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、生</td> </tr> </tbody> </table>	種別	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/第1種協働センター)	台風、大雨、洪水、暴風、大雪等	情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき</li> <li>・天竜川の水位が水防団待機水位に達したとき</li> <li>・その他危険な状態が予想され、情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区長、第1種協働センター長を含む。以下、同じ。)が判断したとき</li> </ul>	危機管理課、秘書課、土木部/区振興課/第1種協働センター	災害対策準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮警報のいずれかが発表されたとき</li> <li>・天竜川又は都田川に氾濫注意情報、水防警報(準備)が発せられたとき</li> <li>・別に定める河川の水位が「避難判断水位」に達したとき</li> <li>・台風等の風水害により高齢者等避難を発令したとき</li> <li>・その他災害の発生のおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき</li> </ul>	上記関係課及び 広聴広報課、国際課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、公園管理事務所、上下水道部、消防局、学校教育部等	災害対策連絡室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜川又は都田川に「氾濫警戒情報」が発表されたとき</li> <li>・天竜川又は都田川の水位が「避難判断水位」に達したとき</li> <li>・別に定める河川の水位が「氾濫危険水位」に達したとき</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> </ul>	上記関係課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、生	<p>(略)</p> <p>第2節 市災害対策本部</p> <p>1 災害対策体制</p> <p>(略)</p> <p>«事前配備体制»</p> <table border="1" data-bbox="1209 442 1977 1382"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>体制</th> <th>配備の判断基準</th> <th>配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">台風、大雨、洪水、暴風、大雪等</td> <td>情報収集体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき など</li> </ul> </td> <td>危機管理課、秘書課 (組織としての政策補佐官含む)、土木部(地震、大規模事故除く)/区振興課/行政センター/支所</td> </tr> <tr> <td>災害対策準備室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮警報のいずれかが発表されたとき</li> </ul> </td> <td>情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、国際課(風水害に限る)、産業部(農林水産部局)、健康福祉部(福祉部局)、公園管理事務所、土木部、上下水道部、消防局、学校教育部</td> </tr> <tr> <td>災害対策連絡室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害により、避難情報を発令したとき</li> <li>・台風等により、24時間以内(接近予測が休日の場合は48時間以内)に市内で大規模な風水害が発生する可能性が高いと判断して、風水害警戒態勢を取ったとき など</li> </ul> </td> <td>災害対策準備室の関係各課に加えて 災害11部の代表課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、財務部(税務部局)、生活衛生課、廃棄物処理課</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 災害対策準備室及び連絡室は、本庁にあっては危機管理センターに置き、その他、区役</p>	種別	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)	台風、大雨、洪水、暴風、大雪等	情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき など</li> </ul>	危機管理課、秘書課 (組織としての政策補佐官含む)、土木部(地震、大規模事故除く)/区振興課/行政センター/支所	災害対策準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮警報のいずれかが発表されたとき</li> </ul>	情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、国際課(風水害に限る)、産業部(農林水産部局)、健康福祉部(福祉部局)、公園管理事務所、土木部、上下水道部、消防局、学校教育部	災害対策連絡室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害により、避難情報を発令したとき</li> <li>・台風等により、24時間以内(接近予測が休日の場合は48時間以内)に市内で大規模な風水害が発生する可能性が高いと判断して、風水害警戒態勢を取ったとき など</li> </ul>	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害11部の代表課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、財務部(税務部局)、生活衛生課、廃棄物処理課
種別	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/第1種協働センター)																											
台風、大雨、洪水、暴風、大雪等	情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき</li> <li>・天竜川の水位が水防団待機水位に達したとき</li> <li>・その他危険な状態が予想され、情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区長、第1種協働センター長を含む。以下、同じ。)が判断したとき</li> </ul>	危機管理課、秘書課、土木部/区振興課/第1種協働センター																											
	災害対策準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮警報のいずれかが発表されたとき</li> <li>・天竜川又は都田川に氾濫注意情報、水防警報(準備)が発せられたとき</li> <li>・別に定める河川の水位が「避難判断水位」に達したとき</li> <li>・台風等の風水害により高齢者等避難を発令したとき</li> <li>・その他災害の発生のおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき</li> </ul>	上記関係課及び 広聴広報課、国際課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、公園管理事務所、上下水道部、消防局、学校教育部等																											
	災害対策連絡室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜川又は都田川に「氾濫警戒情報」が発表されたとき</li> <li>・天竜川又は都田川の水位が「避難判断水位」に達したとき</li> <li>・別に定める河川の水位が「氾濫危険水位」に達したとき</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> </ul>	上記関係課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、生																											
種別	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)																											
台風、大雨、洪水、暴風、大雪等	情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき など</li> </ul>	危機管理課、秘書課 (組織としての政策補佐官含む)、土木部(地震、大規模事故除く)/区振興課/行政センター/支所																											
	災害対策準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮警報のいずれかが発表されたとき</li> </ul>	情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、国際課(風水害に限る)、産業部(農林水産部局)、健康福祉部(福祉部局)、公園管理事務所、土木部、上下水道部、消防局、学校教育部																											
	災害対策連絡室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害により、避難情報を発令したとき</li> <li>・台風等により、24時間以内(接近予測が休日の場合は48時間以内)に市内で大規模な風水害が発生する可能性が高いと判断して、風水害警戒態勢を取ったとき など</li> </ul>	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害11部の代表課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、財務部(税務部局)、生活衛生課、廃棄物処理課																											

浜松市地域防災計画 風水害等対策編 第2章災害応急対策計画 新旧対照表

130	<p>・台風等の風水害により、避難指示を発令したとき</p> <p>・その他災害が発生し、その拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき</p>	<p>活衛生課、廃棄物処理課、生活福祉課、社会福祉課、健康づくり課等</p>	<p>所、行政センター及び支所に開設する。</p> <p>○ 危機管理課、各区区振興課、行政センター及び支所は、必要に応じ関係課に気象情報等を通知する。関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課、各区区振興課、行政センター及び支所に報告する。</p>																						
	<p>○ 災害対策準備室及び連絡室は、本庁にあっては危機管理センターに置き、区においては、区役所並びに第1種協働センターに開設する。</p> <p>○ 危機管理課及び区役所の防災担当課、第1種協働センターは、必要に応じ関係課に気象情報等を通知する。関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課及び区役所の防災担当課、第1種協働センターに報告する。</p>		<p>所、行政センター及び支所に開設する。</p> <p>○ 危機管理課、各区区振興課、行政センター及び支所は、必要に応じ関係課に気象情報等を通知する。関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課、各区区振興課、行政センター及び支所に報告する。</p>																						
<p>「災害対策本部体制」</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">種別</th> <th style="background-color: #f8d7da;">体制</th> <th style="background-color: #f8d7da;">配備の判断基準</th> <th style="background-color: #f8d7da;">配備職員 (本庁/区/第1種協働センター)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">台風、大雨、洪水、暴風、大雪等</td> <td style="text-align: center;">第1次 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき</li> <li>天竜川又は都田川に「氾濫危険情報」が発表されたとき</li> <li>天竜川又は都田川の水位が「氾濫危険水位」に達したとき</li> <li>台風等が本市に接近又は上陸し、相当な被害が発生し、又は発生する恐れがあり、第1次非常配備体制をとる必要があるとき</li> <li>その他相当な災害が発生し、又発生するおそれがあり、その対策のため第1次非常配備体制をとる必要があると市長が認めるとき</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>第1次 非常配備職員 (約3,600名)</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2次 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>天竜川又は都田川に「氾濫発生情報」が発表されたとき</li> <li>天竜川又は都田川の水位が「天端高」に達したとき</li> <li>大規模な火災、爆発、または多数の遭難を伴う列車、航空機、船舶、車両等の事故が発生し、通常の消</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>第2次 非常配備職員 (約4,400名)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		種別	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/第1種協働センター)	台風、大雨、洪水、暴風、大雪等	第1次 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき</li> <li>天竜川又は都田川に「氾濫危険情報」が発表されたとき</li> <li>天竜川又は都田川の水位が「氾濫危険水位」に達したとき</li> <li>台風等が本市に接近又は上陸し、相当な被害が発生し、又は発生する恐れがあり、第1次非常配備体制をとる必要があるとき</li> <li>その他相当な災害が発生し、又発生するおそれがあり、その対策のため第1次非常配備体制をとる必要があると市長が認めるとき</li> </ul>	<p>第1次 非常配備職員 (約3,600名)</p>	第2次 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>天竜川又は都田川に「氾濫発生情報」が発表されたとき</li> <li>天竜川又は都田川の水位が「天端高」に達したとき</li> <li>大規模な火災、爆発、または多数の遭難を伴う列車、航空機、船舶、車両等の事故が発生し、通常の消</li> </ul>	<p>第2次 非常配備職員 (約4,400名)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">種別</th> <th style="background-color: #f8d7da;">体制</th> <th style="background-color: #f8d7da;">配備の判断基準</th> <th style="background-color: #f8d7da;">配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">台風、大雨、洪水、暴風、大雪等</td> <td style="text-align: center;">警戒体制</td> <td> <p>台風の接近など、近い将来に相当な被害の発生が見込まれ、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長が認めるとき</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>事前配備体制の関係各課に加えて災害対策本部員、その他災害11部及び区/地域本部が必要と判断した職員</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害対策本部体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき</li> <li>台風等の風水害により、緊急安全確保を発令したとき</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>原則として全職員 (ただし、災害11部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		種別	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)	台風、大雨、洪水、暴風、大雪等	警戒体制	<p>台風の接近など、近い将来に相当な被害の発生が見込まれ、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長が認めるとき</p>	<p>事前配備体制の関係各課に加えて災害対策本部員、その他災害11部及び区/地域本部が必要と判断した職員</p>	災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき</li> <li>台風等の風水害により、緊急安全確保を発令したとき</li> </ul>	<p>原則として全職員 (ただし、災害11部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。)</p>
種別	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/第1種協働センター)																						
台風、大雨、洪水、暴風、大雪等	第1次 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき</li> <li>天竜川又は都田川に「氾濫危険情報」が発表されたとき</li> <li>天竜川又は都田川の水位が「氾濫危険水位」に達したとき</li> <li>台風等が本市に接近又は上陸し、相当な被害が発生し、又は発生する恐れがあり、第1次非常配備体制をとる必要があるとき</li> <li>その他相当な災害が発生し、又発生するおそれがあり、その対策のため第1次非常配備体制をとる必要があると市長が認めるとき</li> </ul>	<p>第1次 非常配備職員 (約3,600名)</p>																						
	第2次 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>天竜川又は都田川に「氾濫発生情報」が発表されたとき</li> <li>天竜川又は都田川の水位が「天端高」に達したとき</li> <li>大規模な火災、爆発、または多数の遭難を伴う列車、航空機、船舶、車両等の事故が発生し、通常の消</li> </ul>	<p>第2次 非常配備職員 (約4,400名)</p>																						
種別	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)																						
台風、大雨、洪水、暴風、大雪等	警戒体制	<p>台風の接近など、近い将来に相当な被害の発生が見込まれ、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長が認めるとき</p>	<p>事前配備体制の関係各課に加えて災害対策本部員、その他災害11部及び区/地域本部が必要と判断した職員</p>																						
	災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき</li> <li>台風等の風水害により、緊急安全確保を発令したとき</li> </ul>	<p>原則として全職員 (ただし、災害11部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。)</p>																						
<p>(略)</p>																									



浜松市地域防災計画 風水害等対策編 第2章災害応急対策計画 新旧対照表

			<p>防力では対応が困難と思われるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風等が浜松市に上陸又は接近し、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき</li> <li>・その他相当な災害が発生し、又は発生する恐れがあり、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき</li> </ul>	
			<p>第3次非常配備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法による救助を適用する規模の災害が発生したとき</li> <li>・台風等による大災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長（本部長）が認めるとき</li> </ul>	<p>全職員 (約 5,000 名)</p>
131	(略)	第3節 情報の収集、伝達計画	(略)	第3節 情報の収集、伝達計画
	(略)			<p>(略)</p> <p>○ 土砂災害警戒情報については、静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p>(略)</p>
		第5節 水防活動		<p>第5節 避難救出計画</p> <p>○ この計画は、風水害等における避難指示等の発令判断・実施及び解除基準を定めるものである。</p> <p>1 避難指示等発令の判断・実施基準／水害・高潮災害・土砂災害</p> <p>○ 避難指示等の発令について、水害・高潮災害は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の水害・高潮編により、土砂災害は同マニュアルの土砂災害編により判断する。</p>
	(略)			<p>第6節 水防計画</p> <p>(略)</p>

浜松市地域防災計画 地震津波対策編 第1章計画の策定にあたって 新旧対照表

頁	旧	新																						
132		この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「浜松市地域防災計画」の「地震・津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。																						
139	<p>(略)</p> <p>第2節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>○ 市、県、市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関などは、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。</p> <p>1 市</p> <table border="1" data-bbox="392 742 1126 890"> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ 対策計画の作成指導及び届出の受理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	市	(略)		⑦ 対策計画の作成指導及び届出の受理		(略)	<p>(略)</p> <p>第2節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>○ 市、県、市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び<b>地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画を作成すべき者</b>は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。</p> <p>1 市</p> <table border="1" data-bbox="1229 742 1964 890"> <tr> <td>市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ <b>地震防災応急計画及び</b>対策計画の作成指導及び届出の受理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	市	(略)		⑦ <b>地震防災応急計画及び</b> 対策計画の作成指導及び届出の受理		(略)										
市	(略)																							
	⑦ 対策計画の作成指導及び届出の受理																							
	(略)																							
市	(略)																							
	⑦ <b>地震防災応急計画及び</b> 対策計画の作成指導及び届出の受理																							
	(略)																							
140	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="392 986 1126 1422"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>① 地震情報の照会に対する応答と解説</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台</td> <td>② 緊急地震速報（警報）の利用心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ <b>地震予知のための</b>観測施設の整備及び観測機器の保守</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ <b>地震予知及び</b>地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</td> </tr> </table>	(略)		気象庁	① 地震情報の照会に対する応答と解説	東京管区気象台	② 緊急地震速報（警報）の利用心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説		③ <b>地震予知のための</b> 観測施設の整備及び観測機器の保守		④ <b>地震予知及び</b> 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1229 986 1964 1422"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>① 地震情報の照会に対する応答と解説</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台</td> <td>② 緊急地震速報（警報）の利用心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ <b>地震、津波</b>観測施設の整備及び観測機器の保守</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑤ 異常現象に関する情報の通報があった場合は、速やかに気象庁</td> </tr> </table>	(略)		気象庁	① 地震情報の照会に対する応答と解説	東京管区気象台	② 緊急地震速報（警報）の利用心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説		③ <b>地震、津波</b> 観測施設の整備及び観測機器の保守		④ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力		⑤ 異常現象に関する情報の通報があった場合は、速やかに気象庁
(略)																								
気象庁	① 地震情報の照会に対する応答と解説																							
東京管区気象台	② 緊急地震速報（警報）の利用心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説																							
	③ <b>地震予知のための</b> 観測施設の整備及び観測機器の保守																							
	④ <b>地震予知及び</b> 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力																							
(略)																								
気象庁	① 地震情報の照会に対する応答と解説																							
東京管区気象台	② 緊急地震速報（警報）の利用心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説																							
	③ <b>地震、津波</b> 観測施設の整備及び観測機器の保守																							
	④ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力																							
	⑤ 異常現象に関する情報の通報があった場合は、速やかに気象庁																							

浜松市地域防災計画 地震津波対策編 第1章計画の策定にあたって 新旧対照表

148	8 対策計画の作成義務者 (略) ○対策計画の定めるところにより、概ね次の事項を実施する。 (略) ・上記のほか、津波の危険が予想される避難対象地区内の対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。 (略)	⑤ 異常現象に関する情報の通報があった場合は、速やかに気象庁 本庁に報告し適切な措置を講ずること (略)	本庁に報告し適切な措置を講ずること (略)
		8 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者 (略) ○対策計画の定めるところにより、概ね次の事項を実施する。 (略) ・上記のほか、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。 (略)	

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

頁	旧	新				
149	<p>(略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>1 市の訓練</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="389 443 1133 927"> <tr> <td data-bbox="389 443 555 927">総合防災訓練</td> <td data-bbox="555 443 1133 927"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県警戒本部西部方面本部等と連携して実施する。</li> <li>・ 訓練内容は、南海トラフ地震臨時情報発表、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員</li> <li>・ 南海トラフ臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県警戒本部西部方面本部等と連携して実施する。</li> <li>・ 訓練内容は、南海トラフ地震臨時情報発表、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員</li> <li>・ 南海トラフ臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>1 市の訓練</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1225 443 1968 927"> <tr> <td data-bbox="1225 443 1391 927">総合防災訓練</td> <td data-bbox="1391 443 1968 927"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県西部方面本部等と連携して実施する。</li> <li>・ 訓練内容は、南海トラフ地震臨時情報発表、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員</li> <li>・ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県西部方面本部等と連携して実施する。</li> <li>・ 訓練内容は、南海トラフ地震臨時情報発表、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員</li> <li>・ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p>
総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県警戒本部西部方面本部等と連携して実施する。</li> <li>・ 訓練内容は、南海トラフ地震臨時情報発表、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員</li> <li>・ 南海トラフ臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p>					
総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県西部方面本部等と連携して実施する。</li> <li>・ 訓練内容は、南海トラフ地震臨時情報発表、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点を置いて実施する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員</li> <li>・ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p>					
151	<p>2 防災関係機関の訓練</p> <p>○ 防災関係機関は、それぞれが定めた南海トラフ地震防災対策推進計画、対策計画に基づき訓練を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>2 防災関係機関の訓練</p> <p>○ 防災関係機関は、それぞれが定めた<b>地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに</b>南海トラフ地震防災対策推進計画、<b>又は</b>対策計画に基づき訓練を行う。</p> <p>(略)</p>				
152	<p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、国の地震防災戦略及び県の<b>地震・津波対策アクションプログラム</b>を踏まえ、<b>策定した</b>浜松市地震・津波対策アクションプログラム(浜松市地域目標)に基づき、国、県と連携しながら、<b>効率的・効果的な地震対策を進める。</b></p> <p>(略)</p>	<p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、国の地震防災戦略及び県の「<b>地震・津波対策アクションプログラム 2023</b>」を踏まえ、浜松市地震・津波対策アクションプログラム(浜松市地域目標)<b>を策定する。</b>これに基づき、国、県と連携しながら、<b>これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化</b></p>				

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

153	<p>3 火災の予防対策</p> <p>○ 市、関係行政機関、関係事業所と住民等が一体となって火災予防の徹底を図る。</p> <table border="1" data-bbox="392 343 1131 1069"> <tr> <td data-bbox="392 343 560 1069"> <p>一般家庭において 実施すべき対策</p> </td> <td data-bbox="560 343 1131 1069"> <p>&lt;液体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震等により容易に可燃物が落下するおそれがある場所では使用しない。</li> <li>地震等により容易に転倒又は転落しないようにする。</li> </ul> <p>&lt;気体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>液体燃料における注意のほか、LP ガス容器は鎖等により転倒を防止するとともに、不使用時には容器バルブを閉止する。</li> <li>都市ガスの屋外のガス元栓は不使用時には閉める。</li> </ul> <p>&lt;固体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前記、液体燃料を使用する器具による。</li> </ul> <p>&lt;その他の器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石油、ガス類その他の引火性、発火性物品の保管場所を検討し、転倒、落下により出火することのないようにする。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>一般家庭において 実施すべき対策</p>	<p>&lt;液体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震等により容易に可燃物が落下するおそれがある場所では使用しない。</li> <li>地震等により容易に転倒又は転落しないようにする。</li> </ul> <p>&lt;気体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>液体燃料における注意のほか、LP ガス容器は鎖等により転倒を防止するとともに、不使用時には容器バルブを閉止する。</li> <li>都市ガスの屋外のガス元栓は不使用時には閉める。</li> </ul> <p>&lt;固体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前記、液体燃料を使用する器具による。</li> </ul> <p>&lt;その他の器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石油、ガス類その他の引火性、発火性物品の保管場所を検討し、転倒、落下により出火することのないようにする。</li> </ul>	<p>にも重点を置き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>3 火災の予防対策</p> <p>○ 市、関係行政機関、関係事業所と住民等が一体となって火災予防の徹底を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1232 343 1971 1069"> <tr> <td data-bbox="1232 343 1400 1069"> <p>一般家庭において 実施すべき対策</p> </td> <td data-bbox="1400 343 1971 1069"> <p>&lt;液体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震等により容易に可燃物が落下するおそれがある場所では使用しない。</li> <li>地震等により容易に転倒又は転落しないようにする。</li> </ul> <p>&lt;気体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>液体燃料における注意のほか、LP ガス容器は鎖等により転倒を防止するとともに、不使用時には容器バルブを閉止する。</li> <li>都市ガスの屋内のガス元栓は不使用時には閉める。</li> </ul> <p>&lt;固体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前記、液体燃料を使用する器具による。</li> </ul> <p>&lt;その他の器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石油、ガス類その他の引火性、発火性物品の保管場所を検討し、転倒、落下により出火することのないようにする。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	<p>一般家庭において 実施すべき対策</p>	<p>&lt;液体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震等により容易に可燃物が落下するおそれがある場所では使用しない。</li> <li>地震等により容易に転倒又は転落しないようにする。</li> </ul> <p>&lt;気体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>液体燃料における注意のほか、LP ガス容器は鎖等により転倒を防止するとともに、不使用時には容器バルブを閉止する。</li> <li>都市ガスの屋内のガス元栓は不使用時には閉める。</li> </ul> <p>&lt;固体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前記、液体燃料を使用する器具による。</li> </ul> <p>&lt;その他の器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石油、ガス類その他の引火性、発火性物品の保管場所を検討し、転倒、落下により出火することのないようにする。</li> </ul>
<p>一般家庭において 実施すべき対策</p>	<p>&lt;液体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震等により容易に可燃物が落下するおそれがある場所では使用しない。</li> <li>地震等により容易に転倒又は転落しないようにする。</li> </ul> <p>&lt;気体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>液体燃料における注意のほか、LP ガス容器は鎖等により転倒を防止するとともに、不使用時には容器バルブを閉止する。</li> <li>都市ガスの屋外のガス元栓は不使用時には閉める。</li> </ul> <p>&lt;固体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前記、液体燃料を使用する器具による。</li> </ul> <p>&lt;その他の器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石油、ガス類その他の引火性、発火性物品の保管場所を検討し、転倒、落下により出火することのないようにする。</li> </ul>					
<p>一般家庭において 実施すべき対策</p>	<p>&lt;液体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震等により容易に可燃物が落下するおそれがある場所では使用しない。</li> <li>地震等により容易に転倒又は転落しないようにする。</li> </ul> <p>&lt;気体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>液体燃料における注意のほか、LP ガス容器は鎖等により転倒を防止するとともに、不使用時には容器バルブを閉止する。</li> <li>都市ガスの屋内のガス元栓は不使用時には閉める。</li> </ul> <p>&lt;固体燃料を使用する器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前記、液体燃料を使用する器具による。</li> </ul> <p>&lt;その他の器具&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石油、ガス類その他の引火性、発火性物品の保管場所を検討し、転倒、落下により出火することのないようにする。</li> </ul>					
158	<p>11 生活の確保</p> <p>○ 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の対策を進める。</p> <table border="1" data-bbox="392 1268 1131 1404"> <tr> <td data-bbox="392 1268 560 1404"> <p>医療救護</p> </td> <td data-bbox="560 1268 1131 1404"> <p>① 市が実施すべき事項</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭救護の普及を図る。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>医療救護</p>	<p>① 市が実施すべき事項</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭救護の普及を図る。</li> </ul>	<p>(略)</p> <p>11 生活の確保</p> <p>○ 南海トラフ地震臨時情報発表期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の対策を進める。</p> <table border="1" data-bbox="1232 1268 1971 1404"> <tr> <td data-bbox="1232 1268 1400 1404"> <p>医療救護</p> </td> <td data-bbox="1400 1268 1971 1404"> <p>① 市が実施すべき事項</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民トリアージの普及を図る。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>医療救護</p>	<p>① 市が実施すべき事項</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民トリアージの普及を図る。</li> </ul>
<p>医療救護</p>	<p>① 市が実施すべき事項</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭救護の普及を図る。</li> </ul>					
<p>医療救護</p>	<p>① 市が実施すべき事項</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民トリアージの普及を図る。</li> </ul>					

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

	(略)	(略)		
161	<p>12 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>12 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>○ 県は、被災地へのアクセスや人員・重症患者・物資・燃料等の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルートを事前に定めておく。</p> <p>○ 県は、災害発生時の緊急輸送活動を実施するために必要な道路として、緊急輸送路を指定する。</p> <p>(略)</p>		
162	<p>第5節 災害時避難行動要支援者支援計画</p> <p>○ 高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障害等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る。</p> <p>1 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <table border="1" data-bbox="394 730 1137 1402"> <tr> <td data-bbox="394 730 564 1402">避難行動要支援体制</td> <td data-bbox="564 730 1137 1402"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> <li>※避難行動要支援者名簿の対象者</li> <li>高齢者（65歳以上の高齢者世帯又はひとり暮らし）</li> <li>要介護者（要介護3以上判定）</li> <li>身体障害者（身体障害者手帳1級又は2級）</li> <li>知的障害者（療育手帳A判定）</li> <li>精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）</li> <li>その他（自力では避難ができない事情を抱えている人）</li> <li>・ 市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ的確に実施できるよう、地域にお</li> </ul> </td> </tr> </table>	避難行動要支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> <li>※避難行動要支援者名簿の対象者</li> <li>高齢者（65歳以上の高齢者世帯又はひとり暮らし）</li> <li>要介護者（要介護3以上判定）</li> <li>身体障害者（身体障害者手帳1級又は2級）</li> <li>知的障害者（療育手帳A判定）</li> <li>精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）</li> <li>その他（自力では避難ができない事情を抱えている人）</li> <li>・ 市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ的確に実施できるよう、地域にお</li> </ul>	<p>第5節 災害時避難行動要支援者支援計画</p> <p>○ 「共通対策編 第3章災害応急対策計画 第10節災害時避難行動要支援者の避難支援」に準ずる。</p>
避難行動要支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> <li>※避難行動要支援者名簿の対象者</li> <li>高齢者（65歳以上の高齢者世帯又はひとり暮らし）</li> <li>要介護者（要介護3以上判定）</li> <li>身体障害者（身体障害者手帳1級又は2級）</li> <li>知的障害者（療育手帳A判定）</li> <li>精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）</li> <li>その他（自力では避難ができない事情を抱えている人）</li> <li>・ 市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ的確に実施できるよう、地域にお</li> </ul>			

		<p>る避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、防災主管部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう、避難行動要支援者個別避難計画の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</p> <p>«避難支援等関係機関»</p> <p>自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、警察、消防機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等</p>	
	<p>避難行動要支援者の名簿及び避難行動要支援者個別避難計画の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、発災時の適切な対応に役立てるため、平常時から市が把握している下記のとおり要配慮者にかかる情報<sup>(※1)</sup>を積極的に活用し、避難行動要支援者名簿の作成を行う。また、地域における支援体制の整備のために、災害時に支援を希望する避難行動要支援者のうち、本人情報を避難支援等関係機関へ提供することに同意した者の名簿（以下「同意者名簿」という。）を作成調整し、避難支援等関係機関への提供など、同意者の状況把握に努めるよう依頼する。</li> <li>・ 同意者名簿の更新は、最低年1回更新を行うものとし、また自主防災組織等においても、地域防災訓練等を通じて情報更新に努める。</li> <li>・ 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、避難支援等関係機関と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難行動要支援者個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</li> <li>・ 市は、避難行動要支援者個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施さ</li> </ul>	

	<p>れるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもすぐに名簿等を活用できるよう、名簿情報の管理に努める。</li> <li>・ 作成された名簿等は市役所、避難支援等関係機関で共有する。</li> <li>・ 市から提供される同意者名簿や、避難行動要支援者個別避難計画について、提供を受ける避難支援等関係機関は、個人情報漏洩することがないように適正に管理する。</li> </ul>	
<p>防災訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災隊や福祉関係団体等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に取り組む。</li> </ul> <p>また、訓練により明確となった課題等を本人及び市並びに地域関係機関等で意見交換をするなど平常時から避難行動支援について連携を取り合うよう努める。</p>	
<p>人材の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等の要配慮者の支援に必要な人材の確保に努める。</li> <li>・ 市及び自主防災組織は、上記支援者となった者に対し、支援者自身の災害時における適切な行動を学習する機会を設けるとともに、避難行動支援に必要な情報等について積極的に提供しよう努める。</li> </ul>	
<p>協働による支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、避難行動要支援者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、保健福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。</li> </ul>	



浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第2章災害予防計画 新旧対照表

		<p>情報伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能等の活用を推進する。</li> </ul>	
		<p>地区防災計画との整合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、地区防災計画が定められている地区において、避難行動要支援者個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合を図るとともに、訓練等を通じて円滑な運用に努めるものとする。</li> </ul>	

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第3章地震防災施設緊急整備計画 新旧対照表

頁	旧	新								
167	<p>○ 地震対策緊急整備事業、地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。</p> <p>第1節 地震防災施設整備指針</p> <p>○ 南海トラフ地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を、整合性を図りながら総合的に行い、地震に強いまちづくりを進める。</p> <p>(略)</p> <p>2 地域の防災構造化</p> <table border="1" data-bbox="389 587 1137 687"> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">緊急避難場所の整備</td> <td>・ 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入れ能力の強化等のため、<b>緊急避難場所</b>の整備を図る。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	緊急避難場所の整備	・ 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入れ能力の強化等のため、 <b>緊急避難場所</b> の整備を図る。	<p>○ 地震対策緊急整備事業、地震防災緊急事業、<b>津波避難対策緊急事業</b>及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。</p> <p>第1節 地震防災施設整備指針</p> <p>○ 東海地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を、整合性を図りながら総合的に行い、地震に強いまちづくりを進める。</p> <p>(略)</p> <p>2 地域の防災構造化</p> <table border="1" data-bbox="1227 587 1975 687"> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">避難地の整備</td> <td>・ 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入れ能力の強化等のため、<b>避難地</b>の整備を図る。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	避難地の整備	・ 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入れ能力の強化等のため、 <b>避難地</b> の整備を図る。				
緊急避難場所の整備	・ 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入れ能力の強化等のため、 <b>緊急避難場所</b> の整備を図る。									
避難地の整備	・ 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入れ能力の強化等のため、 <b>避難地</b> の整備を図る。									
169	<p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>(略)</p> <p>1 防災業務施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="389 879 1137 1171"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">通信施設の整備</td> <td>・ 事業の目的 <b>警戒宣言が発せられた場合</b>、電話の集中による使用不能、施設の被害による途絶が予想されることから、情報の収集・伝達を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備する。  (略)</td> </tr> </table>	(略)		通信施設の整備	・ 事業の目的 <b>警戒宣言が発せられた場合</b> 、電話の集中による使用不能、施設の被害による途絶が予想されることから、情報の収集・伝達を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備する。  (略)	<p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>(略)</p> <p>1 防災業務施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="1227 879 1975 1171"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">通信施設の整備</td> <td>・ 事業の目的 <b>地震発生時は</b>、電話の集中による使用不能、施設の被害による途絶が予想されることから、情報の収集・伝達を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備する。  (略)</td> </tr> </table>	(略)		通信施設の整備	・ 事業の目的 <b>地震発生時は</b> 、電話の集中による使用不能、施設の被害による途絶が予想されることから、情報の収集・伝達を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備する。  (略)
(略)										
通信施設の整備	・ 事業の目的 <b>警戒宣言が発せられた場合</b> 、電話の集中による使用不能、施設の被害による途絶が予想されることから、情報の収集・伝達を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備する。  (略)									
(略)										
通信施設の整備	・ 事業の目的 <b>地震発生時は</b> 、電話の集中による使用不能、施設の被害による途絶が予想されることから、情報の収集・伝達を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備する。  (略)									
170	<p>2 緊急避難場所・避難路の整備</p> <table border="1" data-bbox="389 1225 1137 1417"> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">緊急避難場所の整備</td> <td>・ 事業の目的 地震火災時に周辺地域から避難者を受け、市街地大火から被災者の生命の安全確保を図るため、<b>緊急避難場所</b>を整備する。また、被災避難住民の最終避難場所としての防災上の機能を確保する。</td> </tr> </table>	緊急避難場所の整備	・ 事業の目的 地震火災時に周辺地域から避難者を受け、市街地大火から被災者の生命の安全確保を図るため、 <b>緊急避難場所</b> を整備する。また、被災避難住民の最終避難場所としての防災上の機能を確保する。	<p>2 <b>避難地</b>・避難路の整備</p> <table border="1" data-bbox="1227 1225 1975 1417"> <tr> <td style="background-color: #FFC0CB;">避難地の整備</td> <td>・ 事業の目的 地震火災時に周辺地域から避難者を受け、市街地大火から被災者の生命の安全確保を図るため、<b>避難地</b>を整備する。また、被災避難住民の最終避難場所としての防災上の機能を確保する。</td> </tr> </table>	避難地の整備	・ 事業の目的 地震火災時に周辺地域から避難者を受け、市街地大火から被災者の生命の安全確保を図るため、 <b>避難地</b> を整備する。また、被災避難住民の最終避難場所としての防災上の機能を確保する。				
緊急避難場所の整備	・ 事業の目的 地震火災時に周辺地域から避難者を受け、市街地大火から被災者の生命の安全確保を図るため、 <b>緊急避難場所</b> を整備する。また、被災避難住民の最終避難場所としての防災上の機能を確保する。									
避難地の整備	・ 事業の目的 地震火災時に周辺地域から避難者を受け、市街地大火から被災者の生命の安全確保を図るため、 <b>避難地</b> を整備する。また、被災避難住民の最終避難場所としての防災上の機能を確保する。									

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第3章地震防災施設緊急整備計画 新旧対照表

172	(略)	第3節 地震防災緊急事業五箇年計画	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備の水準</li> </ul> <p>要避難地区の近接を原則として、面積 10ha 以上の公共空地で、避難距離 2km 以内、避難圏内の最大人口が受入れ可能人員を超えない<b>緊急避難場所</b>を確保することを目標に整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備の水準</li> </ul> <p>要避難地区の近接を原則として、面積 10ha 以上の公共空地で、避難距離 2km 以内、避難圏内の最大人口が受入れ可能人員を超えない<b>避難地</b>を確保することを目標に整備する。</p>																						
				<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的</li> </ul> <p><b>緊急避難場所</b>に通じる道路であって、避難圏内の住民を当該<b>緊急避難場所</b>に迅速かつ安全に避難させるため、避難路の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備の水準</li> </ul> <p>要避難地区内で<b>緊急避難場所</b>へ通じる避難路のうち、安全確保のため特に必要と認められる道路について、幅員を 15m 以上に改良する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的</li> </ul> <p><b>避難地</b>に通じる道路であって、避難圏内の住民を当該<b>避難地</b>に迅速かつ安全に避難させるため、避難路の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備の水準</li> </ul> <p>要避難地区内で<b>避難地</b>へ通じる避難路のうち、安全確保のため特に必要と認められる道路について、幅員を 15m 以上に改良する。</p>																						
		(略)	(略)																								
		第3節 地震防災緊急事業五箇年計画	(略)																								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区名</th> <th>事業名</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>緊急避難場所</b>の整備</td> <td><b>中区</b></td> <td>都市公園事業</td> <td>東部やすらぎ公園（名塚公園）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区名	事業名	事業の概要	<b>緊急避難場所</b> の整備	<b>中区</b>	都市公園事業	東部やすらぎ公園（名塚公園）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区名</th> <th>事業名</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>避難地</b>の整備</td> <td><b>中央区</b></td> <td>都市公園事業</td> <td>東部やすらぎ公園（名塚公園）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区名	事業名	事業の概要	<b>避難地</b> の整備	<b>中央区</b>	都市公園事業	東部やすらぎ公園（名塚公園）						
名称	区名	事業名	事業の概要																								
<b>緊急避難場所</b> の整備	<b>中区</b>	都市公園事業	東部やすらぎ公園（名塚公園）																								
名称	区名	事業名	事業の概要																								
<b>避難地</b> の整備	<b>中央区</b>	都市公園事業	東部やすらぎ公園（名塚公園）																								
			(略)																								
			<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">共同溝の整備</td> <td></td> <td>道路事業</td> <td>(国) 257号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>街路事業</td> <td>(都) 旭町鴨江線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>街路事業</td> <td>(都) 植松伊左地線</td> </tr> </tbody> </table>	共同溝の整備		道路事業	(国) 257号		街路事業	(都) 旭町鴨江線		街路事業	(都) 植松伊左地線	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共同溝の整備</td> <td><b>中央区</b></td> <td>道路事業</td> <td>(国) 257号</td> </tr> <tr> <td><b>中央区</b></td> <td>街路事業</td> <td>(都) 旭町鴨江線</td> </tr> <tr> <td><b>中央区</b></td> <td>街路事業</td> <td>(都) 植松伊左地線</td> </tr> <tr> <td><b>浜名区</b></td> <td><b>道路事業</b></td> <td><b>(都) 本通り線</b></td> </tr> </tbody> </table>	共同溝の整備	<b>中央区</b>	道路事業	(国) 257号	<b>中央区</b>	街路事業	(都) 旭町鴨江線	<b>中央区</b>	街路事業	(都) 植松伊左地線	<b>浜名区</b>	<b>道路事業</b>	<b>(都) 本通り線</b>
共同溝の整備		道路事業	(国) 257号																								
		街路事業	(都) 旭町鴨江線																								
		街路事業	(都) 植松伊左地線																								
共同溝の整備	<b>中央区</b>	道路事業	(国) 257号																								
	<b>中央区</b>	街路事業	(都) 旭町鴨江線																								
	<b>中央区</b>	街路事業	(都) 植松伊左地線																								
	<b>浜名区</b>	<b>道路事業</b>	<b>(都) 本通り線</b>																								

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第3章地震防災施設緊急整備計画 新旧対照表

173	<p>第4節 津波避難対策緊急事業計画</p> <p>(略)</p> <p>○ なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、<b>南海トラフ推進計画</b>に定める。</p> <p>第5節 その他の地震対策事業計画</p> <p>1 水道施設等の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>地域防災活動の推進</td> <td>・ <b>緊急避難場所</b>における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	地域防災活動の推進	・ <b>緊急避難場所</b> における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。	<table border="1"> <tr> <td>浜名区</td> <td>道路事業</td> <td>(都) 小林駅前線</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>土地区画整理事業</td> <td>高塚駅北第二 (区画道路 2 号線ほか)</td> </tr> <tr> <td>浜名区</td> <td>土地区画整理事業</td> <td>浜北中央北地区 (区画道路 14-2 号線ほか)</td> </tr> </table>	浜名区	道路事業	(都) 小林駅前線	中央区	土地区画整理事業	高塚駅北第二 (区画道路 2 号線ほか)	浜名区	土地区画整理事業	浜北中央北地区 (区画道路 14-2 号線ほか)
		地域防災活動の推進	・ <b>緊急避難場所</b> における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。										
浜名区	道路事業	(都) 小林駅前線											
中央区	土地区画整理事業	高塚駅北第二 (区画道路 2 号線ほか)											
浜名区	土地区画整理事業	浜北中央北地区 (区画道路 14-2 号線ほか)											
	<p>第4節 津波避難対策緊急事業計画</p> <p>(略)</p> <p>○ なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、<b>浜松市津波防災地域づくり推進計画</b>に定める。</p> <p>第5節 その他の地震対策事業計画</p> <p>1 水道施設等の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>地域防災活動の推進</td> <td>・ <b>避難地</b>における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	地域防災活動の推進	・ <b>避難地</b> における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。										
地域防災活動の推進	・ <b>避難地</b> における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。												

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第4章地震・津波警戒対策計画 新旧対照表

頁	旧	新																								
176	<p>(略)</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報への市の対応について</p> <p>(略)</p> <p>«南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置»</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>○ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の市の防災対応の概要について定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表される臨時情報の種別</th> <th>体制</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中） 発表時</td> <td>情報収集体制</td> <td>・ 情報収集、市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達</td> </tr> </tbody> </table> <p>«南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置»</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、体制の設置</p> <p>○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市の防災対応の概要について定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表される臨時情報の種別</th> <th>体制</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発表時</td> <td>災害対策準備室体制</td> <td>・ 市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達 ・ 日頃からの備えの再確認 ・ 県との情報共有</td> </tr> </tbody> </table>	発表される臨時情報の種別	体制	主な業務	南海トラフ地震臨時情報（調査中） 発表時	情報収集体制	・ 情報収集、市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達	発表される臨時情報の種別	体制	主な業務	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発表時	災害対策準備室体制	・ 市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達 ・ 日頃からの備えの再確認 ・ 県との情報共有	<p>(略)</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報への市の対応について</p> <p>(略)</p> <p>«南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置»</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達及び体制</p> <p>○ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の市の防災対応の概要について定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表される臨時情報の種別</th> <th>体制</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中） 発表時</td> <td>災害対策準備室体制</td> <td>・ 情報収集、市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達</td> </tr> </tbody> </table> <p>«南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置»</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達及び体制</p> <p>○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市の防災対応の概要について定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表される臨時情報の種別</th> <th>体制</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発表時</td> <td>災害対策連絡室体制</td> <td>・ 市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達 ・ 日頃からの備えの再確認 ・ 県との情報共有</td> </tr> </tbody> </table>	発表される臨時情報の種別	体制	主な業務	南海トラフ地震臨時情報（調査中） 発表時	災害対策準備室体制	・ 情報収集、市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達	発表される臨時情報の種別	体制	主な業務	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発表時	災害対策連絡室体制	・ 市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達 ・ 日頃からの備えの再確認 ・ 県との情報共有
発表される臨時情報の種別	体制	主な業務																								
南海トラフ地震臨時情報（調査中） 発表時	情報収集体制	・ 情報収集、市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達																								
発表される臨時情報の種別	体制	主な業務																								
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発表時	災害対策準備室体制	・ 市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達 ・ 日頃からの備えの再確認 ・ 県との情報共有																								
発表される臨時情報の種別	体制	主な業務																								
南海トラフ地震臨時情報（調査中） 発表時	災害対策準備室体制	・ 情報収集、市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達																								
発表される臨時情報の種別	体制	主な業務																								
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発表時	災害対策連絡室体制	・ 市民への広報 ・ 各部、各区等への情報伝達 ・ 日頃からの備えの再確認 ・ 県との情報共有																								
177	<p>«南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置»</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等、災害対策本部等の設置等</p> <p>(略)</p> <p>2 避難対策等</p> <p>(略)</p>	<p>«南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置»</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達及び体制</p> <p>(略)</p> <p>2 避難対策等</p> <p>(略)</p>																								

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第4章地震・津波警戒対策計画 新旧対照表

<p>○ なお、計画は津波避難施設の整備状況及び被害想定の実施等を踏まえ、見直していくものとし、事前避難対象地域については、津波浸水想定が正式に県から示されたのちに設定していくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○ なお、計画は津波避難施設の整備状況及び被害想定の実施等を踏まえ、見直していくものとし、事前避難対象地域については、浜松市沿岸域防潮堤の効果を加味して設定していくものとする。</p> <p>(略)</p>
---	--

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第5章災害応急対策計画 新旧対照表

頁	旧	新
184	<p>(略)</p> <p>第6節 災害の拡大防止及び二次災害防止活動</p> <p>(略)</p> <p>4 被災建築物等に対する危険度判定及び安全対策</p> <p>○ 「共通対策編 第3章 第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第6節 災害の拡大防止及び二次災害防止活動</p> <p>(略)</p> <p>4 被災建築物等に対する危険度判定及び安全対策</p> <p>○ 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、その実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士により被災建築物の危険度を判定する。</p> <p>○ 市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p> <p>○ 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力する。</p> <p>○ 市民は判定の結果に応じて、避難又は当該建築物、宅地等の応急補強その他必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p>
185	<p>第7節 避難活動</p> <p>○ 南海トラフ地震等が発生したときの避難対策及び避難生活の基本的な事項を示す。</p> <p>1 避難対策</p> <p>○ 「共通対策編 第3章 第7節 避難救出計画」に準ずる</p> <p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>○ 「共通対策編 第3章 第7節 避難救出計画」に準ずる</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 避難活動</p> <p>○ 南海トラフ地震等が発生したときの避難対策及び避難生活の基本的な事項を示す。</p> <p>1 避難対策</p> <p>○ 避難対策の基本方針</p> <p>① 南海トラフ地震等の発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</p> <p>② 地震の発生及び津波警報等津波に関する情報が発表された場合には、避難対象地区(津</p>

		<p>波危険予想地域、推進計画区域) 及びその周辺地域の住民等は、高所又は高台へ直ちに避難する必要があるため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</p> <p>③ 住民は、避難活動を行う際、自らの身の安全を確保しつつ、出火防止措置に努める。</p> <p>④ 住民等は、津波警報等津波に関する情報を入手した者が率先して避難する。また、避難に当たっては、津波の接近を呼びかけながら、避難していない住民等へ情報を伝達する。</p> <p>⑤ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、自らの身の安全を確保するとともに、要配慮者等に配慮する。</p> <p>⑥ 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外又は県外への広域的な避難及び避難場所への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて県に広域避難収容に関する支援要請を行う。</p> <p>⑦ 津波避難ビルの施設管理者等は、可能な限り入口の解放等を実施し、避難者を受け入れる体制をとる。</p> <p>⑧ 夜間など、施設管理者等による解錠を待つ暇がないときには、窓や扉を蹴破るなどして逃げ込む。この際の補償等については、後日市と施設管理者等で協議を行うものとする。</p> <p>○ 災害時の配備体制</p> <p>① 市災害対策準備室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県沿岸に津波注意報が発表された場合は、市災害対策準備室を設置する。</li> </ul> <p>② 市災害対策連絡室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県沿岸に津波警報が発表された場合は、市災害対策連絡室を設置する。</li> </ul> <p>③ 災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県沿岸に大津波警報が発表された場合など、市長が災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置する。</li> </ul> <p>○ 津波情報等の種類</p>
--	--	--



		<p>① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象庁は、地震の規模や位置を即座に推定し、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。</li> </ul> <p>② 津波予報区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の沿岸は66の津波予報区に分けられ、本市が属する津波予報区・区域は、静岡県となり、津波予報担当気象官署は気象庁本庁となる。</li> </ul> <p>※ 図は、静岡県及び周辺の県が属する津波予報区</p>  <p>○ 津波等の情報の収集・伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示の伝達は、共通対策編第5節情報の収集・伝達計画により行う。</li> </ul> <p>○ 避難対策</p> <table border="1" data-bbox="1232 925 1960 1404"> <tr> <td data-bbox="1232 925 1384 1316">情報・広報活動</td> <td data-bbox="1384 925 1960 1316"> <p>① 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は共通対策編第5節情報の収集、伝達計画による。</p> <p>② 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は共通対策編第6節災害広報計画による。また、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。</p> <p>③ 住民は、テレビ、ラジオ、防災行政無線(同報系)等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1232 1316 1384 1404">津波からの避難対策</td> <td data-bbox="1384 1316 1960 1404"> <p>① 津波注意報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う</li> </ul> </td> </tr> </table>	情報・広報活動	<p>① 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は共通対策編第5節情報の収集、伝達計画による。</p> <p>② 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は共通対策編第6節災害広報計画による。また、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。</p> <p>③ 住民は、テレビ、ラジオ、防災行政無線(同報系)等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。</p>	津波からの避難対策	<p>① 津波注意報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う</li> </ul>
情報・広報活動	<p>① 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は共通対策編第5節情報の収集、伝達計画による。</p> <p>② 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は共通対策編第6節災害広報計画による。また、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。</p> <p>③ 住民は、テレビ、ラジオ、防災行政無線(同報系)等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。</p>					
津波からの避難対策	<p>① 津波注意報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う</li> </ul>					

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第5章災害応急対策計画 新旧対照表

			<p>津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。なお、市長が行う避難指示については別に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。</li> <li>・ 海水浴客、釣人及びサーファー等に対し、避難指示の伝達に努める。</li> </ul> <p>② 津波警報・大津波警報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>③ 震度 6 弱以上の強い揺れを感じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長は、直ちに避難対象地区（津波危険予想地域、推進計画区域）にある住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>④ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度 4 以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも 30 分間は、安全を確保の上、津波監視カメラ等で海面の状態を監視する。</li> <li>・ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも 1 時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取する。</li> </ul>
--	--	--	--

188		<div style="background-color: #f080f0; width: 100%; height: 100%;"></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。</li> <li>⑤ 遠地津波が発生した場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置を講じる。</li> <li>・ 津波注意報又は津波警報が発表された場合は、上記の必要な措置を講じる。</li> <li>・ 住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。</li> </ul> </li> <li>⑥ 住民が実施する自衛措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海浜付近の住民、海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難指示を受けるまでもなく直ちに海浜から離れ、高台、津波避難ビル等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも津波警報又は津波注意報が発表された時には、同様の行動をとる。</li> </ul> </li> </ul> <p>2 避難指示等解除の判断・実施基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警戒宣言や大津波警報・津波警報が解除され、津波監視カメラ等で津波により、さらなる津波被害のおそれがないと判断した場合に行う。</li> <li>○浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として行う。</li> </ul> <p>3 避難所の設置及び避難生活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「共通対策編 第3章 第9節 避難救出計画」に準ずる。</li> </ul>
-----	--	--

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第5章災害応急対策計画 新旧対照表

<p>189</p>	<p>第10節 地域への救援活動 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第10節 地域への救援活動 (略)</p>												
<p>190</p>	<p>8 遺体の捜索及び措置 (略)</p> <p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>○ 市民生活に密接な関係にある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。</p> <table border="1" data-bbox="394 491 1137 1075"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="394 491 1137 539">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 539 548 1023"> <p>通信</p> </td> <td data-bbox="548 539 1137 1023"> <p>・ 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>① 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。</p> <p>② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板 web171」を提供する。</p> <p>③ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</p> <p>④ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、通信の早期疎通を図るために必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="394 1023 1137 1075">(略)</td> </tr> </table>	(略)		<p>通信</p>	<p>・ 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>① 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。</p> <p>② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板 web171」を提供する。</p> <p>③ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</p> <p>④ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、通信の早期疎通を図るために必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	(略)		<p>8 行方不明者の捜索及び措置 (略)</p> <p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>○ 市民生活に密接な関係にある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1232 491 1975 1075"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1232 491 1975 539">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1232 539 1386 1023"> <p>通信</p> </td> <td data-bbox="1386 539 1975 1023"> <p>・ 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>① 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。</p> <p>② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、<b>災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等</b>を提供する。</p> <p>③ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</p> <p>④ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、通信の早期疎通を図るために必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1232 1023 1975 1075">(略)</td> </tr> </table>	(略)		<p>通信</p>	<p>・ 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>① 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。</p> <p>② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、<b>災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等</b>を提供する。</p> <p>③ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</p> <p>④ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、通信の早期疎通を図るために必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	(略)	
(略)														
<p>通信</p>	<p>・ 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>① 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。</p> <p>② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板 web171」を提供する。</p> <p>③ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</p> <p>④ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、通信の早期疎通を図るために必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>													
(略)														
(略)														
<p>通信</p>	<p>・ 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>① 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。</p> <p>② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、<b>災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等</b>を提供する。</p> <p>③ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</p> <p>④ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、通信の早期疎通を図るために必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>													
(略)														
<p>191</p>	<p>第15節 対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>○ 対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるもののほか次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>第16節 津波応急対策</p> <p>1 災害時の配備体制</p> <p>○ 「共通対策編 第3章 第7節 避難救出計画」に準ずる。</p>	<p>第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>○ <b>地震防災応急計画及び</b>対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるもののほか次のとおり。</p> <p>(略)</p>												

2 津波情報等の種類

○ 「共通対策編 第3章 第7節 避難救出計画」に準ずる。

3 津波等の情報の収集・伝達

○ 「共通対策編 第3章 第7節 避難救出計画」に準ずる。

4 避難対策

○ 「共通対策編 第3章 第7節 避難救出計画」に準ずる。

5 防疫活動

○ 津波被害により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、「共通対策編 第3章 第16節 防疫計画」に定めるほか、以下により被災住民、避難住民に対する防疫活動を行う。

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の指示により必要な防疫活動を行う。</li> <li>・ 津波浸水地域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。</li> <li>・ 生活用水（井戸水等）の使用を制限又は禁止の指導を行う。</li> <li>・ 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。</li> <li>・ 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。</li> <li>・ 患者及び保菌者の早期発見による感染症のまん延防止を図るため、健康診断や、感染症の発生状況・動向及び原因を明らかにするための調査を実施する。</li> </ul>
市民・自主防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。</li> </ul>
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力する。</li> </ul>

浜松市地域防災計画 地震・津波対策編 第5章災害応急対策計画 新旧対照表

	(略)	(略)
--	-----	-----

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第1章計画の作成にあたって 新旧対照表

頁	旧	新												
194	<p>○ 本章は、浜松市防災計画「大規模事故対策編」の対象として、想定する災害について定める。 (略)</p>	<p>○ 本章は、浜松市防災計画「大規模事故対策編」の対象として想定する災害及び災害対策体制について定める。 (略)</p> <p>第2節 市災害対策本部</p> <p>1 災害対策体制</p> <p>○ 本市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、事前配備体制及び浜松市災害対策本部体制をとる。</p> <p>《事前配備体制》</p> <table border="1" data-bbox="1211 501 1984 1187"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 501 1323 571">体制</th> <th data-bbox="1323 501 1648 571">配備の判断基準</th> <th data-bbox="1648 501 1984 571">配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 571 1323 767">情報収集体制</td> <td data-bbox="1323 571 1648 767">・連絡を受けた事故が相当な死傷者が発生し、その事故により情報収集体制をとる必要があると危機管理監（区危機管理監・地域危機管理監を含む。以下同じ）が判断したとき</td> <td data-bbox="1648 571 1984 767">危機管理課、秘書課（組織としての政策補佐官含む）/区振興課/行政センター/支所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 767 1323 963">災害対策準備室</td> <td data-bbox="1323 767 1648 963">・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続く恐れがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき</td> <td data-bbox="1648 767 1984 963">情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課（農業委員会事務局）、林業振興課、土木部、消防局、上下水道部、学校教育部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 963 1323 1187">災害対策連絡室</td> <td data-bbox="1323 963 1648 1187">・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき</td> <td data-bbox="1648 963 1984 1187">災害対策準備室の関係各課に加えて 災害11部の代表課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、生活衛生課、環境部</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 災害対策準備室及び連絡室は、本庁にあつては危機管理センターに置き、区においては、区役所並びに行政センター及び支所に開設する。</p> <p>○ 災害対策準備室及び連絡室は、本庁にあつては危機管理センターに置き、区においては、区役所並びに行政センター及び支所に開設する。</p> <p>○ 関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課及び区役所の防災担当課、行政センター及び支所に報告する。</p>	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)	情報収集体制	・連絡を受けた事故が相当な死傷者が発生し、その事故により情報収集体制をとる必要があると危機管理監（区危機管理監・地域危機管理監を含む。以下同じ）が判断したとき	危機管理課、秘書課（組織としての政策補佐官含む）/区振興課/行政センター/支所	災害対策準備室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続く恐れがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課（農業委員会事務局）、林業振興課、土木部、消防局、上下水道部、学校教育部	災害対策連絡室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害11部の代表課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、生活衛生課、環境部
体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)												
情報収集体制	・連絡を受けた事故が相当な死傷者が発生し、その事故により情報収集体制をとる必要があると危機管理監（区危機管理監・地域危機管理監を含む。以下同じ）が判断したとき	危機管理課、秘書課（組織としての政策補佐官含む）/区振興課/行政センター/支所												
災害対策準備室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続く恐れがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課（農業委員会事務局）、林業振興課、土木部、消防局、上下水道部、学校教育部												
災害対策連絡室	・連絡を受けた事故が相当な死傷者を伴う事故、又はその事故により拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害11部の代表課及び 情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、生活衛生課、環境部												

195	<p>「災害対策本部体制」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #f8d7da;"> <th style="text-align: center;">体制</th> <th style="text-align: center;">配備の判断基準</th> <th style="text-align: center;">配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害対策本部体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法による救助を適用する規模の事故災害が発生したとき</li> <li>・連絡を受けた事故が多数の死傷者を伴う大規模事故、又は大規模事故に移行する恐れがあり、その対策のため市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長（本部長）が認めるとき</li> </ul> </td> <td>                     原則として全職員                      （ただし、災害 11 部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。）                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 災害対策本部の体制                      ・「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」に準ずる。</p> <p>○ 本部会議                      ・「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」に準ずる。</p> <p>○ 災害対策本部区本部、地域本部、現地災害対策本部                      ・「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」に準ずる。</p> <p>2 職員の配備基準及び体制                      ○ 「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」に準ずる。</p>	体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)	災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法による救助を適用する規模の事故災害が発生したとき</li> <li>・連絡を受けた事故が多数の死傷者を伴う大規模事故、又は大規模事故に移行する恐れがあり、その対策のため市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長（本部長）が認めるとき</li> </ul>	原則として全職員 （ただし、災害 11 部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。）
体制	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)					
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法による救助を適用する規模の事故災害が発生したとき</li> <li>・連絡を受けた事故が多数の死傷者を伴う大規模事故、又は大規模事故に移行する恐れがあり、その対策のため市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長（本部長）が認めるとき</li> </ul>	原則として全職員 （ただし、災害 11 部や区/地域本部にて被害状況等を確認の上、配備人員を決定することができる。）					



浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第2章道路事故対策計画 新旧対照表

頁	旧	新																																								
196	第1節 総則 (略)	第1節 総則 (略)																																								
197	2 予想される事故と地域 (1) 市内の道路の状況 ○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。 (令和4年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>6</td> <td>251.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>67</td> <td>681.8</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>23,724</td> <td>7,573.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,799</td> <td>8,570.8</td> </tr> </tbody> </table> (略)	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	2	65.0	一般国道	6	251.0	県道	67	681.8	市町道	23,724	7,573.0	合計	23,799	8,570.8	2 予想される事故と地域 (1) 市内の道路の状況 ○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。 (令和5年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>6</td> <td>248.2</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>67</td> <td>682.3</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>23,737</td> <td>7,574.9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,812</td> <td>8,570.4</td> </tr> </tbody> </table> (略)	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	2	65.0	一般国道	6	248.2	県道	67	682.3	市町道	23,737	7,574.9	合計	23,812	8,570.4				
道路の種類	路線数	実延長(km)																																								
高速自動車国道	2	65.0																																								
一般国道	6	251.0																																								
県道	67	681.8																																								
市町道	23,724	7,573.0																																								
合計	23,799	8,570.8																																								
道路の種類	路線数	実延長(km)																																								
高速自動車国道	2	65.0																																								
一般国道	6	248.2																																								
県道	67	682.3																																								
市町道	23,737	7,574.9																																								
合計	23,812	8,570.4																																								
	(3) 道路交通危険箇所 ○ 市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりである。 (令和4年3月31日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>98</td> <td>43</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>56</td> <td>31</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>88</td> <td>51</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>242</td> <td>125</td> <td>367</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	落石・崩壊	その他	合計	一般国道	98	43	141	主要地方道	56	31	87	一般県道	88	51	139	合計	242	125	367	(3) 道路交通危険箇所 ○ 市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりである。 (令和5年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>108</td> <td>50</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>56</td> <td>31</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>88</td> <td>51</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>252</td> <td>132</td> <td>384</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	落石・崩壊	その他	合計	一般国道	108	50	158	主要地方道	56	31	87	一般県道	88	51	139	合計	252	132	384
道路の種類	落石・崩壊	その他	合計																																							
一般国道	98	43	141																																							
主要地方道	56	31	87																																							
一般県道	88	51	139																																							
合計	242	125	367																																							
道路の種類	落石・崩壊	その他	合計																																							
一般国道	108	50	158																																							
主要地方道	56	31	87																																							
一般県道	88	51	139																																							
合計	252	132	384																																							
	(4) 予想される道路事故の態様 ○ 浜松市内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものが想定され、態様としては以下のものが考えられる。	(4) 予想される道路事故の態様 ○ 浜松市内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものが想定され、態様としては以下のものが考えられる。																																								

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第2章道路事故対策計画 新旧対照表

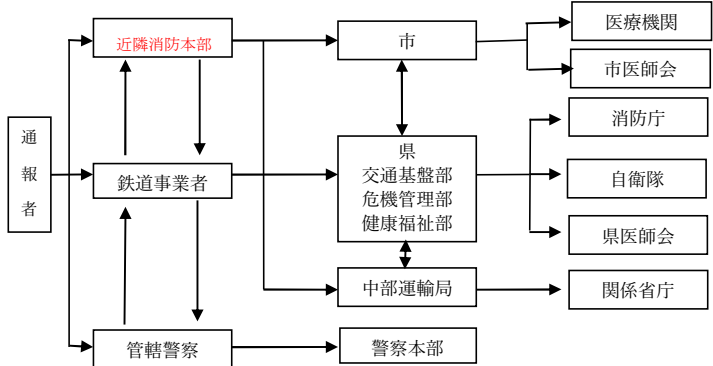
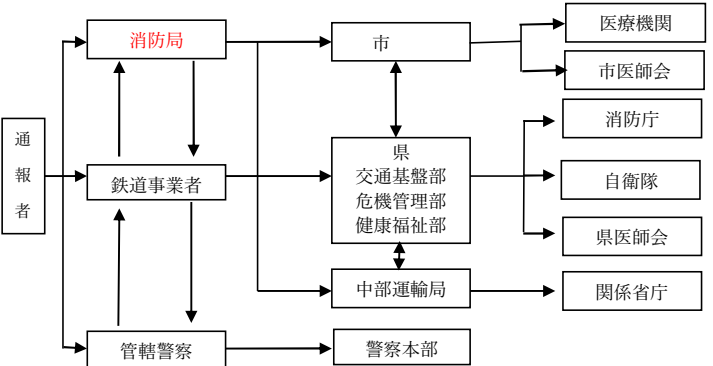
要 因	想定される事故	要 因	想定される事故
(略)		(略)	
		道路構造物の破損に起因するもの	・ 舗装、緑石、街路樹、街路灯等の破損
		(略)	
199	<p>第2節 災害予防計画 (略)</p> <p>3 危険物流出等に備えた資器材等の整備 (略)</p> <p>○ 道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資器材の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 災害予防計画 (略)</p> <p>3 危険物流出等に備えた資機材等の整備 (略)</p> <p>○ 道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	
200	<p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>○ 大規模な道路事故が発生した場合の災害応急対策について定める。</p> <p>1 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p>	<p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>○ 大規模な道路事故が発生した場合の災害応急対策について定める。</p> <p>1 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p>	

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第2章道路事故対策計画 新旧対照表

201	<p>2 応急体制</p> <p>(1) 市の体制</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="360 264 1137 555"> <tr> <td>処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集・整理</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立</li> <li>救助活動に関する応援体制の確立</li> <li>現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討</li> <li>災害対策本部設置の検討</li> <li>その他必要な活動の検討</li> <li>消防庁への報告</li> <li>広報に関する事項</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>«災害対策本部»</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="360 635 1137 1085"> <tr> <td>処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策の総合調整</li> <li>死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに搬送等の調整</li> <li>現地における応急医療施設及び収容施設等の設置並びに管理</li> <li>遺体の措置</li> <li>道路の応急復旧</li> <li>消火活動</li> <li>被災者の救出、救護</li> <li>負傷者の医療機関への搬送</li> <li>情報収集、発信、広報</li> <li>関係機関への支援要請</li> <li>二次災害等発生防止措置</li> <li>消防庁への報告</li> <li>広報に関する事項</li> <li>その他必要な活動</li> </ul> </td> </tr> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集・整理</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立</li> <li>救助活動に関する応援体制の確立</li> <li>現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討</li> <li>災害対策本部設置の検討</li> <li>その他必要な活動の検討</li> <li>消防庁への報告</li> <li>広報に関する事項</li> </ul>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策の総合調整</li> <li>死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに搬送等の調整</li> <li>現地における応急医療施設及び収容施設等の設置並びに管理</li> <li>遺体の措置</li> <li>道路の応急復旧</li> <li>消火活動</li> <li>被災者の救出、救護</li> <li>負傷者の医療機関への搬送</li> <li>情報収集、発信、広報</li> <li>関係機関への支援要請</li> <li>二次災害等発生防止措置</li> <li>消防庁への報告</li> <li>広報に関する事項</li> <li>その他必要な活動</li> </ul>	<p>2 応急体制</p> <p>(1) 市の体制</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1196 264 1982 555"> <tr> <td>処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集・整理 (危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所)</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立 (消防局)</li> <li>救助活動に関する応援体制の確立 (消防局)</li> <li>現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討 (健康医療課)</li> <li>災害対策本部設置の検討 (危機管理課)</li> <li>その他必要な活動の検討</li> <li>消防庁への報告 (消防局)</li> <li>広報に関する事項 (広聴広報課)</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>«災害対策本部»</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1196 635 1982 1149"> <tr> <td>処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策の総合調整 (災害対策本部事務局)</li> <li>死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに搬送等の調整 (警備部)</li> <li>医療に関する連絡調整 (保健医療調整本部)</li> <li>遺体の措置 (遺族・遺体部)</li> <li>道路の応急復旧 (土木復旧部)</li> <li>消火活動 (警備部)</li> <li>被災者の救出、救護 (警備部)</li> <li>負傷者の医療機関への搬送 (警備部)</li> <li>行方不明者の捜索 (警備部)</li> <li>情報収集、発信、広報 (災害対策本部事務局)</li> <li>関係機関への支援要請 (災害対策本部事務局)</li> <li>二次災害等発生防止措置 (警備部)</li> <li>消防庁への報告 (警備部)</li> <li>広報に関する事項 (災害対策本部事務局)</li> <li>その他必要な活動</li> </ul> </td> </tr> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集・整理 (危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所)</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立 (消防局)</li> <li>救助活動に関する応援体制の確立 (消防局)</li> <li>現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討 (健康医療課)</li> <li>災害対策本部設置の検討 (危機管理課)</li> <li>その他必要な活動の検討</li> <li>消防庁への報告 (消防局)</li> <li>広報に関する事項 (広聴広報課)</li> </ul>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策の総合調整 (災害対策本部事務局)</li> <li>死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに搬送等の調整 (警備部)</li> <li>医療に関する連絡調整 (保健医療調整本部)</li> <li>遺体の措置 (遺族・遺体部)</li> <li>道路の応急復旧 (土木復旧部)</li> <li>消火活動 (警備部)</li> <li>被災者の救出、救護 (警備部)</li> <li>負傷者の医療機関への搬送 (警備部)</li> <li>行方不明者の捜索 (警備部)</li> <li>情報収集、発信、広報 (災害対策本部事務局)</li> <li>関係機関への支援要請 (災害対策本部事務局)</li> <li>二次災害等発生防止措置 (警備部)</li> <li>消防庁への報告 (警備部)</li> <li>広報に関する事項 (災害対策本部事務局)</li> <li>その他必要な活動</li> </ul>
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集・整理</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立</li> <li>救助活動に関する応援体制の確立</li> <li>現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討</li> <li>災害対策本部設置の検討</li> <li>その他必要な活動の検討</li> <li>消防庁への報告</li> <li>広報に関する事項</li> </ul>									
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策の総合調整</li> <li>死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに搬送等の調整</li> <li>現地における応急医療施設及び収容施設等の設置並びに管理</li> <li>遺体の措置</li> <li>道路の応急復旧</li> <li>消火活動</li> <li>被災者の救出、救護</li> <li>負傷者の医療機関への搬送</li> <li>情報収集、発信、広報</li> <li>関係機関への支援要請</li> <li>二次災害等発生防止措置</li> <li>消防庁への報告</li> <li>広報に関する事項</li> <li>その他必要な活動</li> </ul>									
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集・整理 (危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所)</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立 (消防局)</li> <li>救助活動に関する応援体制の確立 (消防局)</li> <li>現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討 (健康医療課)</li> <li>災害対策本部設置の検討 (危機管理課)</li> <li>その他必要な活動の検討</li> <li>消防庁への報告 (消防局)</li> <li>広報に関する事項 (広聴広報課)</li> </ul>									
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策の総合調整 (災害対策本部事務局)</li> <li>死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに搬送等の調整 (警備部)</li> <li>医療に関する連絡調整 (保健医療調整本部)</li> <li>遺体の措置 (遺族・遺体部)</li> <li>道路の応急復旧 (土木復旧部)</li> <li>消火活動 (警備部)</li> <li>被災者の救出、救護 (警備部)</li> <li>負傷者の医療機関への搬送 (警備部)</li> <li>行方不明者の捜索 (警備部)</li> <li>情報収集、発信、広報 (災害対策本部事務局)</li> <li>関係機関への支援要請 (災害対策本部事務局)</li> <li>二次災害等発生防止措置 (警備部)</li> <li>消防庁への報告 (警備部)</li> <li>広報に関する事項 (災害対策本部事務局)</li> <li>その他必要な活動</li> </ul>									
202	<p>«現地災害対策本部»</p> <table border="1" data-bbox="360 1241 1137 1430"> <tr> <td>処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動に関する調整</li> <li>トリアージ及び救急医療活動に係る調整</li> <li>負傷者搬送に係る調整</li> <li>負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整</li> <li>被災者情報に関すること</li> <li>広報に関すること</li> </ul> </td> </tr> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動に関する調整</li> <li>トリアージ及び救急医療活動に係る調整</li> <li>負傷者搬送に係る調整</li> <li>負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整</li> <li>被災者情報に関すること</li> <li>広報に関すること</li> </ul>	<p>«現地災害対策本部»</p> <table border="1" data-bbox="1196 1241 1982 1430"> <tr> <td>処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動に関する調整 (警備部)</li> <li>トリアージ及び救急医療活動に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>負傷者搬送に係る調整 (警備部)</li> <li>負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整 (保健医療調整本部)</li> </ul> </td> </tr> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動に関する調整 (警備部)</li> <li>トリアージ及び救急医療活動に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>負傷者搬送に係る調整 (警備部)</li> <li>負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整 (保健医療調整本部)</li> </ul>				
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動に関する調整</li> <li>トリアージ及び救急医療活動に係る調整</li> <li>負傷者搬送に係る調整</li> <li>負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整</li> <li>被災者情報に関すること</li> <li>広報に関すること</li> </ul>									
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動に関する調整 (警備部)</li> <li>トリアージ及び救急医療活動に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>負傷者搬送に係る調整 (警備部)</li> <li>負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整 (保健医療調整本部)</li> </ul>									

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第2章道路事故対策計画 新旧対照表

203	<div data-bbox="360 151 499 220" style="background-color: #FFC0CB; width: 62px; height: 43px; margin-bottom: 5px;"></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺体措置に関する調整</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul> <p>(略)</p> <p>3 危険物等の流出・散乱に対する応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民の安全確保</p> <p>○ 市は、危険物が流出した場合に有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、<b>消防警戒区域、火災警戒区域等を設定し</b>、付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置を行う。また付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。</p> <p>(略)</p>	<div data-bbox="1200 151 1339 220" style="background-color: #FFC0CB; width: 62px; height: 43px; margin-bottom: 5px;"></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者情報に関すること (区本部)</li> <li>・ 広報に関すること (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 遺体措置に関する調整 (遺族・遺体部)</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul> <p>(略)</p> <p>3 危険物等の流出・散乱に対する応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民の安全確保</p> <p>○ 市は、危険物が流出した場合に有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置を行う。また付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に<b>緊急避難場所</b>を開設する。</p> <p>(略)</p>
-----	---	--

頁	旧	新				
207	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>1 情報連絡体制の整備</p> <p>○ 鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報する。</p> <p>【情報連絡系統図】</p>  <p>※ 地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報もたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>1 情報連絡体制の整備</p> <p>○ 鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報する。</p> <p>【情報連絡系統図】</p>  <p>※ 地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報もたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。</p>				
208	<p>2 応急体制</p> <p>(1) 市の体制</p> <p>○ 「共通対応編 第3章 第3節組織・動員計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。</p> <p>《事前配備体制》</p> <p>○ 連絡を受けた事故が多数の死傷者を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合は、市は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。</p> <table border="1" data-bbox="392 1332 1120 1425"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集・整理</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立</li> <li>救助活動に関する応援体制の確立</li> </ul> </td> </tr> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集・整理</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立</li> <li>救助活動に関する応援体制の確立</li> </ul>	<p>2 応急体制</p> <p>(1) 市の体制</p> <p>○ 「共通対応編 第3章 第3節組織・動員計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。</p> <p>《事前配備体制》</p> <p>○ 連絡を受けた事故が多数の死傷者を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合は、市は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。</p> <table border="1" data-bbox="1232 1332 1960 1425"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集・整理（危機管理課、各市区振興課、各行政センター、各支所）</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立（消防局）</li> </ul> </td> </tr> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集・整理（危機管理課、各市区振興課、各行政センター、各支所）</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立（消防局）</li> </ul>
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集・整理</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立</li> <li>救助活動に関する応援体制の確立</li> </ul>					
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集・整理（危機管理課、各市区振興課、各行政センター、各支所）</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立（消防局）</li> </ul>					

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第3章鉄道事故対策計画 新旧対照表

209	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討</li> <li>・ 災害対策本部設置の検討</li> <li>・ その他必要な活動の検討</li> <li>・ 消防庁への報告</li> <li>・ 広報に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救助活動に関する応援体制の確立 (消防局)</li> <li>・ 現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討 (健康医療課)</li> <li>・ 災害対策本部設置の検討 (危機管理課)</li> <li>・ その他必要な活動の検討</li> <li>・ 消防庁への報告 (消防局)</li> <li>・ 広報に関する事項 (広聴広報課)</li> </ul>
	<p>«災害対策本部»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。</li> <li>○ 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。</li> </ul>	<p>«災害対策本部»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。</li> <li>○ 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。</li> </ul>
	<p>処理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 消火活動</li> <li>・ 搜索活動</li> <li>・ 遺体の措置</li> <li>・ 救出・救助・救急活動</li> <li>・ 負傷者の搬送</li> <li>・ 情報発信、広報</li> <li>・ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立</li> <li>・ 避難誘導、緊急避難場所の開設</li> <li>・ 関係機関への支援要請</li> <li>・ 二次災害等発生防止措置</li> <li>・ 消防庁への報告</li> <li>・ 広報に関する事項</li> <li>・ 広報に関する事項</li> </ul>	<p>処理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 情報の収集・伝達 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 消火活動 (警備部)</li> <li>・ 搜索活動 (警備部)</li> <li>・ 遺体の措置 (遺族・遺体部)</li> <li>・ 救出・救助・救急活動 (警備部)</li> <li>・ 負傷者の搬送 (警備部)</li> <li>・ 情報発信、広報 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 避難誘導、緊急避難場所の開設 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 関係機関への支援要請 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 二次災害等発生防止措置 (警備部)</li> <li>・ 消防庁への報告 (警備部)</li> <li>・ 広報に関する事項 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 広報に関する事項 (広聴広報課)</li> </ul>
	<p>«現地災害対策本部»</p> <p>処理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整</li> <li>・ 被災者情報に関すること</li> <li>・ 広報に関すること</li> </ul>	<p>«現地災害対策本部»</p> <p>処理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整 (警備部)</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整 (警備部)</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>・ 被災者情報に関すること (区本部)</li> <li>・ 広報に関すること (災害対策本部事務局)</li> </ul>

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第3章鉄道事故対策計画 新旧対照表

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺体措置に関する調整</li> <li>その他必要な活動</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(2) 防災関係機関の体制</p> <p>(略)</p> <p>【特記事項】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">避難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。</li> <li>避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び危険箇所の情報を避難者に提供する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体措置に関する調整</li> <li>その他必要な活動</li> </ul>	(略)		避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。</li> <li>避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び危険箇所の情報を避難者に提供する。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺体措置に関する調整 (遺族・遺体部)</li> <li>その他必要な活動</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(2) 防災関係機関の体制</p> <p>(略)</p> <p>【特記事項】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">避難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に緊急避難場所を開設する。</li> <li>避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び危険箇所の情報を避難者に提供する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体措置に関する調整 (遺族・遺体部)</li> <li>その他必要な活動</li> </ul>	(略)		避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に緊急避難場所を開設する。</li> <li>避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び危険箇所の情報を避難者に提供する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体措置に関する調整</li> <li>その他必要な活動</li> </ul>												
(略)													
避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。</li> <li>避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び危険箇所の情報を避難者に提供する。</li> </ul>												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体措置に関する調整 (遺族・遺体部)</li> <li>その他必要な活動</li> </ul>												
(略)													
避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に緊急避難場所を開設する。</li> <li>避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び危険箇所の情報を避難者に提供する。</li> </ul>												

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第4章海上事故対策計画 新旧対照表

頁	旧	新								
226	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画（船舶事故）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市の体制</p> <p>○「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。</p> <p>≪事前配備体制≫</p> <p>○連絡を受けた事故が、多数の死傷者を伴い、市の消防力では対応が困難と思われる場合又は、事故の発生に伴い、沿岸部へ小規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合は、市は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。</p> <table border="1" data-bbox="376 624 1077 890"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期情報の収集・整理</li> <li>・ 医療機関への協力要請</li> <li>・ 消防ヘリによる救出・搬送等</li> <li>・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保</li> <li>・ 二次災害等の発生防止措置</li> <li>・ 静岡県への報告</li> <li>・ 広報に関する事項</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>≪災害対策本部≫</p> <p>○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。</p> <p>○ 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="434 1177 1135 1404"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 消火活動</li> <li>・ 搜索活動</li> <li>・ 救出・救助・救急活動</li> <li>・ 負傷者の搬送</li> </ul> </td> </tr> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期情報の収集・整理</li> <li>・ 医療機関への協力要請</li> <li>・ 消防ヘリによる救出・搬送等</li> <li>・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保</li> <li>・ 二次災害等の発生防止措置</li> <li>・ 静岡県への報告</li> <li>・ 広報に関する事項</li> </ul>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 消火活動</li> <li>・ 搜索活動</li> <li>・ 救出・救助・救急活動</li> <li>・ 負傷者の搬送</li> </ul>	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画（船舶事故）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市の体制</p> <p>○「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。</p> <p>≪事前配備体制≫</p> <p>○連絡を受けた事故が、多数の死傷者を伴い、市の消防力では対応が困難と思われる場合又は、事故の発生に伴い、沿岸部へ小規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合は、市は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。</p> <table border="1" data-bbox="1267 628 1968 930"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期情報の収集・整理（危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所）</li> <li>・ 医療機関への協力要請（健康医療課）</li> <li>・ 消防ヘリによる救出・搬送等（消防局）</li> <li>・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保（消防局）</li> <li>・ 二次災害等の発生防止措置（土木部）</li> <li>・ 静岡県への報告（危機管理課）</li> <li>・ 広報に関する事項（広聴広報課）</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>≪災害対策本部≫</p> <p>○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。</p> <p>○ 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1267 1177 1968 1404"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 情報の収集・伝達（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 消火活動（警備部）</li> <li>・ 搜索活動（警備部）</li> <li>・ 遺体の措置（遺族・遺体部）</li> <li>・ 救出・救助・救急活動（警備部）</li> </ul> </td> </tr> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期情報の収集・整理（危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所）</li> <li>・ 医療機関への協力要請（健康医療課）</li> <li>・ 消防ヘリによる救出・搬送等（消防局）</li> <li>・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保（消防局）</li> <li>・ 二次災害等の発生防止措置（土木部）</li> <li>・ 静岡県への報告（危機管理課）</li> <li>・ 広報に関する事項（広聴広報課）</li> </ul>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 情報の収集・伝達（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 消火活動（警備部）</li> <li>・ 搜索活動（警備部）</li> <li>・ 遺体の措置（遺族・遺体部）</li> <li>・ 救出・救助・救急活動（警備部）</li> </ul>
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期情報の収集・整理</li> <li>・ 医療機関への協力要請</li> <li>・ 消防ヘリによる救出・搬送等</li> <li>・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保</li> <li>・ 二次災害等の発生防止措置</li> <li>・ 静岡県への報告</li> <li>・ 広報に関する事項</li> </ul>									
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 消火活動</li> <li>・ 搜索活動</li> <li>・ 救出・救助・救急活動</li> <li>・ 負傷者の搬送</li> </ul>									
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期情報の収集・整理（危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所）</li> <li>・ 医療機関への協力要請（健康医療課）</li> <li>・ 消防ヘリによる救出・搬送等（消防局）</li> <li>・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保（消防局）</li> <li>・ 二次災害等の発生防止措置（土木部）</li> <li>・ 静岡県への報告（危機管理課）</li> <li>・ 広報に関する事項（広聴広報課）</li> </ul>									
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 情報の収集・伝達（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 消火活動（警備部）</li> <li>・ 搜索活動（警備部）</li> <li>・ 遺体の措置（遺族・遺体部）</li> <li>・ 救出・救助・救急活動（警備部）</li> </ul>									



浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第4章海上事故対策計画 新旧対照表

227	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿岸等における排出油等の状況調査</li> <li>・ 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等</li> <li>・ 情報収集、発信、広報</li> <li>・ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立</li> <li>・ 避難誘導、避難場所の開設</li> <li>・ 関係機関への支援要請</li> <li>・ 二次災害等発生防止措置</li> <li>・ 消防庁への報告</li> <li>・ 広報に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負傷者の搬送 (警備部)</li> <li>・ 沿岸等における排出油等の状況調査 (廃棄物処理部)</li> <li>・ 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等 (廃棄物処理部)</li> <li>・ 情報収集、発信、広報 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 避難誘導、緊急避難場所の開設 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 関係機関への支援要請 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 二次災害等発生防止措置 (警備部)</li> <li>・ 消防庁への報告 (警備部)</li> <li>・ 広報に関する事項 (災害対策本部事務局)</li> </ul>			
	<p>««現地災害対策本部»»</p> <table border="1"> <tr> <td>処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整</li> <li>・ 被災者情報に関すること</li> <li>・ 広報に関すること</li> <li>・ 遺体措置に関する調整</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整</li> <li>・ 被災者情報に関すること</li> <li>・ 広報に関すること</li> <li>・ 遺体措置に関する調整</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul>	<p>««現地災害対策本部»»</p> <table border="1"> <tr> <td>処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整 (警備部)</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整 (警備部)</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>・ 被災者情報に関すること (区本部)</li> <li>・ 広報に関すること (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 遺体措置に関する調整 (遺族・遺体部)</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	処理事項
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整</li> <li>・ 被災者情報に関すること</li> <li>・ 広報に関すること</li> <li>・ 遺体措置に関する調整</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul>				
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整 (警備部)</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整 (警備部)</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>・ 被災者情報に関すること (区本部)</li> <li>・ 広報に関すること (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 遺体措置に関する調整 (遺族・遺体部)</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul>				

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第5章航空事故対策計画 新旧対照表

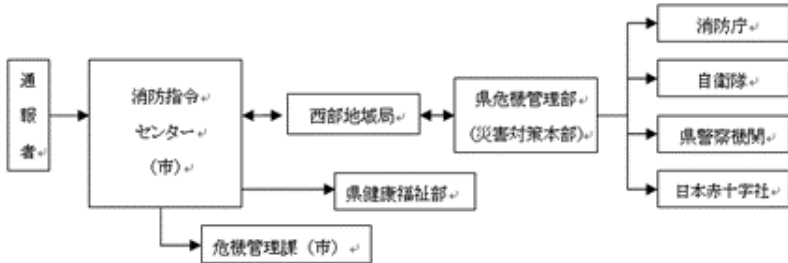

頁	旧	新								
238	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 市の体制</p> <p>○ 「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。</p> <p>≪事前配備体制≫</p> <p>○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者を伴い、市の消防力では対応が困難と思われる場合などは、市は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。</p> <table border="1" data-bbox="430 587 1133 855"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期情報の収集・整理</li> <li>・ 医療機関への協力要請</li> <li>・ 消防ヘリによる救出・搬送等</li> <li>・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保</li> <li>・ 二次災害等の発生防止措置</li> <li>・ 静岡県への報告</li> <li>・ 広報に関する事項</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>≪災害対策本部≫</p> <p>○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。</p> <p>○ 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="430 1139 1133 1398"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 消火活動</li> <li>・ 搜索活動</li> <li>・ 救出・救助・救急活動</li> <li>・ 負傷者の搬送</li> <li>・ 搭乗員名簿の入手及び確認</li> </ul> </td> </tr> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期情報の収集・整理</li> <li>・ 医療機関への協力要請</li> <li>・ 消防ヘリによる救出・搬送等</li> <li>・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保</li> <li>・ 二次災害等の発生防止措置</li> <li>・ 静岡県への報告</li> <li>・ 広報に関する事項</li> </ul>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 消火活動</li> <li>・ 搜索活動</li> <li>・ 救出・救助・救急活動</li> <li>・ 負傷者の搬送</li> <li>・ 搭乗員名簿の入手及び確認</li> </ul>	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 市の体制</p> <p>○ 「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」によるもののほか、以下のとおり実施する。</p> <p>≪事前配備体制≫</p> <p>○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者を伴い、市の消防力では対応が困難と思われる場合などは、市は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。</p> <table border="1" data-bbox="1267 587 1971 890"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期情報の収集・整理（危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所）</li> <li>・ 医療機関への協力要請（健康医療課）</li> <li>・ 消防ヘリによる救出・搬送等（消防局）</li> <li>・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保（消防局）</li> <li>・ 二次災害等の発生防止措置（土木部）</li> <li>・ 静岡県への報告（危機管理課）</li> <li>・ 広報に関する事項（広聴広報課）</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>≪災害対策本部≫</p> <p>○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。</p> <p>○ 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1267 1139 1971 1398"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 情報の収集・伝達（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 消火活動（警備部）</li> <li>・ 搜索活動（警備部）</li> <li>・ 遺体の措置（遺族・遺体部）</li> <li>・ 救出・救助・救急活動（警備部）</li> <li>・ 負傷者の搬送（警備部）</li> </ul> </td> </tr> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期情報の収集・整理（危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所）</li> <li>・ 医療機関への協力要請（健康医療課）</li> <li>・ 消防ヘリによる救出・搬送等（消防局）</li> <li>・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保（消防局）</li> <li>・ 二次災害等の発生防止措置（土木部）</li> <li>・ 静岡県への報告（危機管理課）</li> <li>・ 広報に関する事項（広聴広報課）</li> </ul>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 情報の収集・伝達（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 消火活動（警備部）</li> <li>・ 搜索活動（警備部）</li> <li>・ 遺体の措置（遺族・遺体部）</li> <li>・ 救出・救助・救急活動（警備部）</li> <li>・ 負傷者の搬送（警備部）</li> </ul>
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期情報の収集・整理</li> <li>・ 医療機関への協力要請</li> <li>・ 消防ヘリによる救出・搬送等</li> <li>・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保</li> <li>・ 二次災害等の発生防止措置</li> <li>・ 静岡県への報告</li> <li>・ 広報に関する事項</li> </ul>									
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 消火活動</li> <li>・ 搜索活動</li> <li>・ 救出・救助・救急活動</li> <li>・ 負傷者の搬送</li> <li>・ 搭乗員名簿の入手及び確認</li> </ul>									
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期情報の収集・整理（危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所）</li> <li>・ 医療機関への協力要請（健康医療課）</li> <li>・ 消防ヘリによる救出・搬送等（消防局）</li> <li>・ 災害対策本部設置に先行した臨時ヘリポート等の確保（消防局）</li> <li>・ 二次災害等の発生防止措置（土木部）</li> <li>・ 静岡県への報告（危機管理課）</li> <li>・ 広報に関する事項（広聴広報課）</li> </ul>									
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策の総合調整（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 情報の収集・伝達（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 消火活動（警備部）</li> <li>・ 搜索活動（警備部）</li> <li>・ 遺体の措置（遺族・遺体部）</li> <li>・ 救出・救助・救急活動（警備部）</li> <li>・ 負傷者の搬送（警備部）</li> </ul>									

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第5章航空事故対策計画 新旧対照表

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集、発信、広報</li> <li>・ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立</li> <li>・ 避難誘導、避難場所の開設</li> <li>・ 関係機関への支援要請<sup>(※2)</sup></li> <li>・ 二次災害等発生防止措置</li> <li>・ 消防庁への報告</li> <li>・ 広報に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搭乗員名簿の入手及び確認 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 情報収集、発信、広報 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 避難誘導、緊急避難場所の開設 (災害対策本部事務局)</li> <li>・ 関係機関への支援要請 (災害対策本部事務局) <sup>(※2)</sup></li> <li>・ 二次災害等発生防止措置 (警備部)</li> <li>・ 消防庁への報告 (警備部)</li> <li>・ 広報に関する事項 (災害対策本部事務局)</li> </ul>										
239	<p>««現地災害対策本部»»</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 531 577 831">処理事項</td> <td data-bbox="577 531 1137 831"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整</li> <li>・ 被災者情報に関すること</li> <li>・ 広報に関すること <sup>(※3)</sup></li> <li>・ 遺体措置に関する調整</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整</li> <li>・ 被災者情報に関すること</li> <li>・ 広報に関すること <sup>(※3)</sup></li> <li>・ 遺体措置に関する調整</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul>	<p>««現地災害対策本部»»</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1272 531 1391 868">処理事項</td> <td data-bbox="1391 531 1982 868"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整 (警備部)</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整 (警備部)</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>・ 被災者情報に関すること (区本部)</li> <li>・ 広報に関すること (災害対策本部事務局) <sup>(※3)</sup></li> <li>・ 遺体措置に関する調整 (遺族・遺体部)</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整 (警備部)</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整 (警備部)</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>・ 被災者情報に関すること (区本部)</li> <li>・ 広報に関すること (災害対策本部事務局) <sup>(※3)</sup></li> <li>・ 遺体措置に関する調整 (遺族・遺体部)</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul>						
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整</li> <li>・ 被災者情報に関すること</li> <li>・ 広報に関すること <sup>(※3)</sup></li> <li>・ 遺体措置に関する調整</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul>											
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整 (警備部)</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整 (警備部)</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整 (保健医療調整本部)</li> <li>・ 被災者情報に関すること (区本部)</li> <li>・ 広報に関すること (災害対策本部事務局) <sup>(※3)</sup></li> <li>・ 遺体措置に関する調整 (遺族・遺体部)</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul>											
242	<p>3 防災関係機関の体制</p> <p>(略)</p> <p>【特記事項】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="398 1023 1137 1070">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="398 1070 616 1315">避難</td> <td data-bbox="616 1070 1137 1315"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="398 1315 1137 1362">(略)</td> </tr> </table>	(略)		避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。</li> </ul>	(略)		<p>3 防災関係機関の体制</p> <p>(略)</p> <p>【特記事項】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1238 1023 1982 1070">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 1070 1456 1407">避難</td> <td data-bbox="1456 1070 1982 1407"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、市は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。また、開設した避難所に同様の影響が及ぶおそれがある場合は、学習等供用施設などの周辺施設を避難所として開設する。なお、避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	(略)		避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、市は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。また、開設した避難所に同様の影響が及ぶおそれがある場合は、学習等供用施設などの周辺施設を避難所として開設する。なお、避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。</li> </ul>
(略)												
避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。</li> </ul>											
(略)												
(略)												
避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、市は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。また、開設した避難所に同様の影響が及ぶおそれがある場合は、学習等供用施設などの周辺施設を避難所として開設する。なお、避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。</li> </ul>											

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第5章航空事故対策計画 新旧対照表


		(略)
--	--	-----

頁	旧	新				
247	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>○ 大規模火災が発生した場合の災害応急対策について定める。</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p>  <p>※ 状況により、通報先が警察機関となる場合が考えられるが、系統は基本的に同様。</p> <p>2 応急体制</p> <p>(1) 市の体制</p> <p>○ 「共通対応編 第3章 第3節組織・動員計画」及び「同編 同章 第11節 消防計画によるもののほか、以下のとおり実施する。</p> <p>《事前配備体制》</p> <p>○ 事故の連絡を受けた市は、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。</p> <table border="1" data-bbox="398 1133 1131 1396"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集及び整理</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立</li> <li>救助に関する応援体制の確立</li> <li>現場救護地区の設置及び負傷者に係る調整の検討</li> <li>災害対策本部設置の検討</li> <li>その他必要な活動の検討</li> <li>消防庁への報告</li> </ul> </td> </tr> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集及び整理</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立</li> <li>救助に関する応援体制の確立</li> <li>現場救護地区の設置及び負傷者に係る調整の検討</li> <li>災害対策本部設置の検討</li> <li>その他必要な活動の検討</li> <li>消防庁への報告</li> </ul>	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>○ 大規模火災が発生した場合の災害応急対策について定める。</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p>  <p>※ 状況により、通報先が警察機関となる場合が考えられるが、系統は基本的に同様。</p> <p>2 応急体制</p> <p>(1) 市の体制</p> <p>○ 「共通対応編 第3章 第3節組織・動員計画」及び「同編 同章 第11節 消防計画によるもののほか、以下のとおり実施する。</p> <p>《事前配備体制》</p> <p>○ 事故の連絡を受けた市は、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係課職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。</p> <table border="1" data-bbox="1238 1133 1971 1396"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">処理事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集及び整理 (危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所)</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立 (消防局)</li> <li>救助に関する応援体制の確立 (消防局)</li> <li>医療に関する連絡調整 (保健医療調整本部)</li> <li>災害対策本部設置の検討 (危機管理課)</li> <li>その他必要な活動の検討</li> </ul> </td> </tr> </table>	処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集及び整理 (危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所)</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立 (消防局)</li> <li>救助に関する応援体制の確立 (消防局)</li> <li>医療に関する連絡調整 (保健医療調整本部)</li> <li>災害対策本部設置の検討 (危機管理課)</li> <li>その他必要な活動の検討</li> </ul>
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集及び整理</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立</li> <li>救助に関する応援体制の確立</li> <li>現場救護地区の設置及び負傷者に係る調整の検討</li> <li>災害対策本部設置の検討</li> <li>その他必要な活動の検討</li> <li>消防庁への報告</li> </ul>					
処理事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期情報の収集及び整理 (危機管理課、各区区振興課、各行政センター、各支所)</li> <li>消火活動に関する応援体制の確立 (消防局)</li> <li>救助に関する応援体制の確立 (消防局)</li> <li>医療に関する連絡調整 (保健医療調整本部)</li> <li>災害対策本部設置の検討 (危機管理課)</li> <li>その他必要な活動の検討</li> </ul>					

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第6章大規模火災対策計画 新旧対照表

248	<p>・ 広報に関する事項</p> <p>「災害対策本部」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。</li> <li>○ 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。</li> </ul> <p>処理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに搬送等の調整</li> <li>・ 現地における応急医療施設及び収容施設等の設置並びに管理</li> <li>・ 遺体の措置</li> <li>・ 消火活動</li> <li>・ 被災者の救出、救護</li> <li>・ 負傷者の医療機関への搬出</li> <li>・ 防災対策の総合調整</li> <li>・ 情報収集、発信、広報</li> <li>・ 関係機関への支援要請</li> <li>・ 二次災害等発生防止措置</li> <li>・ 消防庁への報告</li> <li>・ 広報に関する事項</li> </ul>	<p>・ 消防庁への報告（消防局）</p> <p>・ 広報に関する事項（広聴広報課）</p> <p>「災害対策本部」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行する恐れがある場合は、市は災害対策本部の設置を協議する。</li> <li>○ 市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。</li> </ul> <p>処理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに搬送等の調整（警備部）</li> <li>・ 医療に関する連絡調整（保健医療調整本部）</li> <li>・ 遺体の措置（遺族・遺体部）</li> <li>・ 消火活動（警備部）</li> <li>・ 被災者の救出、救護（警備部）</li> <li>・ 負傷者の医療機関への搬出（警備部）</li> <li>・ 防災対策の総合調整（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 情報収集、発信、広報（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 避難誘導、緊急避難場所の開設（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 関係機関への支援要請（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 二次災害等発生防止措置（警備部）</li> <li>・ 消防庁への報告（警備部）</li> <li>・ 広報に関する事項（災害対策本部事務局）</li> </ul>
249	<p>「現地災害対策本部」</p> <p>処理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整</li> <li>・ 被災者情報に関すること</li> <li>・ 広報に関すること</li> <li>・ 遺体措置に関する調整</li> <li>・ その他必要な活動</li> </ul>	<p>「現地災害対策本部」</p> <p>処理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動に関する調整（警備部）</li> <li>・ トリアージ及び救急医療活動に係る調整（保健医療調整本部）</li> <li>・ 負傷者搬送に係る調整（警備部）</li> <li>・ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整（保健医療調整本部）</li> <li>・ 被災者情報に関すること（区本部）</li> <li>・ 広報に関すること（災害対策本部事務局）</li> <li>・ 遺体措置に関する調整（遺族・遺体部）</li> </ul>

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第6章大規模火災対策計画 新旧対照表

	(略)	(略)  ・ その他必要な活動
--	-----	--

浜松市地域防災計画 大規模事故等対策編 第9章大規模停電事故対策計画 新旧対照表

頁	旧	新
269	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 事業者の応急体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 広報活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に伴う断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電した時は、中部電力パワーグリッド(株)の市内各営業所に通報する。</li> <li>・ 電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに中部電力パワーグリッド(株)の市内各営業所に通報する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 事業者の応急体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 広報活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に伴う断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電した時は、中部電力パワーグリッド(株)に通報する。</li> <li>・ 電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに中部電力パワーグリッド(株)に通報する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p>